

平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月1日(木)				防災の日
9月2日(金)	午前10時	本会議	議事室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	昼休み	総務文教常任委員会協議会	応接室	
9月3日(土)				
9月4日(日)				
9月5日(月)	午前10時	決算審査	議員控室	
	(午後1時)			(質疑討論通告締切)
	(午後4時)			(議員決算審査資料要求締切)
9月6日(火)	午前10時	本会議	議事室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	臨時議会運営委員会終了後	総務文教常任委員会協議会	第二委員会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
9月7日(水)				
9月8日(木)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月9日(金)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
9月10日(土)				
9月11日(日)		第44回衆議院総選挙		
9月12日(月)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
9月13日(火)	(午後1時)			(執行部決算審査資料提出締切)
9月14日(水)	午前10時	本会議	議事室	一般質問
9月15日(木)	午前10時	本会議	議事室	一般質問
	本会議散会後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会協議会	第一委員会室	
	本会議散会後	決算審査	議員控室	
				(議員へ決算審査資料配付)
9月16日(金)				
9月17日(土)				
9月18日(日)				
9月19日(月)				敬老の日
9月20日(火)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
	昼休み	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
9月21日(水)	午前10時	決算特別委員会	全員協議会室	
	昼休み	議会運営委員会協議会	第一委員会室	
	決算特別委員会終了後	総務文教常任委員会協議会	第一委員会室	
9月22日(木)				
9月23日(金)				秋分の日
9月24日(土)				
9月25日(日)				
9月26日(月)				
9月27日(火)	(午後1時)			(質疑討論通告締切)
9月28日(水)	午前10時	本会議	議事室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	最終協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	

平成17年第3回(9月)定例会目次

第1日(9月2日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	2
5. 出席説明員.....	2
6. 出席事務局職員.....	2
開 会.....	4
散 会.....	16

第2日(9月6日再開)

1. 議事日程.....	17
2. 出席議員.....	17
3. 欠席議員.....	17
4. 出席説明員.....	17
5. 出席事務局職員.....	18
再 開.....	19
散 会.....	25

第3日(9月14日再開)

1. 議事日程.....	27
2. 出席議員.....	28
3. 欠席議員.....	28
4. 出席説明員.....	28
5. 出席事務局職員.....	29
再 開.....	30
散 会.....	85

第4日(9月15日再開)

1. 議事日程.....	87
2. 出席議員.....	88
3. 欠席議員.....	88
4. 出席説明員.....	88

5. 出席事務局職員.....	89
再 開.....	90
散 会.....	145

第5日(9月28日再開)

1. 議事日程.....	147
2. 出席議員.....	148
3. 欠席議員.....	148
4. 出席説明員.....	148
5. 出席事務局職員.....	148
再 開.....	149
閉 会.....	174

審議結果

1. 審議結果.....	177
2. 議員の派遣について.....	179
3. 諸般の報告.....	181

1 議 事 日 程 (初 日)

〔平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会〕

平成17年9月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第7号 平成16年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について |
| 日程第5 | 認定第1号 平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第5号 平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第6号 平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第7号 平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 認定第8号 平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度太宰府市一般会計補正予算:専決第1号) |
| 日程第14 | 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算:専決第1号) |
| 日程第15 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算:専決第1号) |
| 日程第16 | 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第64号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について |
| 日程第19 | 議案第65号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について |
| 日程第20 | 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第21 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

日程第22 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第23 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

11番 山路一恵 議員 12番 小柳道枝 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石純一
議事課長 田中利雄
書記 伊藤剛

書 記 滿 崎 哲 也
書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成17年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

11番、山路一恵議員

12番、小柳道枝議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの27日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第7号 平成16年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について  
議長（村山弘行議員） 日程第4、報告第7号「平成16年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について」を議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成17年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、九州国立博物館についてでございます。

本年3月議会の施政方針の冒頭で申し上げましたように、本市の本年度最大の出来事になる九州国立博物館の開館まで、いよいよ43日と迫ってまいりました。本市に新たな歴史を刻む、新時代の到来ともいふべきものであり、100年来の先人たちの熱い思いがいよいよ結実いたします。改めて誘致運動にかかわられた諸先輩方に敬意を表するとともに、感謝申し上げる次第であります。この開館を、地元市長として皆様とともに迎えることができることに万感胸に迫る思いでいっぱいであります。開館に当たりましては、各種の記念イベントが予定されておりますので、関係諸団体とも連携を取りながら、本市を挙げて市民とともに祝い、喜びを分かち合いたいと思っております。

次に、「散策路整備事業」についてでございます。

九州国立博物館とその周辺地域をコアエリアとし、そのエリア整備として「散策路整備事業」を地元のご理解とご協力を得ながら、個性ある太宰府らしさを創出すべく平成13年度から平成17年度までの5か年を要し行ってまいりまして、九州国立博物館開館を目前に無事完了し、今月30日に開通式をとり行うことになりました。地域の関係者の皆様並びに議員各位におかれましては、多大なるご協力をいただきましたことに対し、この場をおかりいたしまして厚く感謝を申し上げます。

次に、「ねんりんピックふくおか2005（に ゴー!）」についてでございます。

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心とし、各種スポーツ、文化交流の大会のほか、美術展や音楽文化祭など多彩なイベントを通じまして、あらゆる世代の人たちが参加を楽しめる、総合的な全国規模の祭典であります。第18回目の大会となります「ねんりんピックふくおか2005（に ゴー!）」は、県内16市町において11月13日から15日までの期間で開催され、本市では昨年のプレ大会同様、11月13日ウォークラリーが行われます。全国各地からお見えになる選手、役員の方々を温かくお迎えしたいと思います。

一方、国においては、現下の小泉政権は「構造改革なくして日本の再生と発展はない」とい

うこれまでの方針を堅持し、構造改革の本丸というべき郵政民営化関連法案が参議院で否決されたことを受け、8月8日に衆議院が解散され、今月11日の投票日まで激しい選挙戦が繰り広げられているところでございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は報告1件、平成16年度の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定8件、平成17年度予算分の専決処分の承認を求めるもの3件、県内市町村合併に伴う規約の協議ほか4件、条例の一部改正1件、補正予算3件、合わせて20件について議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

私どもは、議決いただきました予算の適正な執行について、遺漏のないように最善を図っているところでございますが、今回の決算審査を通じまして議員皆様方のさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。そして、議員皆様方のご意見やご要望につきましては、新年度予算に最大限に反映させるべく努力していきたいと考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第7号「平成16年度太宰府市水道事業会計継続費精算報告について」ご説明申し上げます。

平成14年度から平成16年度の3か年での事業を予定しておりました大佐野浄水場施設改良工事が平成17年1月31日に完成いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告いたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~

日程第5から日程第12まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第12、認定第8号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第12までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 認定第1号から認定第8号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度一般会計決算額は、歳入が241億4,283万6,728円、歳出は232億5,776万2,966円となりました。これを前年度に比較しますと、歳入は17億6,362万3,395円、7.9%、歳出は18億1,296万3,559円、8.5%、それぞれ増加いたしました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、8億8,507万3,762円、繰越明許費及び事故繰越しによる翌年度に繰り越すべき財源3億7,551万1,764円を差し引いた実質収支は、5億956万1,998円の黒字決算とすることができました。

平成16年度は、市税収入の減少や地方交付税が大幅に削減される中、災害復旧事業の実施などにより大幅な財源不足が生じ、基金の取り崩しにより歳入不足を補てんするといった極めて厳しい財政状況でありましたが、市税をはじめ、あらゆる収入財源の確保に努めるとともに経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信いたしております。

これもひとえに議員の皆様をはじめ、市民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様をはじめ、市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度は、歳入総額50億3,283万2,674円、歳出総額50億1,495万7,514円で、対前年度比では、歳入5.6%、2億6,565万円の増、歳出で7.1%、3億3,095万円の増となっており、歳入歳出差し引き1,787万5,160円の繰り越しとなっております。

しかしながら、平成16年度国民健康保険事業収支は黒字とはいえ、前年度の実質収支額8,317万161円を差し引いた単年度収支では6,529万円の赤字となっております。国民健康保険事業の運営は、高齢化とともに被保険者の加入割合の増、医療技術の高度化等による医療費の増加、疾病構造の複雑化など医療給付費が年々増加しております。一方厳しい社会状況の中にあつて、被保険者は増加しておりますが保険税収入はなかなか増えず、財政状況は極めて厳しい状況が続いております。

また、歳出の根幹をなす保険給付費は、対前年度比10.5%、約3億1,600万円増の33億4,427万8,346円となっております。

なお、保険給付費の不足金に充用するための基金への積立金は、運用利息の9,075円の積み立てを行いまして、基金残高は1億8,445万5,108円となっております。

国民健康保険を含む医療保険制度のあり方につきましては、現在国の「社会保障制度審議

会」において審議がされており、平成18年度には医療保険制度の改革が予定されており、その行方について注視しておるところでございます。国の制度改革がまだ見えない状況の中で、本市といたしましては医療費の適正化、保健事業の推進、国保税の収納率向上対策等、一層の運営努力を行ってまいります。

次に、認定第3号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度は、歳入総額58億5,995万1,970円で、対前年度比では6.25%、3億4,506万6,355円の増に対しまして、歳出総額58億5,570万3,842円で、対前年度比では5.24%、2億9,129万811円の増となっております。歳入歳出差し引きは424万8,128円の黒字となっております。

医療受給者数の年間平均は、7,185人から6,899人、4.0%に当たる286人の減となっておりますが、年間1人当たりの医療費支給額におきましては8.84%、6万7,573円増えまして、76万4,483円から83万2,056円に増加いたしております。

今後とも医療受給者に対しては、制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の高揚に向けた啓発や保健事業の推進など、老人保健財政の安定化を図るために引き続き努力してまいります。

次に、認定第4号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度は、歳入総額30億5,248万円、歳出総額30億2,107万円で、対前年度比、歳入4.0%、歳出3.0%の増となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費で28億6,781万円で、支出総額の94.9%を占めております。

年々、介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険費の伸びが予想される中、今後といたしましては介護予防を推進するとともに、介護給付費の適正化を図ってまいります。

次に、認定第5号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が2,251万4,406円、歳出が2,209万4,535円となっております。歳入歳出差し引き41万9,871円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で16.0%、歳出では14.4%、いずれも減額となっております。

次に、認定第6号「平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度の決算額は、歳入総額、歳出総額それぞれ7,911万9,881円となっております。内容としましては高雄公園用地購入費借入金の一部償還を行いました。

財源といたしましては、7,911万9,881円の一般会計から繰り入れを行いました。

次に、認定第7号「平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

す。

まず、平成16年度末における給水人口は5万868人で、行政人口に対する普及率は76.5%となっております。

次に、平成16年度の年間総給水量は462万7,278m³で、前年度より0.3%、1万4,248m³の増となっております。

建設改良工事は、配水管新設工事8件、下水道工事等に伴う配水管布設替工事4件、大佐野浄水場施設改良工事等5件を実施いたしました。

次に、経理面ではありますが、収益的収支では、総収益10億1,169万2,038円に対しまして、総費用10億8,358万4,123円で、差し引き7,189万2,085円の純損失を生じております。

純損失が生じた主な理由といたしましては、給水収益は前年度に比べて1.5%、1,386万3,480円の増加をしたものの、一般会計からの高料金対策繰入金平成16年度より廃止されたこと、大佐野浄水場施設改良工事が完了したことに伴う資産減耗費の増加によるものであります。

資本的収支につきましては、収入総額3億254万6,284円に対しまして、支出総額8億3,793万7,573円で、差し引き5億3,539万1,289円が不足いたしました。この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上が平成16年度の水道事業会計の決算概要であります。

次に、認定第8号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

平成16年度は、総額4億6,954万2,948円を投じまして、汚水管渠及び雨水管渠の整備に努めてまいりました。

その結果、水洗化人口は前年度比0.8%増の6万2,536人となり、行政人口に対する水洗化人口普及率は94.0%となっております。また、年間有収水量は前年度比1.7%増の571万7,133m³となっております。

工事の概要といたしましては、汚水管渠1,924.90mを築造し、面積7.6haを整備いたしました。平成16年度末整備面積累計では1,258.9haとなり、全体計画区域面積1,453haの約86.6%が終了したことになります。

また、雨水管渠につきましては334.20mの築造を行いました。

次に、経理面ではありますが、収益的収支では、総収益17億2,100万2,484円に対しまして、総費用16億6,554万4,173円で、差し引き5,545万8,311円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額9億8,879万9,880円に対しまして、支出総額14億6,314万6,480円で、差し引き4億7,434万6,600円が不足いたしました。この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上が平成16年度の下水道事業会計の決算概要であります。よろしく認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5から日程第12までの平成16年度各決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第12までは、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の武藤哲志議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の小柳道枝議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私武藤哲志、副委員長に小柳道枝議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月20日及び9月21日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目について内容の審査を行います。なお、予備日として9月22日を予定しておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は配付されております資料要求書により、9月5日月曜日午後4時まで事務局に提出してください。資料の請求に当たっては、関係資料等の内容を十分精査され、必要最小限での資料の要求をしてください。また、決算考査日は、本日の委員会終了後及び9月5日午前10時からと9月15日の本会議散会后となっております。

以上で説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~

日程第13から日程第15まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市一般会計補正予算：専決第1号）」から日程第15、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算：専決第1号）」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第15までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第59号から議案第61号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第59号専決処分の「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、8月8日の衆議院解散に伴い、9月11日に執行されます第44回衆議院議員総選挙及び第20回最高裁判所裁判官国民審査の執行予算を、平成17年8月8日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案第60号専決処分の「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、上水道高料金対策借換債の県からの枠配分による補正であります。

借りかえの対象となる企業債は、年利6.0%以上の公営企業金融公庫債で、本市におきましては昭和53年度に借り入れました上水道事業債2件が対象となっております。

内容といたしましては、年利6.25%、未償還残高合計6,300万93円のうち、枠配分の2,440万円を年利1.95%で借りかえを行うものであります。これにより、支払い利息の総額が72万2,573円軽減されることとなります。

専決処分とした理由につきましては、借りかえ日が平成17年7月29日と指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったものであります。

次に、議案第61号専決処分の「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、下水道高資本費対策借換債の県からの枠配分による補正であります。

借りかえの対象となる企業債は、年利6.0%以上の公営企業金融公庫債で、本市におきましては平成2年度に借り入れました下水道事業債が対象となっております。

内容といたしましては、年利6.70%の公共下水道事業債1件で、未償還残高5億882万6,200円のうち4億5,890万円を年利1.95%で借りかえたものであります。これにより、後年度にわたる支払い利息の総額が約1億7,500万円軽減されることになります。

専決処分とした理由につきましては、借りかえ日が平成17年7月29日と指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったものであります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第13から日程第15までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市一般会計補正予算：専決第1号）」について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第59号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第60号「専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算：専決第1号）」について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第60号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算：専決第1号）」について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第61号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時35分

~~~~~

日程第16から日程第19まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第19、議案第65号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第19までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第62号から議案第65号までを一括してご説明申し上げます。

平成17年10月11日と平成18年1月10日に、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、県内市町村の2つの合併が行われることにより、福岡県市町村職員退職手当組合及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の構成団体に増減を生ずることに伴い、増減に関する協議及び規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。資料を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第20 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、「地域福祉計画策定委員会」、「次世代育成支援対策行動計画策定委員会」及び「文化財保存活用計画策定委員会」の廃止並びに「福祉有償運送運営協議会」の設置を行うものであります。

廃止する委員会については、すべて計画の策定が完了し、業務が終了いたしましたことから改正するものでございます。

新たに設置する「福祉有償運送運営協議会」については、平成16年3月、国土交通省自動車交通局長通知により、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可を得て行われます福祉有償運送の円滑な運営を図るため、必要な事項を審査するための附属機関として設置するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第21、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第23、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21から日程第23までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第67号から議案第69号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,571万3,000円を追加し、予算総額を205億9,807万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護保険制度の改正による繰出金の増額、宮城県多賀城市との友好都市締結のための費用、通古賀地区まちづくり事業費や新たに国庫補助事業として採択されました大佐野台の擁壁復旧事業など、緊急やむを得ない事業について予算を追加させていただいております。

次に、議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,667万5,000円を追加し、予算総額を31億9,974万6,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成16年度介護給付費が確定したことから、返還金1,132万8,000円を計上いたしております。また、介護保険法改正により、まず本年10月施行に伴うものとして、施設サービスの居住費、食費の見直し、並びに高額介護サービス費の改正に伴い、介護給付費3,748万円の組み替えを行っております。さらに、新制度に対応するため現行の介護システムのバージョンアップ、及びネットワークシステム変更に伴う費用として1,534万7,000円を計上いたしております。

歳入の主な内容といたしましては、平成16年度より繰越金として1,132万8,000円、介護保険法改正に伴う一般会計からの事務費繰入金として1,534万7,000円を計上いたしております。

次に、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支につきまして、収入を9,096万6,000円増額し、総額11億8,933万1,000円とし、支出を9,384万円増額し、総額12億8,498万7,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を8,804万1,000円増額し、総額7億4,438万3,000円とし、支出を2,653万5,000円増額し、総額7億8,750万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、一般会計の通古賀都市再生整備事業によります新落合浄水場用地の売却関係費を計上するものでありまして、収益的収入において、固定資産売却益を2,926万4,000円、既存構築物等の除却補償費を6,092万2,000円計上し、収益的支出においては新落合浄水場の構築物等を撤去することに伴う除却費及び撤去費として臨時損失を9,232万8,000円計上いたしております。

次に、資本的収入では、新落合浄水場用地売却に伴う土地売却代金を8,804万1,000円計上し、資本的支出において、通古賀都市再生整備事業にあわせ配水管布設工事を行うための委託料488万5,000円及び工事請負費1,570万4,000円を増額するものであります。そのほか、大佐野浄水場配水池耐震調査に係る委託料を594万6,000円計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午前10時45分

~~~~~

1 議事日程(2日目)

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第2 議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第3 議案第64号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第4 議案第65号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について
- 日程第5 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 請願第3号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願
- 日程第10 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長 佐藤善郎 助役 井上保廣

収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田 讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤 幸二郎	福祉課長	新納照文
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第4、議案第65号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第4までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第1から日程第4までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第62号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第62号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第63号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第63号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第64号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第64号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第65号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村数の増減に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第65号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第5 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号は総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第6 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第7 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第68号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 請願第3号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番片井智鶴枝議員。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） おはようございます。

請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」につきまして趣旨の説明をさせていただきます。

紹介議員は、武藤哲志議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員と私、片井です。

請願者は、男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府、代表陶山雪代氏です。

お手元に配付されております請願書を朗読いたしまして趣旨説明にかえさせていただきますと思います。多少長くなりますけども、よろしく願いいたします。

1、要旨。太宰府市では、男女共同参画推進条例の制定が市政の重要な課題となっております。私たちは、男女共同参画社会基本法にのっとり、実効性のある条例の制定を求めます。

本市の男女共同参画審議会は平成16年12月20日、市長より諮問（同年3月22日付）された「男女共同参画社会実現に向けた条例に盛り込む基本的事項」について、条例案の形で答申しております。市長は諮問の中で、男女共同参画推進施策の実効性を法的に裏づけ、市民や事業者などとともに男女共同参画社会に取り組む姿勢を明確に示すために条例の制定が必要と指摘されました。審議会の答申は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえていることはもちろん、市長の諮問にこたえる内容となっていることは言うまでもありません。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（基本法2条1号）をいいます。

だが現実には、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強いものがありますし、男女の社会活動の選択を制約している制度、慣行があることも否定できません。性別による差別的取り扱いなどの違法行為も後を絶ちません。

基本法が、地方公共団体に男女共同参画社会の形成に関し国に準じた施策の策定、実施の責務を負わせたのは、地域社会における取り組みが不可欠であるからです。自治体が施策をより積極的、効果的に推進するには、条例によって法的根拠を与える必要がありますし、自治体、住民、事業者などに一定の義務を課する場合には条例の定めによる必要があります。苦情処理や人権救済のための第三者機関の設置は条例によらなければなりません。

私たちは2の理由で述べますように、本市の審議会の答申に基づいた条例が制定されるよう求めます。

2、理由。太宰府市男女共同参画審議会の答申は、条例案を以下のとおり構成しています。まず第1章の総則で、制定の目的、定義、男女共同参画社会の基本理念、市、市民、事業者などの責務、性差別などの禁止を定め、第2章で男女共同参画を促進する基本的施策の策定と推進体制の整備などを規定しています。第3章では男女共同参画施策に係る苦情を処理し、性差別などによる人権侵害から被害者を救済するための第三者機関としてのオンブズパーソンの設置、第4章では苦情処理及び人権救済の手続を定めています。さらに、第5章で基本計画の策定などを行う男女共同参画審議会の設置、第6章は条例の施行に関する規定です。これらのいずれを欠いても男女共同参画の推進に役立つ条例とはなり得ないのではないのでしょうか。

条例案は基本理念として、男女の人権の尊重や社会における制度、慣行についての配慮、政策立案、決定への共同参画、家庭生活と他の活動の両立、国際協調などを定めていますが、これらはすべて基本法と同様の規定です。

市、市民、事業者などの責務を定めているのは、男女共同参画社会の形成は行政にのみよってなし得るものではなく、市民、事業者などの協力が不可欠であるからにほかなりません。

特に評価したいのは、条例案には苦情処理、被害者救済のためのオンブズパーソンの設置と、苦情処理、人権救済のための手続規定がきちんと盛り込まれていることです。性差別などの人権侵害を救済し、男女共同参画に係る苦情を処理することは、国のみならず、地方公共団体に課せられた重大な責務であります。

男女共同参画社会を形成していくには、まず何よりも性差別や人権侵害をなくし、男女共同参画の推進を阻んでいる要因を取り除いていかなければなりません。苦情処理、人権侵害に対する救済制度を備えた実効性のある条例の制定が求められる大きな理由がここにあります。

3、私たち「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」では、条例の早期制定を求める署名活動を行いました。1か月余りの短い期間でしたが、3,300人を超える方々から署名をいただきました。私たちは条例制定への市民の期待の大きさと、男女共同参画社会形成への熱い思いが署名に寄せられていると意を強くしているところです。

地方自治法第124条の規定により上記請願を提出します。市民の思いをお酌み取りいただくべく署名簿を添付いたします。

太宰府市におきましては、平成6年12月、人権尊重意識の高揚を目指して市議会が人権都市宣言に関する決議、平成7年12月には太宰府市人権都市宣言に関する条例の制定がなされ、差別のない人権のまちへの取り組みは既になされています。しかしながら、少子・高齢化社会の進展など急激な社会情勢の変化の対応には、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の最重要課題であり、その具現化のため実効性のある条例制定が地方自治体にゆだねられています。

以上のような趣旨をご理解の上ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、趣旨説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

8番渡邊美穂議員。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願について趣旨説明をいたします。

提出者は、筑紫地区子どもたちの未来を拓く会、会長郡島恒昭氏です。

紹介議員は、片井智鶴枝議員と私、渡邊美穂です。

2005年度の政府予算の中で、この義務教育費の予算が4,250億円削減されました。これまで既に学校図書購入費や校内LAN整備などについても、文部科学省は地域によって大きな格差が生じていることを認めています。福岡県においても、今後約40億円の削減が予想され、全国的にも40の道府県で予算が不足します。予算が不足した場合は、補正予算で対応できる自治体とそうでない自治体が出てくる可能性があると同時に、その補正割合も自治体によって異なってくる可能性があります。

義務教育ではない高等学校においては、21の道県において職員が標準法定数に達していないという事実からも、自治体格差が現実になることが懸念されます。少なくとも義務教育においては、自治体によってこのような格差を生まないことが望まれます。

親は、どこの場所でも子どもたちが同じ環境で教育を受けられることを望んでいます。不安定な財源で子どもたちが平等な教育を受ける権利が奪われることのないように、また一人ひとりに十分な教育が行き届くよう、教育予算を拡充し、全国どこにおいても一定の教育水準が保たれるよう国に要望するものです。

以上の趣旨をご理解いただき、ご審査の上ご賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時16分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 職員採用計画について</p> <p>(1) 今後の退職者に対応する職員の採用について伺う。</p> <p>(2) 採用後、職員としての資質と力量を備えるまでの経験年数について伺う。</p> <p>(3) 民間企業で就業経験がある者の職員採用について伺う。</p>
2	片井智鶴枝 (1)	<p>1. 入札、契約における透明性、公平性と市の関わり方について 公金を有効に使う前提として、市が行う全ての入札、契約には透明性、公平性は当然であるが、さらに事業者任せではない発注者である市の主体性が問われる。施設建設などどのようにして進められていくのか、その計画から決定までのプロセスを伺う。</p> <p>2. 観光戦略とまちづくりについて</p> <p>(1) JR太宰府駅(仮称)新設と看護専門学校跡地を有効に活用した西地区のまちづくりについて伺う。</p> <p>(2) 通過型観光から滞在型観光への転換を目指した観光、交流拠点としてのホテル誘致について伺う。</p>
3	安部陽 (15)	<p>1. マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる、生活環境の条例制定ができないか</p> <p>(1) 条例制定ができないか</p> <p>(2) ボランティア活動についての考えを伺う。</p>
4	門田直樹 (6)	<p>1. 携帯電話基地局(中継塔)の建設をめぐる地元住民とのトラブルについて</p> <p>現在、中継塔建設は県の建築確認申請のみでよく、また建築基準法の用途地域規制がなく、第1種低層住居専用地域に高さ50メートルの鉄塔を建てても違法ではない。</p> <p>太宰府市でも住宅地で中継塔の建設をめぐって地元住民と携帯電話会社・施工業者との間でトラブルが起きている。</p> <p>他市では中継塔などの建設を対象に近隣住民への事前説明や市への届出を義務付ける要項を設定したり、トラブルが起きた場合に市</p>

		が仲介に当たることを定めた紛争予防条例を施行しているところもあるが、太宰府市はどう考えるのか伺う。
5	大田勝義 (9)	1. アスベスト対策について (1) 公共施設の状況と対策について伺う。 (2) 民間建物の調査研究について伺う。 2. 開放教室の設置について 太宰府南小学校で開放教室の設置が行われたが、他の小学校へは今後どのように進められるのか伺う。
6	清水章一 (13)	1. 太宰府遺産である「古代防衛施設水城跡」を世界遺産に登録できないか (1) 九州国立博物館長の提言の内容と市の受け止め方について伺う。 (2) 世界遺産への可能性と今後の取り組みについて伺う。 2. 機構改革について (1) たびたび機構組織が変更されているがその考え方について伺う。 (2) 機構改革をすることによってどのような効果があったのか。また、7月1日の変更でどのような効果を求めているのか伺う。 (3) 職員や市民の反応について伺う。 3. アスベスト対策について (1) アスベストが社会的な大きな問題になっているが、本市においての対応と対策について伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コ ミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	木村和美
観光課長	木村甚治	環境課長	武藤三郎
福祉課長	新納照文	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
文化財課長	齋藤廣之	建設課都市開発係長	井上均

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は12名から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日と明日それぞれ6人の割り振りでまいりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今回の一般質問の通告は、今後の職員採用について市長に回答を求めます。

平成16年度決算で、類似団体比較では、人件費は22.9%に対し、太宰府市は16%と低い方となっておりますが、職務区分の内容として、部長、局長、課長、館長、参事の管理職は、7、8、9級職の職員は113名、全体の30%、係長、主査は、5、6級職は164名、43%、主事、主事補は、1、2、3級職は23%で、太宰府市の職員構成は部長から係長職の241名の管理職的構成は63%と多く、一般職が少ないところに今後の行政運営に問題が発生すると考えられます。

太宰府市の過去10年間の職員採用は、平成11年、平成12年、平成17年は職員採用はなく、7年間で53名採用されていますが、今後の10年間の定年退職予定者は136人となっていて、人口増加を考えると、毎年13名以上の職員採用が必要と考えられます。

憲法第15条、地方自治法17条、18条に基づく職員採用任命権限が太宰府市長にあり、19条、20条採用方法または28条2項の退職補充に対して今後どのように職員採用を考えているか、まず回答ください。

次に、民間企業は、営業、技術、事務系と職務分担は幅広くありませんが、地方公務員の仕事は、わかりやすく言えば議会、総務、企画、選挙、戸籍、住民基本台帳、民生福祉、環境衛生、商工、土木、教育、国保、老人介護、上下水道等の行政実務に対し総合企画を行い、住民に直接かかわる自治行政業務を行うために、市民負担の少ない財政確保を行い、事業を実施す

るなど、住民福祉の成果を上げる責務があります。そのためには、資質や力量の経験年数が必要と考えられますが、市職員は3年から5年と人事異動などあり、どの課でも対応できるようになるまでに教育やその期間はどのくらいが必要か回答いただきたい。

最後に、職員採用年度計画を考えているのか。採用する場合は、地方公務員法19条、20条の基準がありますが、採用年齢の引き上げや各分野の企業での就業経験など考慮する考えはないか、最後に回答いただきたいと思います。

回答に対する質疑は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からの回答ということで求められておりますけども、まず私の方から前段で回答をさせていただきます。

ご質問の職員の採用計画についてでございますけども、本市におきましては長引く景気の低迷、少子・高齢化あるいは都市基盤の整備、自然災害への対応などなど行政課題は山積みしておりますが、まずは行政のスリム化を図ることが市民の理解を得る上でも重要であるというふうに認識いたしております。三位一体の改革の中でこの「民間でできるものは民間に」との考え方については、今後ますます拡大していくと思っておりますし、本市においては団塊の世代の大量退職も2年後から始まってまいります。これらを十分に踏まえた上で、適正な人員の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。

ご質問の職員の採用計画につきましては、現在、定員の適正化計画が平成17年度で今あるのは終了しますので、その見直しを行っているところでございまして、この中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

次に、採用後の職員としての資質と力量についてでございますけども、これはそのレベルをどこに置かかということによって変わってまいりますけども、新規採用職員については、鉄は熱いうちに打てというふうに言いますが、新規採用職員の研修については前期と後期に分けて延べ3週間にわたって実施をいたしております。そのほかにメンター制度といたしまして、お兄さん制度みたいな形で指導者をつけたり、あるいはひとつ新人職員ですけども、太宰府市の市長になった気持ちで政策課題研究を別途に取り組みさせて、相当の時間をかけて研修を行っております。1年目から相当な資質、力量は備わっているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、行政執務能力を上げるには、武藤議員さんが言われますように2回あるいは3回なりの異動、そのくらいのそれなりの時間が、あるいは経験が必要ではないかとこのように私自身考えております。

次に、民間企業の就労経験がある者の職員の採用についてでございますが、現在でも数名の経験者がおりますけども、即戦力あるいは民間のノウハウを持つ人材を確保していくことについては、市民サービスの向上につながっていくというふうに考えております。

また、一番最初にご指摘のありますように、本市職員のアンバランスな年齢構成が問題にな

っております。上膨れといいますかね、そういうようなご指摘がっておりますけども、そのフラット化の問題も今後解決しなければいけないというふうに考えておまして、そのためには受験資格の基準の見直し、つまり年齢を引き上げたりというようなこと、あるいは専門的な技術を持つ職員の任用、任期つき採用、例えば3年間だけその事務を担わせるというような、そういう導入も今後考えていきたいというふうに考えまして、今後は多様な任用、勤務形態も考えていこうと、そういうふうに現在思っているところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この太宰府市の職員構成を決算書に基づいて一般会計から特別会計、等級別に出してみました。そうすると、はっきり言って採用されて年数の少ない職員と、経験のある部分の構成比を出してみますと、係長以上の職員総数が職員の全体の60%を超えるという状態は、まずあなた方は認識されておりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは管理職というような形の、実際に管理職の業務を行っている部分と、あるいはポストがないためにある程度の能力がある方についての職の処遇と、そういうこともございまして、その辺が年齢構成がアンバランスになって、本来本当に課長、係長として活躍されるべき人たちがほかの処遇で管理職の管理的な業務を行っている。ただ、実際的にはやはり能力は高いですけども、管理的な業務につかれてないというような形態もあります。それが先ほどから何度も言いますように、職員構成のアンバランスということで、今後10年間でそれこそ100名近くの方がやめていくという形になりますので、定期的な人数の採用の確保、そういうことをしながらフラット化をしていかなければいけないということがこの状態からもわかるということでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、その地方自治法の32条で、やはりその上司の命に従うというこの地方自治法がありますが、やはり管理職が多くて下がないという問題は、現実に数字として出てきているわけですね。このことを私はあなた方は認めますかと私がまず言っているんです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、本来部下がいる管理職と、あるいは職務の対応上、参事制度というようなものを設けて、職員の待遇上設けている組織と2つございまして、そういうふうに部下がない、いないけれども勤務能力が高い者についての位置づけというものをしていることは理解しております。だから、部下がいなくて職務能力が高いので、管理職相当の保証をしていると、そういうことは認識いたしております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 定員適正化計画ということで三位一体、あなたが今答弁されましたが、職員採用してないために、早く言えば管理職が多くなって下がないという状況が出てき

たと。しかも、適正化計画の中で3年職員を採用していないと。こういう状況の中で、あなた方も議会の論争の中でおられますけど、今日までいろんな課によってやはり職務を身につけてきてやってきたという経過があるんですが、こういう職員採用もある一定行わないことには、臨時嘱託、委託職員じゃあはっきり言って一時的な宣誓をさせても、職務権限はないですよ。そのことは間違いないでしょう。やはり地方公務員としての憲法第15条というのがあって、公務員として採用された者の権限と臨時嘱託、委託では違うという、このことは間違いないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 職務の内容については、やはり正職と臨時職員、これは職務の権限等については違いがございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、一番心配するのはですね、やはり先ほども言いましたように、企業の場合は営業があり、事務系がありですね、技術系がありますが、地方公共団体の仕事というのは大変な仕事だと思いますよ。議会に出す予算にしてもそうですが、予算編成、それからその間に企画をし執行していく、あらゆる分野にこう広がってきているわけですね。そういうその部分の要求される中で、今の段階ではよその自治体、太宰府市と同じ財政規模の自治体と比べても大変人件費は低いということは事実です。よその自治体よりも高いというならばともかく低い、その上に職員採用していかない、そして管理職が増える。そうすると、先ほども言いましたように、136人の早く言えば管理職が退職していくわけですが、10年間で。一番多いときには27名も退職する時期があるんですね。10年たったときにはそこにおられるのは1人か2人じゃないでしょうか。だから、どういうふうにやはり育てていくのかと、公務員としてですね。だから、民間企業であれば営業職で採用する、事務職で採用する、技術職という、そんなに幅広くありませんが、行政職員そう簡単にいきませんよ。今部長から回答いただきましたが、研修が3回程度で指導者を置いてと言うけど、やはり今この地方自治体の職員ほど民間以上に能力が求められていく、どうサービスをしていくのか、それからどの課に変わってもどうしていくのかという問題があると思うんですね。だから、平成17年度でこの定員適正化計画が終わりますが、平成18年度以降の部分について少なくとも今までの退職者と差し引いても、今後退職者の補充、だからどうするのか。毎年やはり採用していきながら、しかも育てていくという責任が行政にあるんじゃないですかと。このことについて、採用問題については具体的に回答しておりませんが、少なくともそれなりに、過去見ますと平成7年に10名、それから平成8年に11名採用した経過がありますが、その後この10年の間全く採用してないのも3年ありますし、2人採用したのが平成15年ですか、こういう状況ですが、もうあと3年しますと一挙にそこに座っている方19名、管理職も退職が近づいてまいりますが、こういう状況の中で採用計画は平成17年の段階ではありますが、平成18年、平成19年、平成20年はどのように考えられておるんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは民間企業でも同じですけれども、昨日もNHKテレビで技術の後継者をつくるというのが何かNHKの特集でやっておりましたけども、2007年問題というふうに言われていまして、ちょうど私がその先頭ぐらいに立つんだろと思いますが、あと2年ぐらいしますと、ご指摘のとおり10名あるいは15名あるいは二十何名というふうにやめてまいります。それまでは、太宰府市の退職者が私の前は1人ぐらいしかいません。その前が来年は2人ぐらいたらうと思いますが、それぐらいです。いよいよ2007年問題の方から大量退職が出てまいります。公務員制度が変わりましたのが、年金制度が63あるいは65歳からしか満額支給できないということから、再任用制度というのが設けられていまして、この再任用制度が先輩として後輩に引き継いでいける期間が民間と違って設けられるのかなというふうに考えておりました、その再任用制度を考えながら、職員の採用についてもフラット化していきたい。例えば、今370名ぐらいですから、これが二十歳ぐらいから採用されまると、約40年ぐらい働きます。そうしますと、8人、9人、そのぐらいをずっと採用あるいは退職を繰り返すと、フラット化になるというふうな目安です。現定数をどうするのかという問題がありますけども、そういうことでしますと、この時期に二十何名やめるから二十何名採用するということじゃなくて、何とかフラット化して後の方々に引き継ぐべきじゃないかなというふうに考えておりました、そういうことも考えながら、今計画づくりを行っておりますので、市的にはそういうふうなことで計画ができ上がるんじゃないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その再任用については理解はいたします。今のその政府の年金の給付についてがですね、当然今の昭和16年以前の人と、それから昭和20年、昭和21年の人については、65歳しか年金が受給できないように改悪されたために、退職した後については年金給付ができないということもよくわかりますが、この再任用の問題と職員採用の問題とは別の問題じゃないでしょうか。はっきり言って1人の退職者の補充はやはり、その新規採用されたからといって、初任給というのは幾らですか、太宰府の初任給は、基本給。退職者と初任給の格差はどのぐらいありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 年間ベースで約500万円ぐらい減になると思います。400万円から500万円ぐらいですね。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その行政職としてですね、はっきり言って基本給だけでも初任給の給与と退職者の給与でははっきり言って大変な格差があると。だから、やはり退職補充は当然やっていかないことには、やはり問題の解決にはならないでしょうと。先ほど言いましたように、職員にかわる臨時や嘱託や委託職員がおりますけども、仕事はどんどん入ってくる、決裁能力はない。そういう一切太宰府市の業務を民間に委託するわけにはいかないわけで

しょう。その辺で具体的に今後136人10年間で退職すれば、退職した人のはっきり言って賃金は2人分に該当するんですよ、単純に言うんですけどね。再任用分をはっきり外してですよ。再任用された方がやはり月曜から金曜までという、しかもその交通費もない、期末手当もない、ほんのわずかな金額で再任用で働いているんですよ。だから、そういう状況を再任用者で対応していくと言うけど、そこに職員はどんどん少なくなってくる、仕事は増えてくる。先ほども言いましたように、太宰府の業務だけでも40近くあるんですよ。その40の仕事をややはりその課その課にやはり経験を積んでいっていただかなきゃならない。管理職だけでは対応できないという問題もあるでしょう。だから、採用計画については、やはり退職者を補充をしていく、定数は決められているんですから、その定数を割りよることについて、ほかの自治体よりも基準が高いからとは言っているんじゃないんですよ。ほかの自治体、平均類似団体よりも大変低い、その上に採用しない、今までしてないと。そのために退職者は多くなってくるわ、今から先の職員を育てていくという責任は、法律上先ほど私が説明したように、採用権限として法律上市長が持つてのわけですから、だから憲法15条から17条、18条、19条、20条、こういうこの権限は行政としてどうするんですかということをおっしゃるわけですよ。

先ほどからは総務部長と、人事関係は総務、助役の部分ですが、ある一定助役、今私と部長との質問内容を聞いていただいておつてですね、今後退職者はどんどん増えるわ、採用はしないわ、定員割れしてるわという問題はどうか、まず助役の考え方をお聞きしましょう。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 大変だいま武藤議員の方から行政運営上の職員配置定数等のご意見、ありがたいご意見だというふうに思っております。私どもこの行政運営をしていきます前提といたしまして、絶えず命題として思っておりますのは、最少の経費で最大の効果、これを目途として今行政運営をいたしております。職員数が類似団体に比較し低いというふうなことについての少ないというふうなご指摘もございまして。そのとおりだと思っております。これは、私どもは国に先んじて先人の先輩たち含めて行政改革に取り組み今日に至った経緯だというふうに思っております。庁舎内に入りますと、総合案内から市長車運転業務あるいは学校の調理業務あるいは保育所、あるいは事務的な内容の細部に至るまで外部委託をいたしております。

それからもう一つ、特筆がありますのは、昭和40年代あるいは昭和50年代と今と比較しますと、事務のありようが異なってきたというようなことです。以前は今のようにOA機器というふうなものが今ほど発達しておりませんでした。大量反復作業等についても、そろばんあるいは職員の手作業によって行ってきておつた経緯がございまして。それがOA機器等大量反復作業等については、そういった機械を導入して今日まで行ってきております。現時点におきましての会議につきましてもペーパーレスと、紙をなくす、複写をなくす、私ども今の会議のあり方等についても、そういった機械を持ち込んでの即コピーでありますとか、そういった製本を省くと、そのことについては何を意味するかといいますと、職員数が今までそれにかかわつておつた者がほかの分野に転化できると、あるいは省力化したというふうなこと、そういった効

果がやはりないと、従前と同じような形の中で1対1の補充をすれば、この費用対効果はないだろうというふうに思っております。そういった分野を私どもはまだ財政上は厳しゅうございますけれども、この状況等も脱皮するための措置も行っております。起債残高も非常に多いというふうなことから、そういったことを少なくしていくというふうな取り組みも行っております。そういったところから行政運営をきちっとやっております、職員数が少ないのはそういった状況です。

それからもう一つは、その部分が民間委託費でありますとか、物件費、賃金の方に向けているのもございます。総体として考えて職員、適正な職員等については私どもは今後とも採用はいたします。計画的な採用はいたします。適正な人員についての必要に応じて採用していくというふうな基本の考え方でございます。

武藤議員のそういうふうに総務部長とのやりとりの中で大変ありがたい言葉だと思いますけれども、そういった基本の考え方がございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、市長の提案や予算審議の中で行政として努力をして、今年度大変お金がないと、財政的にも厳しいという形で議会にも相談があり、私ども議会としても財政を理解をして、できるだけ議会関係も含めて、また行政もですが、そのときに臨時、嘱託をやはり少なくして、6,634万8,000円本年度は減額をしたと報告を受けました。そういう努力は認めますが、先ほど言いますように、臨時、嘱託ではやはり住民に憲法上責任を持つことはできないと。こういう状況の中で採用計画も平成17年で終わりますので、来年からどうするのかと。今もよその自治体と見て、春日市、大野城市やこの4市の中で一番、人口の関係もあるかもしれませんが、筑紫野市は500名以上の職員がおる、春日市もそうなんです、こういう状況の中で今後人口が増えていく中でね、逆に管理職機構が多くて、やはり一番窓口を接する一般職が少ない問題点が今この太宰府に出てきましたよと。このままずっといくと大変なことになるよという、選挙で立候補の数が足りなくて、どっかにやったという話がありますが、そういう状況は地方自治体じゃ通用しませんからね。だから、今後採用計画について、時間も私は今回はとらないというふうにしておりましたが、助役、総務部長との質疑の内容を今市長聞いておられてですね、当然職員が136名もこの10年間で間違いなく、その間も自主退職もあるでしょうし、そういう状況の中で採用をどのようにやっていくのか。

それから、総務部長からも回答はいただきましたが、やはり今OA機器なんかが入ってきたり、それから自治体に求められる内容は大きく変わってきましたが、やはり採用は年齢をある一定余裕を持つというか、大学卒業して1年以内ですよじゃなくて、30歳とかですね、企業経験のある部分とか、そういう状況まで採用を年齢を考慮する、こういう状況も含めて総括的に市長から回答をいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市町村の行政、もちろん憲法あるいは地方自治法、市の固有事務というのは確固としてあるわけございまして、そのため市民のサービスあるいは福祉の増進等々の業務は当然行政でやるべきでございます。しかしながら、市民の皆さんの声を率直に聞いた場合、市の行政、いわゆる効率化の問題、あるいは市の職員は多いんじゃないかという声も聞きます。そしてまた、行政の効率的なサービスの問題等々につきまして、職員の給料体系につきましても、新聞報道等を見ましてもいろいろの声を聞くわけでございます。我々は最少の経費で最大の効果を上げる、このことで今一生懸命努力いたしておりますと同時に、21世紀を見た地方分権の時代、そしてその分権を受けた市町村の地方自治体のあり方等々も抜本的に意識を改革しなくてはならない時代だと思っております。職員の構成、これはもちろん行政のスムーズな、そしてサービスを低下させない行政運営のための基本は、やはり職員も必要なことはもちろんでございます。そういう意味で部長、助役が答弁しましたように、いろいろ将来計画を見通しながら、今いろいろ検討をいたしておるところでございます。

また、その採用計画につきましても、今までは地方公務員法という法律で職員の採用計画あるいは身分保障とも非常に厳しい法律の規制があったわけございまして、これにつきましても中央官庁あるいは市町村につきましても、公務員の身分制度等、大きな改革が言われております。そういう意味も含めまして、地方は地方としていわゆる企画能力、また分権にこたえ得る人材の育成等々、今後とも努力いたしますと同時に、今武藤議員ご指摘の等々については、十分参酌しながら、本市の行政が低下しないように、また市民サービスが低下しないように十分配慮してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、具体的にその計画もしていただきたい。職員が多いという市長の答弁がありました。太宰府市の職員は多いんじゃないかと、退職者が今後増えますよと、その退職者をどう補充するんですかと。それと同時に、退職した後の職員をどう教育していったら、あらゆる分野で市民のニーズにこたえられるようにするのかどうか。それから、職員の給与については、はっきり言って昇給が停止されたでしょう。はっきり言って55歳以上の人はもう上がらないようになったんですから、そして給与は引き下げられているんですから、はっきり言って今の職員の公務員に対してこの不況の中で一番給与は引き下げられる、こういう状況というのは現実にあるわけで、やはり地方自治体の仕事としてすべきこと、やはりそういう責任があるわけですから、早急にこの採用計画をですね、明らかにする、職員をどのように確保して今後の太宰府の7万市民の要求にこたえられる行政実務をやっていくかはですね、大きな課題だと思いますし、早急に、平成17年度で計画が終了しましたが、平成18年以降、平成26年までの総合計画をですね、ぜひ明らかにしていただく。そう簡単に育つもんじゃありませんから、あなた方がそこに座っとるのに20年、30年かかったんでしょう。入ったばかりの主事を呼んで来て、私どもの質問に答えられますか。そういうのはできないでしょう。やはり皆さん

がどの課に行ってもどんな状況で、あの厳しい財政の中で行政をやっているわけですから、それはやはり経験ですよ。その経験者がいなくなるということを早目に察知しないと、かえって行政というのは大変な損失になるということを私最後に申し添えて、質問を終わります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、2項目につき質問させていただきます。

さきに行われました衆議院議員選挙は、政権与党であります自民党の圧倒的勝利に終わりました。その政策の是非はおきまして、一部の大企業では収益が上向き、景気は着実に回復基調にあるとはいえ、中小企業や庶民の暮らしはまだまだ先行きが見えない閉塞感の中、これまでの派閥政治や利益誘導型政治を変え、改革を推し進めてほしいという切実な民意が大きく働いた結果であったとも言えるのではないのでしょうか。

では、この改革という観点から、1点目として入札、契約における透明性、公平性と市のかかり方についてお尋ねをいたします。

国や地方自治体が行う入札制度において、公共事業の受注をめぐる談合や不正は後を絶ちません。一般的に談合があったのかどうかを示す基準は、工事などの予定価格、いわゆる見積価格に対してどれくらいの価格で落札されたのかという数字、すなわち落札率が95%以上とされています。しかしながら、この目安とされる95%以上の落札率でも全国多くの自治体が工事を受注しているのが現状です。

このような現状を改善するため積極的な改革に取り組んでいる長野県では、平成15年度において195億円の予算が節約されたとしています。このほか、入札制度改革を進めている宮城県、横浜市などにおいても効果が数字となって顕著にあらわれています。

さて、国、市などの地方自治体が行う事務用品などの調達から公共事業に至るまで、その過程は適正かつ公正な手続で進められなければなりません。さらに、納税者に対しては、自分たちが納めた税金がどのような手続で使われているのかという透明度、自分たちの納めた税金が恣意的、すなわち個人的な主観が一切入ることのないような予算配分や入札制度の客観性などが示されなければなりません。

国は平成12年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、ガイドラインを設けました。その中で透明性の確保、情報の公表、第三者の意見を適切に反映する方策を講ずる、談合への発注者への関与の防止、公共工事のダンピングの防止、不良、不適格業者の排除など細かい規定を盛り込みました。

一方、入札制度改革において、国、地方の厳しい財政状況により公共投資が削減されている中、公共工事に関してはその受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増

するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどによる公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっています。

このように、現在の入札制度においては様々な課題が指摘されていますが、国の指針などを受け太宰府市の現状はどうなのか、次の3点についてお尋ねをいたします。

指名競争入札、一般競争入札において入札から契約に至るまでの手順。

ホームページなどでの情報公開を今後どこまで進めていくのか。

一般競争入札、電子入札導入など、今後制度の見直しがなされるのかどうか。

以上ご回答をお願いいたします。

次、2項目めは、観光戦略とまちづくりについてお尋ねいたします。

1点目は、JR太宰府駅新設と看護学校跡地を活用した西地区のまちづくりについてであります。

長年の夢でありました国立博物館の開館を間近に控え、多くの期待が膨らみます。市においてもこの博物館の開館をにらんで策定したまると博物館構想に基づき、様々な事業が展開されているところです。さらに、総合的なまちづくりを進める観点から、「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」を作成し、市内の地域づくりの方向性を示しています。その「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」の中にも、JR太宰府駅の新設が盛り込まれていますが、この駅が予定されている西地区は、区画整理事業によりまちの様相はさま変わりし、市街化が進んでいる地域であると言えます。また、市内唯一人口増が望める地域でもあります。そのような西地区に予定されている新駅の設置は、太宰府市の西の玄関口としてもたらず経済的な波及効果はもとより、総合的なまちづくりの観点からも大きな意義あることだと考えます。しかしながら一方、その実現には厳しい財政事情など多くのハードルがあり、困難な事業であると言えます。

では、ここで次の2点につきお尋ねをいたします。

JR太宰府駅実現に向けての協議が現在なされているのかどうか。

西地区の今後のまちづくりとも大きく関係してくる看護学校跡地の今後の具体的な活用計画はどうなのか。

以上ご回答をお願いいたします。

次に、通過型観光から滞在型観光への転換を目指した観光、交流拠点としてのホテル誘致についてお尋ねいたします。

天満宮をはじめとして政庁跡、観世音寺など多数の歴史的な史跡地を抱えた太宰府市には、年間600万人近くの観光客が訪れています。さらに、10月の国立博物館の開館をにらみ、旅行会社のバスツアー企画も新聞紙上ににぎわせるようになりました。国博の開館はこれまでの観光のあり方を見直し、観光産業の振興を目指す絶好の機会だと考えています。市においても観光戦略に多額の資金を投じて太宰府の魅力を売り出そうと懸命な努力がなされているところです。

では、ここで次の3点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、宿泊施設に関して観光客からどのような要望があるのか、その把握している現状について。

2点目は、これまで宿泊施設の誘致が検討されたことがあるのかどうか。

3点目は、各地を訪問した観光宣伝隊などの観光案内で一番関心を向けるのはどのようなことか。

以上、ご回答を各項目ごとをお願いいたします。

以下、再質問については自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の指名競争入札と一般競争入札について、入札から契約に至るまでの手順についてご回答申し上げます。

本市におきましては、工事請負業者を決定する方法としまして、指名競争入札を採用いたしております。事業を行う課において設計図書及び工事費の積み上げの金額なんですけども、行った後起工を行います。そして、工事の金額によりまして、指名競争入札の参加者選考委員会において業者の決定を行います。入札執行においては、仕様書の配布をその業者に行います。そして、現場の説明を行いまして入札会を開催し、落札業者と請負契約の締結を行ってまいります。そういうような手順で行っております。

2点目の情報公開につきましては、平成16年9月から工事の発注見通し及び入札情報としまして、指名業者、それから入札者、入札金額、落札者、落札した金額について市のホームページで公開をいたしております。また、平成16年9月からは、1年間の工事の発注見通し、1年間にどういう工事を行いますよというようなことも随時行っておりまして、今後とも情報公開の観点から必要があれば随時ホームページに公開をしていきたいと、そういうふうに考えております。

3点目の一般競争入札につきましては、この制度を導入することによりまして、自由競争になるというようなことがあります。いろいろな利点もございます。反面、業者の体力勝負という面も出てまいりまして、太宰府市では市内業者の育成というふうな観点があります。そういうような市内業者の育成の観点からしますと、全面的にそれを行いますと、市内業者の受注がかなわないと、そういうことも考えられております。そういうことで、いずれそういうような体制づくりをしなければいけないということで、現在建設工事の成績評価制度を導入いたします。これはどういうことかといいますと、工事をきれいに、あるいは安価にいろんな改良をしてやった場合、点数をつけていくということです。点数をつけることによりまして、例えばAランク、Bランク、Cランクということで工事の金額に応じて業者が指名に参加できる制度がございます。よく努力すればできるだけAに近い方に指名されるような、そういう努力ができるようなシステムを今実行しておりまして、そういうような自助努力をお願いしております。そして、体力をつけていただいた上で一般的な自由競争に入っていただくと、そういうふうに考えております。

現時点での導入時期は平成22年に全国的に電子入札というのが導入される予定です。全国一斉にやるということになりますと、設計図面を何部つくったらいいかかわらないですね。配布しなきゃなりませんから。それ相当に大きな費用がかかりますので、電子入札ですと皆さんがパソコンから引き出せるという形の制度になりますと、そういうことができるようになります。そういうことを考えまして、この制度が導入される平成22年度ぐらいに、あわせて一般競争入札も導入していきたいなど。その場合にも地元の業者が参加できるような制度もあわせて入れていかなければいけないのかなと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今のご説明で平成22年からこの制度の改革ということを知ったんですけども、かなり先の話だなと思いましたが。今この入札制度の改革は、多くの自治体で進んでいるんですけども、それでお尋ねしたいんですけども、一般的に、入札日までに業者同士が顔を合わせる回数が多いほど談合が起きやすいと言われていています。今ご説明の中に、現場説明会というものがありましたけども、現場説明会が1回ですね。この後何回顔を合わせるのか。

それと、見積内訳明細書、これは業者がその金額を、入札価格を出すための根拠となるものなんですけど、この提出は業者に義務づけられているのでしょうか。

2 点お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 仕様書の配布あるいは現場説明というのがありますけども、これはもうこの1回でございます。あとは入札で、それに基づいて業者がそれぞれ設計の内容に応じて金額を出してきまして、入札会場で入札をするということになります。

それから、入札ですから、事前に見積もりをとるとか、そういうことじゃなくて、例えば A、B、C の業者が一斉に投票箱に入札書を入れて、それで入札をするということでございますので、あなた幾ら入れたのというようなことはその中では聞けない状態になっています。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今のご説明によりますと、見積書の内訳明細書の提出も義務づけられてないということなんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 落札者が落札の金額を出したときに、その内訳書をとってるかということですかね、金額の。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 落札ではなくて入札のときになぜその金額を出したかといった根拠になる見積書が必要だと思うんですよね。そのことです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） それはとっておりません。その金額で大丈夫だというようなことで皆さん入札されますので、ただ余り低い場合に、それで大丈夫かな、どういう製品を使ったのかと

というような検証が要る場合がありますが、それは落札後にその業者にその見積もりで私たちが希望している製品を使えるかどうかということ調べるために、見積もりの内容を聞く場合があります。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） これも、多くの自治体では見積内訳明細書というのはもう提出されるように改善されております。この明細書の提出も義務づけられずに、それと市がいろいろ発注する場合に予定価格、いわゆる見積価格というのがあるんですけども、これは入札の後にも前にも、市の場合発表されてないんですよ。これは市が予定した金額に対してどれくらいの経費が節減されたのかということも全く決める目安がないということになるんですけども、なぜこのように予定価格というのを公表されないのでしょうか。何が問題なのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、予定価格を事前に公表している団体も出てまいっております。その状況を見ますと、予定価格にほとんど張りついた金額で落札されているというのが実情です。私もこれをしようかしないかというようなことで非常に議論をしました。全国的に95%以上で落札されてますというような片井議員さんの質問がございましたけども、私もはそれ以上では落札をしてない状況です。これを発表しますと、かなり高どまりになるということが大体私たちの今までの調査でわかっておりますので、踏み切らない方が市民のために安く請負をしていただくと、そういうふうな考えのもとに公表してないと、そういうふうな状況で今行っております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 落札率を公表しないことがいいとおっしゃってましたけども、この落札率が公表されないことには、本当に全く目安がないわけでありまして、何で入札制度の、質問をしたかということなんですけども、それは入札制度を改革することによって公共工事の落札率が低下し、予算が削減できるということが大きいんですよ。さきに述べました長野県のほか、宮城県、横須賀市、八戸市、松阪市などでは入札制度改革により平均10%落札率が低下しています。その金額はつかんでおりませんが、億単位の削減になるんじゃないかと思えます。ちなみに、太宰府市はこれ全く根拠がないので、何を根拠にするかということはあるんですけども、落札率が10%低下したとしますと、平成16年度の投資的経費は50億円になりますので、これはいわゆる建設工事や災害の復旧工事になりますけども、単純な計算で5億円の削減になります。これはあくまでも単純な計算なんですけども、またある試算によれば、公共工事の落札率が全国で10%低下すると、国、地方合わせて年間約2兆円の節約がなされるとなっております。

ところで、今後太宰府市において、高齢化社会や子育て支援などへの対応には多くの予算が必要となり、この対策には本当に待たないところなんですけども、この公共工事の契約を行う入札制度が改善されないまま、ほかの予算が削減されているのは何か矛盾というか、大き

なところで一方では多額のお金が出、そして市民などへのわずかな何万円の補助金は削減され、ちょっと矛盾があるんじゃないかと思うんですけども、なぜこの入札制度改革、こんなに結果が明らかに数字が出てるのに、何が原因で制度の改革ができないのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どもなりの改革はしているつもりでございますが、このご指摘の長野県ですかね、恐らく一般競争入札をしているのではないかなというふうな気がします。一般競争入札をしますと、全国的に応募がありますので、やはりかなりダンピングをしてでもとろうというような業者がありますので、そういうのがあると思います。この一般競争入札をしている団体を見ますと、大体金額的に10億円前後ぐらい以上の大きな工事についてはやっているようです。例えば大きな話をしますと、日本政府が発注する工事については、例えば国博のような200億円ぐらいの工事については、世界的に一般競争入札しなさいとかです、そういうふうな取り決めがあるようございまして、私どもではなかなかそのような大きな金額の入札はございません。大体1億円以上あるという場合が年に2本か3本ぐらいという形で、ほとんどもう小さな工事しかやっておりますので、それが一般競争入札になじむのかなあというようなこと、それから一般競争入札をしますと、仕様書を何枚つくっていいかわかりませんので、先ほど言いましたように電子入札という形にしなければいけません。そうすると、今度は電子入札制度のコンピューターの構築工事が非常に高価な費用になってまいります。だれが本当に入札したのかという認証システムとか、そういうのがございまして、太宰府市が定めた認証システムに応じて全国の業者がそのパソコンのシステムを構築しなければいけない、そういうようなことがございますので、平成22年ぐらいには全国统一したようなシステムを入れて、そして各業者がそのシステムに加われば、どこの市町村あるいは県、国でも入札できるようなシステムづくりをしようということで、ちょっと時間がかかっているようですが、そういうことになれば業者の負担もないし、あるいは太宰府市もパソコンのそういうふうなシステムの構築の費用についても共通なシステムですから、安く上がるんじゃないかと。今までどおりにしますとやはり億の金がかかるというふうになんて言われていまして、そういうところもあってなかなか一般競争入札に踏み切れてないと。大きな県、市あたりが少しずつやっているという状況でございます。

いずれにしても、私ども落札の工事契約がかなり見積もりから10%とは言いませんけども、下回るような金額で今のところ推移してますので、そういう状況で今後もずっと続けていきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 先ほど、市内業者の育成ということを聞きましたけども、市内業者のやっぱりいろんな技術の育成をするのは当然のことですけれども、そのことと予定価格を公表しないということは全然関係がないと思うんですけども、そのこととちょっとおかしいと私は思います。それで、この制度を改革するには、億単位のお金がかかるとおっしゃってま

したけども、その電子入札を導入する前の制度として今ここ数年で、郵便入札制度というのが取り入れられているんですね。これは九州では長崎市が最初に導入して、宗像市、大分市もこの制度を利用しています。この制度のメリットは、入札日に業者が集まる必要もなく、業者や行政側の負担も少なくなっております。それと、何よりも談合防止に効果があるとされています。やはり今の市の入札の経過で、その中でやはり業者と市の職員の接触する回数というのが多くなったら、やはり例えば予定価格が漏れたりですね、そういう心配も出てくると思うんですけども、こういうような郵便入札制度というのは、そんなに巨額の費用もかかりませんけれども、そのような制度の研究とかはなされてないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 工法はいろいろあると思いますけども、例えば私ども一番心配するのは、職員との接触で工事の金額を教えるとかですね、そういうことを非常に危惧しております。これは絶対にあってはいけないというふうに考えてますし、もう接触もしないように考えています。そこで、入札するときにはですね、1度入札会場に皆さんを、業者を集めて1回入札させます。そして、させた後に責任者が集まって別室で予定価格を決めます。ですから、もうだれかに入札予定価格を聞けないようなシステムを今つくり上げています。そして、その価格を決めて、私どもはこっちに戻ってまいりまして、一緒に開封するという、ですからだれも責任を負わないでいいように事前に予定価格がわかるような、あるいは事前に決めるようなことはしないで、一遍入札された後に決めると、そういうふうなシステムをつくっておりますので、そういうことはもう絶対はないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 先ほども職員の方のご苦労というのを聞きましたけども、この談合とか、こういう予定価格の漏えいですね、こういったことは一企業とか一個人の社会的な道義的責任というのは問われると思いますけども、その前に談合が起きないようにシステムをつくることの方が先だと思うんですよ。それが入札制度改革と思うんですけども、そうじゃないとあと5年後でしたかね、導入と、その間に、もしかしたら公共工事の予算が高どまり、すなわちそれは税のむだ遣いになると思うんですよ。ですから、そういうことをもう少し試算するか、そういった前向きな改革はなされないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、談合防止のためには、いろんな談合をしているという情報がもしあったとします。その場合には新しくこの二、三年前からですね、談合の防止に対する談合情報マニュアルというのをつくっております、もしそういうふうなことが市内あるいはよそで集まっているんな会合があっている、そういう情報があつた場合には、この談合情報マニュアルによりまして上級官庁まで届け出る、調査をして届け出るというようなことまでいたしております。例えば、ガセネタといいますか、ちょっと間違った情報でもですね、こういうふうに談合情報がありましたということであれば、必ず調査をするという形にして、こういう情報があ

って調査した結果がどうでしたよということを公正取引委員会に報告するというようにしております。そういうことができないようなシステムをつくり上げております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 質問の中で私はホームページでの情報の公開ということも聞きましたけども、ホームページの中で入札契約というのを見ていただきましたら、全国どの自治体も大体最初のページにその情報が載ってるわけですね。それで、太宰府市の情報よりもかなり大きな情報量になっております。

それと、入札制度改革も本当にいろんな市が真剣に取り組んでいまして、太宰府市が、これから財政状況が好転する材料が見つからない中で、やはり経費の削減をしていく中で、先ほど武藤議員の質問にもありましたけども、人件費などかそういったところにばかりですね、例えば委託職員だとか、そういった本当に一番弱いところの人にその影響が行くよりも、先ほど言いました投資的経費ですかね、50億円、この金額のところでも少しでも予算を浮かせることになったら、その後の効果が大きいと思うんです。ですから、会計法の規定ではですね、この一般競争入札が原則となっております。指名競争入札というのは、これ例外的な取り扱いらしいですね。ただ、全国的に指名競争入札というのがあってきた現状がっておりますけども、この入札制度をできるだけ早急に改革していただいて、市の、本当にここまで悪化した市の財政の立て直しのためにもぜひ導入を検討いただきますよう強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2項目めについてご回答いたします。

まず、仮称ではございますけども、JR太宰府駅の新設と看護学校跡地を有効に活用した西地区のまちづくりについてでございますけども、佐野東地区におきましては、JR太宰府駅を中心に本市の西の玄関口として整備をするということにいたしております。しかしながら、さきの3月議会におきまして、災害復旧事業を最優先課題として全力を挙げて取り組んでいるということで、現段階におきましては、財政計画や周辺のまちづくりの熟度の高まりなどを見きわめながら進めてまいりますとご回答をいたしておりました。その後におきましては、今日まで特に具体的な進展はございませんけども、JR太宰府駅の設置とその周辺のまちづくりにつきましては、一体のものとして整備をしていく必要があるというふうに認識をいたしております。今後もこの財政計画あるいは整備の見直しなども十分検討し、明らかになった時点で早急に取りかかっていきたいというふうに考えております。

次に、県立看護専門学校跡地の有効利用につきましては、まずストックの活用という観点から、既存の建物2棟を譲り受けるという方向で現在福岡県と協議を進めているところでございます。

なお、暫定的な利用といたしましては、社会教育施設などを考えておりますが、周辺のまちづくりを含めた跡地全体の利用についてさらに詰めていく必要があるというふうに考えております。

次に、観光戦略についてご回答を申し上げます。

まず、質問の本市での宿泊に関しましてでございますけれども、本市の観光協会や観光課などには問い合わせが来るあっておりまして、温泉の有無あるいは近隣を含めた宿泊施設を紹介してほしいと、いろいろ内容はございます。しかしながら、特に市内の宿泊施設につきましては、ご承知のとおり国民年金保養センターあるいは大栄研修センター、そしてゲストハウス太宰府、B & Bますやと、この4施設のみしかございまして、いわゆる一般的なイメージの宿泊観光地としての本市を紹介するのは難しく、特に宿泊につきましては太宰府観光協会に加盟をいただいております筑紫野市のホテルなどを紹介しているのが現状でございます。

次に、宿泊施設の誘致につきましては、市として過去におきましても積極的な誘致活動は行っておりませんが、以前、幾つかの問い合わせ等がございました。しかしながら、昨今のこの経済情勢からして、現在こうした動きはございませんけれども、間もなく九州国立博物館も開館することもありまして、本市が目指します滞在型観光という一つの手法として、機会あるごとにこの誘致活動は行っていく必要があるというふうには思います。

3点目の本市への関心度についてでございますけれども、これまでの観光プロモーションと申しますのは、修学旅行の誘致を主体に行っておりました。特に、本市の観光協会あるいは県の観光連盟、そして福岡市などと一体となって誘致活動を行っておりますけれども、その中で特に旅行社や学校側の方からは、太宰府では何が体験できますかと、この体験というテーマでよく質問を受けます。つまり個人、団体あるいは修学旅行を問わず、従来の見物主体だけの観光ではなくて、様々な体験をする、あるいは名産を味わうというふうな、いわゆる体で感じられる目的地が求められているというふうに思います。九州国立博物館も観光面では確かに大きな中核施設にはなると考えておりますけれども、博物館をPRすることはもとより、太宰府だからこそ体験できる旅のメニューあるいはまちの魅力などを提供しながら、今後観光客を増やす工夫あるいは仕掛けなどを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 仮称のJR太宰府駅についてですが、今のところ財政的な実情ではなかなか実現は困難ではないかということなんですけれども、これは、看護学校跡地が3,000坪ありまして、この部分とJR太宰府駅の近辺までを総合的にやはりこれから考えていく必要があると思うんですよね。JR太宰府駅ができる前に社会教育施設ができるとか、そういうことの

ないように、将来的な人口予測とか財政面での予測をされて、一体化としたまちとしてしてほしいと思います。

それで、JR太宰府駅の実現に向けてなんですけども、これは市独自の財源では無理ではないかと思うんですよね。その際、皆さんもご存じだと思いますけども、民間活力を利用しましたPFIですね。それとかまちづくり公募債、それとかこれは最近NHKのテレビでもあっておりましたけども、今不動産ファンドというのがかなり活気を帯びてまして、福岡の方ではビルが何十億円単位で実は売買されているんですよね。その一番売買されている魅力は何かといいますと、一番の魅力は鉄道沿線ですね。鉄道沿線、それと福岡なんかは便がいいところということで、そういうことで、やはり鉄道があるところの沿線というのは、こういう投資家にとってはすごく魅力があるところではないかと思います。

調べましたら、昨年度PFI事業を使った事業が全国で37件ありまして、それには図書館、あと市の庁舎ですね、それとかまちづくりの再開発の計画とか様々ありますので、そういったものをいろいろいろいろ考えながら、できるだけ太宰府市の財源の負担が少なくなるような方法でぜひ実現に向けてやっていってほしいと思います。

それと、観光のことでお尋ねいたしますけども、観光客からの要望ということなんですけども、私も観光協会などでちょっとお聞きしたんですけども、まずですね、これは本当に私もびっくりしたんですけども、九州以外で東北とか北海道から来る方は、太宰府が福岡の県庁所在地だと思っている方がいらっしゃるらしいんですね。ですから、太宰府に実際来て、アクセスが悪いのと狭いのと、何でそうなんですかということで、そういう不満があったということなんですよね。それとまた、福岡市にサラリーマンが仕事、出張で来まして、その後浮いた時間を二、三時間つくって何人かで訪れる方が多いとかですね、いろいろその太宰府に来る層というのはかなりいろんな範囲になっております。

それで、その中で不満はですね、宿泊施設がないということはかなり多いということですね。それと、参道のお店が早く閉まるので、何とかできないかという不満もあるということでした。それと、やはり空港からのアクセスですね。このことも不満として挙げられておりました。

それと、私がいろいろ調査していく中で一番びっくりしたのは、韓国、中国からの、アジアからのツアー客がかなり増加しておりまして、8月を例にとりますと、1日に訪れた観光バス24台中のうち21台は外国から訪れたツアーということになります。ということは、国も観光立国ということで、観光でやはりいろんなそれで経済を活性化したいということを考えておりますので、やはりこれは福岡だけとか、日本だけにとらわれず、大きな目でやっていただきたいと思います。

それで、実はこれは市も今いろいろパンフレットをつくって本当にいろいろいろいろとやっておりますけども、実はどちらかといったら、計画とかプランとかの方にすごくお金がかかり過ぎて、一番肝心の地元を訪れる観光客のニーズを把握していないのではないかと思うんです

よ。それで、これまで市が大々的に観光客に対して実情を実態調査をしたことがあるのでしょうか。そのことについてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市が独自で直接観光客にアンケート調査をしたという事実はございませんが、やはり観光協会の方で何度かされたという報告は聞いております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） これは、何の場面でも言えることなんですけども、やはりそこに来る人が何を求めて来るのか、やはりそういったことをとらえないと成り立たないと思うんですよね。ですから、やはり太宰府市はこれ国博ができたということは本当大きな契機になります。国博そのものが太宰府市に直接的に経済的な波及はもたらしませんが、国博があるということでやはり大きな魅力となりますので、ぜひ観光客の実態調査、その聞き込み調査をやって、どういうことを求めているかということ調査してほしいと思います。

それと、この太宰府市には年間観光客が582万人ぐらい訪れておりますけども、そのうち宿泊客は1年間で1万6,000人です。これは単純な計算をしますと一月当たり1,300人ですね。これを近隣で比べてみますと、隣の大野城市には39万人が観光に訪れていますが、同じ1万6,000人ですね。それと、あと旧福岡、津屋崎町、この両方が2万2,000人ということで、太宰府市はそれにも近づかないような数字になっております。これはやはり宿泊施設がないということがやっぱり大きな原因だと思うんですよね。ですから、宿泊施設をやはり誘致することを考えてもいいんじゃないかと思っておりますけども。

私、今太宰府発見塾ということで太宰府の歴史の勉強をさせていただいておりますけども、この塾は大変な人気がありまして、応募者が多かったもんですから、私も抽せんで選ばれたところです。それで、本当に活気がある塾なんですけども、それを見まして、今後太宰府市が目指すべき方向というのを私なりに考えてみたんですけども、確かに修学旅行とかいろんなツアー客が来ますけども、本当にスローライフといいますか、時間をゆっくり楽しんで、本物のよさを見つけて歴史を探訪するという、そういう世代にやはり焦点を当てるには、本格的な高級ホテルですね。太宰府市には本格的な高級ホテルがやっぱり似つかわしいと思うんですよ。ご存じだと思いますけども、大宰府政庁というのは外国から訪れた使節をもてなす、賓客を接待するというのが大きな役割だったと聞いております。このような太宰府市に食事もできて音楽会を、生演奏を聞きながらグラスを傾けるとか、それとか学会の誘致、そんないろいろなことが考えられるんですけども、市長にお尋ねしたいんですけども、このような本当に日本有数のホテルがもしできたとする、市長はそういうホテルを利用したいと思いますかどうか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今、本市の観光行政についていろいろお尋ねでございますが、我々いたしましたも、太宰府市の将来のビジョンとして観光都市としてのあり方を考えておるわけでござ

います。今までは天満宮中心の観光客、年間650万人という客でございますが、その経済効果等々につきましても、もっともっと市としては考えなくちゃならない。幸い、本年の10月15日に国立博物館ができます。この開館を迎え、国立博物館後の本市の観光のあり方、今いろいろの形で研究をいたしておるところでございます。今ご指摘の一つのネックでございます宿泊施設がない、これは本市としても観光の大きな痛手でございますが、それにつきましてもいろいろ大きなホテルを誘致したらどうかというようなご提言もあるようでございますが、等々もいろいろアンテナを張っておるわけでございますが、今ご承知のようなリゾート開発についても一つの落ち込みがございますし、今観光につきましても非常に温泉ブームでございます。したがって、今後の観光客のあり方、いわゆる修学旅行等で来た今日までの観光旅行から、いわゆる小グループあるいは体験型の観光客等々の旅行のあり方も変わっておるわけでございまして、単なる名所旧跡を見て回るだけではない、新しい観光のあり方等も十分研究してまいりたいと思うところでございます。

いずれにいたしましても、国立博物館開館後、また本市が持っております壮大な歴史遺産等々も含めて、まるごと博物館まちづくりの一つの構想の中にもそれを含んだ観光行政を進めてまいりたい、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 市長がおっしゃいましたように、リゾートホテルとかの開発型のホテルというのは、これからは環境破壊の上からも決してよくない。やっぱりそれは太宰府にはふさわしくないと思いますが、やはり環境を破壊しない、それもホテルの誘致が観光客のためではなくて、市民も一緒に歓迎して、それで太宰府のまちづくりと一緒に考えてくれるような、そういうふうなホテルの誘致を市民と一緒に考えながらやはりやっていかないと、地域住民の生活を破壊して、環境を破壊してやはりホテルだけが商売としてやっていくというのは、これからはやはりこれは長続きしませんし、太宰府にはやっぱりその必要はないと思います。

今、本当に国も観光客を増やそうということで大きな政策に挙げてまして、九州の知事をはじめとしているいろいろ経済界、財界の方が九州観光推進機構というのを掲げておりまして、九州は一つということで観光客を取り込もうとしております。それで、韓国の方で福岡で知ってることを聞いたら、太宰府というのが5番目になってるんですね。ですから、太宰府の知名度というのは私たちが思っているよりもやはりありまして、何とかこの太宰府のよさを満喫していただいて、やはり本当にゆっくりとした時間を過ごしていただく、そのためにもやはり観光、それもグレードの高いホテルを誘致するということは、私はこれはホテル誘致がやっぱり市民にとっても歓迎されるのではないかと思います。

ちなみに、一応ホテルをやっていくためのその宿泊者が、部屋にどのくらい泊まったらいいのかというのは、大体採算性がとれるのは70%だということです。70%ということは、太宰府市に訪れる観光客の方から試算しますと、十分やっていけるのではないかと思います。

やはりこの観光づくりといいましてもですね、もちろん職員もそうですけども、市長自らやはりいろんなところに行って太宰府をアピールする必要があると思うんですけども、例えばこの前国民文化祭で、太宰府市には多数の国民がいろんなところから訪れたんですけども、例えば太宰府市賞とか、そういうのを設けて、漢詩大会とか、俳句じゃなくて和歌ですね、そういったものを今後して太宰府に来る人たちを一人でも多く呼ぶようなこともどうかと思いますけども、そういったことを市長これから、太宰府市長賞っていう形で全国的にそういった大会、通用するような大会をするようなことに対して市長どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今後の太宰府市の観光のあり方でございますが、ご承知のように名所旧跡を見て回るだけじゃなくて、太宰府をもっとよく知っていただく、そしてもう一度訪ねてみたい、そういう雰囲気が大変大切だろうと思います。そういう意味で、我々といたしましては、単なる知名度は、これは太宰府という知名度は全国的に非常に高い知名度でございます。したがって、この太宰府という地への観光客の関心は非常に高うございますが、お見えになっても通過型観光では、本市のプラスにはなっていないというのが現状でございます。いかにしてこれを全国からのお客さんを増やすことと同時に、もう少し滞在していただく、言うなれば宿泊もしていただきたいと、これが観光の大きなポイントになるんじゃないかと思っております。

したがって、国立博物館があれば国立博物館で行われますいろいろな特別展等のイベントはございます。と同時に、文化祭等々で全国から漢詩大会等々、本市が中心になってその大会があったわけでございますが、こういう大会、これ全国規模で太宰府で年次的にやっていただけないかと、そういう要望等々もございます。と同時に、今年の秋行われますねりんピック2005でございますが、これも全国の皆さんが本市におきましてはウォーキング大会がございます。全国から見えます参加者に対しては、市民挙げて歓迎を申し上げたいと同時に、毎年この大会を全国規模でやってくれないかと、そういう要望等もあるわけでございます。いかに観光客に来ていただく、再度来ていただく、何回も来ていただく、そういう努力を今後とも十分頑張ってもらいたいと思うところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） まるごと博物館構想ですね、このことは施設、いろんな施設、ハードな施設をつくることではなくて、まち全体がやはり整備されたきれいな通りとか、そういうところでなければならぬと思うんですけども。現実的には、街路樹がかなり枯れたり、雑草が生い茂ったりして、ここが博物館のあるまちとはとても言えないような現状がありますので、やっぱりそういった本当隅々まで、太宰府市は、やはり博物館があるにふさわしいまちだと言われるようなことも必要じゃないかと思えます。

それと、まるごと博物館構想というのがどうしても市民の間に周知されておりませんので、

市民を巻き込んで、それとか小学校、中学校にも、その意味がわかるようなことをやっていた  
だいて、全部で国博のあるまちづくりをしていくようにしていただけたらと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる、生活環境の条例制定ができないか。

今日の環境問題は、社会経済活動により大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活となり、環  
境の破壊に起因する部分が多くなっております。様々な環境問題を解決するためには、ライフ  
スタイルそのものを見直さなければならないと思うわけであります。したがって、私は身  
近な生活環境問題に絞って質問をいたします。

いよいよ来月10月16日から待ちに待った九州国立博物館がオープンいたします。また、高齢  
者を中心としたスポーツや文化の祭典ねんりんピックが福岡県で開催され、太宰府市ではウオ  
ークラリー交流大会が11月13日日曜日に開催されます。このねんりんピックに日本全国から約  
50万人のたくさんの皆様がお見えになります。

しかしながら、最近のまち中はあちこちでビニール袋をはじめいろいろなごみの散乱、放置  
自転車、空き瓶、空き缶等の散乱や犬猫のふんに出くわします。このようなまちづくりで博物  
館の開館を迎えられるのかと思うときに、非常に残念な気持ちでいっぱいです。

私は、本年3月議会で、畜犬の愛護及び管理に関する条例で、いろいろなペットのあり方に  
伴う飼い主のマナーのあり方などで条例の見直しができないかと指摘したところでもありま  
す。したがって、身近な環境問題を私たち市民、事業者、太宰府市がそれぞれの立場で責  
務を果たすため、参加し協力すべき時期が到来したのではないかと思います。すなわち自らの  
生活環境は自分らで守る、この精神が必要ではないでしょうか。

私は、この国立博物館の開館を前に、思い切ったマナーのあり方、ルールのあり方、すなわ  
ち身近な生活環境を検討すべきと思います。この環境問題に出くわし、いろいろな資料を調査  
しましたところ、私の考えと同じ考えで福岡市において快適なまちづくりについて制定されて  
おります。これを紹介し、問題提起として、福岡市の人に優しく安全で快適なまち福岡をつく  
る条例の前文を読んで参考にしたいと思います。

福岡市は、2,000年にわたる悠久の歴史と伝統の中で築かれてきたまちである。そこには、  
歴史と伝統にはぐくまれた自治と進取の精神があり、先人によって守られてきた豊かな自然と  
市民の生活環境がある。

この自治と進取の精神を尊び、福岡市をより人に優しく安全で快適なまちにし、それを次の  
世代に引き継いでいくことは、先人からこのまちを引き継いだ福岡市に住み、働き、集うすべ  
ての人々の責務である。また、次代を担う子どもたちが、社会生活上のルールを守る責任感、

社会性及び公共心を身につけるためには、他人を思いやる心と郷土福岡を誇りに思う心をはぐくむことが重要である。

そのため、福岡市は市民とともに、人に優しく安全で快適な生活環境を守るため、自転車の放置防止、ピンクチラシなどの屋外広告物対策、空き缶やたばこなどの散乱防止等の諸施策を実施してきた。しかしながら、公共の場を利用する人々のモラルの低下やマナーの欠如などにより、生活環境の改善の効果は余り上がっていない。

生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の心を荒廃させ、市民の自治意識を後退させるばかりでなく、ひいてはコミュニティの崩壊、犯罪、少年非行の増加や都市活力の衰退といった深刻な事態までつながりかねない。

今こそ、私たち福岡市民は、自分たちのまちは自分たちでつくるという住民自治の精神に立ち返り、その力を結集して、人が生き生きと暮らし活躍する「自治都市福岡」を目指し、主体的に行動を起こすときであり、ここに人に優しく安全で快適なまち福岡をつくることを宣言し、その実現のため、総力を挙げて取り組んでいくことを誓うものである。

このように、人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例が、今までの種々の条例を網羅した生活密着の新しい観点から決意表明がなされております。

このような動きは各自治体でも検討され、特にたばこの路上禁煙地区の条例が各大都市で実施されたことは目新しいことでもあります。また、シンガポールでは、外国人旅行者であろうと国民であるとを問わず、違反者には罰金が科せられます。このように、社会経済の発展に伴い、国、各都市においてマナーについていろいろと行政のあり方、条例等の見直しが行われております。

本市におきましても、環境基本計画推進要綱をはじめ畜犬条例などいろいろな条例がありますが、現在の条例、規則では実施面において、また罰則面においていろいろな観点から少し甘い規則等ではないかと思われまます。したがいまして、現在の社会環境、生活環境、教育環境から見て、ぜひとも見直しをして、安全で快適な住みよいまち太宰府をつくるため、身近な生活環境対策に取り組むため、マナー・ルールで快適なまち太宰府をつくる生活環境の条例制定ができないか、その見解を伺います。

今回の九州国立博物館のボランティアには、約900人近くの応募がありました。太宰府市でも元気な高齢者の優秀な高齢者の方がたくさんおられますし、大学もたくさんあります。予算がなければ市民の皆様にご質問してみたいかとも思います。

また、この方たちの方が誇りを持ってボランティア活動ができるようなムードづくりとして、この際（仮称）生活環境指導員の腕章をつけるなどして権限を持たせるなど考えられないか、検討すべき課題と思いたすがいかがなものか、伺います。

私は、観光都市として、また住民の快適で安心して住めるまちづくりのために、ボランティア活動をはじめ市民の市民による市民のためのまちづくりをぜひとも総合的に検討されるべきと思いたす。

あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 福岡市の人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例のような条例制定ができないかというご質問についてですが、本市におきましては、空き缶等の散乱防止やポイ捨て禁止の条例、また犬のふんの放置を禁止した条例などは制定しているものの、ご指摘のとおり、実際には市内の至るところで不法投棄がされたごみやポイ捨てされたごみなどが見られます。これらを防止していくためには、その監視体制を強化していくことも考えられますが、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担えるような体制づくりをし、一体となって環境美化に対する取り組みを行うことによって、その防止に向けたモラルの向上を図ることが一番大切であると考えております。

現在、市では地域美化推進事業補助金の交付やボランティア清掃活動に対するごみ袋の配布、回収などを行っていますが、このような制度にさらなる検討を加え、市民や事業者が積極的に参加でき、その中から生活環境に対するモラルの向上が図られるような制度とし、生活環境問題について市民全員がかかわりを持つことができる制度にしていくことが急務であると考えております。

次に、ボランティア活動についての考え方がありますが、現在も様々なボランティア団体が美化活動などを行っており、行政といたしましてはそれらを積極的に支援していくことが大切であると考えております。ご指摘がありました生活環境指導員でございますが、福岡市をはじめといたしまして、筑紫地区におきましても美化推進等を目的として、市から委嘱された環境推進委員の制度がございます。また先般、筑紫地区防犯協会と筑紫野警察署とで地域防犯活動への市民ボランティア活動として地域に広げるついで隊を創設しており、これらを参考にしながら本市の方式を検討し、ボランティア活動との連携も図れる制度といたしまして、市民自らが市民の住みよいまちづくりが行われるような制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今、回答をいただきましたが、今のところ体制づくりが大事だということですが、今現在、条例も3つ4つ、今部長が言われたように、あることはあるんですね。しかしながら、それが守られてないから見直して、やはり新しい体制でそういうことができないかということですが、その点の見解はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まずは今できることを体制づくりの中で進めていこうというのが先ほどの答弁でございます。今出ております条例の制定につきましては、もう少し広い意味で今検討されておりますような防犯におけるところのまちづくり、安全・安心まちづくり、あるいはひいていきますと地域コミュニティづくりがずっと浸透していきますならば、こうした

条例ができなくても、本来でありましたらそれぞれが自分たちの住んでるまちを美しくしていこうというような部分につながっていくのではないかとこのように思っておるわけでございます。そうした部分で、総合的な観点から条例の制定を考えていくという上におきましては、若干の時間が必要かと思いますので、今あります、今できることは先ほど申し上げているようなことが考えられるのじゃないかと、それをまずもって推進をしていくことが今大事なことでなかろうかというふうに考えまして、ご答弁申し上げた次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の回答はよくわかることはわかるんですね。しかしながら、これが守られてないからやはり新しい見方で、総合的なまちづくりというものを検討すべきではないかと。やっぱり一歩前進させんと、社会が変わってきておりますからね。そういうことでこういう条例の新しい見方での制定はできないかということ言ってるわけですけど、すぐということじゃないけれども、今から検討、前向きに検討していただいて、やはり市民が住みやすいまちづくりにはどうしたらいいかということに頭を切りかえていただいて、やはりぜひともこれは推進すべきと私は思うわけですが、その点の見解を。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど出ております福岡市の条例が平成14年12月19日から動いております。条例ができる前とできた後がどういうふうに変わってきたのかという部分をまず調査をさせたいというふうに思っております。それで、そうした部分の中を受けまして、この人に優しい安全で快適なまちというような部分を含めると、もう少し広い意味で、先ほども申し上げておりますような防犯の視点でありますとか、そういうふうなものを総合的な形で検討した方が、より効果があるのかなというふうに思っておりますので、検討することは検討はしてまいりますので、それはもう少し広い意味での検討を今考えておるということでございまして、それも検討するという部分につきましては、若干の時間が要りますから、今できることを先ほど申し上げておりますような形の中で進めていながら、福岡市の成果も、どういうふうに変わってきたかという成果も分析をさせていただきながら、太宰府に合った条例はどのような条例がいいのかという部分については、若干の時間が必要ではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今の回答を見ますと、前向きにいくんじゃないかというふうなニュアンスを覚えますので、ひとつ時間はかけても福岡市よりもいい条例をつくっていただきたいと思っております。

私、最近、天神の方をずっと見て回りますと、くわえたばこだとか、そういうことはなくなってしまっておりますね、やはり。そういうふうで、やはり住民意識というのはそういうこと

をやはりできたばかりだからそういう意識がみんな強いのかもわかりません。年月がたつとまた廃れていくかも知れませんが、やはりその都度広報することによって、いいまちができるんじゃないかなと思いますので、条例制定に向けて頑張ってくださいことを期待しております。

それから、ボランティアについて。

ボランティアの、私もいろいろ調べましたら、高齢者の方やはり90種類くらいあるんですね、90種類くらい。それで、それによっていろいろあるわけですが、先ほどのまちづくりには防犯あるいは清掃、両方兼ねたようなこと、いろいろそういうボランティアもあると思うんですね。ここで私、今の回答よくわかるわけですが、教育、私の近くは学校が、小学校と高等学校とあるわけです。そして、あそこが通学路になったり、それからまた草が生えたりしているものですから、かなりの犬の散歩道にもなると。それからもう一つは、今回感じたのは、台風が吹きましているんなやはり古い木が大分落とされたわけですね。そしたら、やはりそこに住んでいる人だけが掃除をします。私とうとう清掃の方に行きまして、ボランティア袋をいただきに行きましたら、気持ちよく、区長さんとの連携も取りましてやったわけですが、そういうふうでやはりそういう突発的な袋が要ったりする場合もあるわけですね。ボランティアの方に、どういう団体あるか知りませんが、そういうボランティア袋は渡してあるわけですかね、どんなでしょうか。

議長（村山弘行議員） 答弁につきましては再開後にお願いいたします。ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ボランティア清掃に係るごみ袋の配布につきましては、ボランティア活動団体あるいは区長さん等から計画書等を提出していただきまして、その都度配布しております。ちなみに、平成16年度のボランティア袋の引き渡しの状況ですが、可燃、不燃合わせましてトータルで4万3,854を出しておるようでございまして、これは6月の環境美化強調月間、12月のクリーンデー、行政区、今ご質問出ておりますボランティア団体といたしましては、可燃、不燃合わせまして3,284のボランティア袋を使われまして、多くの方にボランティアとして参加していただきながら、市内の美しいまちづくりについてご協力をいただいております。ということが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今ボランティア袋がそういうボランティアされる方にも出してあると

いうことを聞きまして安心しました。

それから、ちょっと先ほど回答の中でついで隊と言われましたかね。それも私もなかなかいい言葉だなあといいながら聞きますけれども、これはやはり清掃される方のボランティアの美化運動してあるようなそういう人、あるいは防犯というようなこと、それから今小学生やらが帰るときにやはり腕章をつけてある、何ていいますかね、学童指導員か何か、そういう方たちも含まれてそういうついで隊というものにされるのかどうか、ちょっとその点、構想についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げましたついで隊という部分はですね、先ほど言いましたように、筑紫野警察署と筑紫地区の防犯協会とが合同で地域防犯活動という市民ボランティアを今募ってありまして、みんなでつくろう安心のまち、そげん大したことじゃなか、散歩のついで隊とかというような、そういうふうな部分で実際今ボランティアを募ってあるわけですね。こういうものを参考にしながら、先ほど問題提起されておりますような美化活動等も、わざわざ構えて、そのためにだけにということじゃなく、何かのついでに、あるいは散歩のついでにたばこを捨るとか、あるいはごみを捨るとかというような、そういう活動をしておるといような腕章か何かをつけてですね、そういう腕章が市内全域で幾つもそういう方が出てまいりますと、大きな効果があらわれるのかなというようなものも含めまして、そういうものも視野に入れて、検討の中に入れて、先ほど出ているような生活環境問題についての市民全員がかかわりを持つことができる制度をどうつくっていくのかという一つの参考例でございますので、そういうものも参考にさせていただいて、そういう制度を実現していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） できるだけそういう総合的なボランティアをされるような方式をとられることを希望いたします。

ただ、ここで一つ警察署あたりがどう考えておるのかわかりませんが、注意して、例えばポイ捨てされて、あら、あなたはいかんですよと言ったときに、殴りかかったり、いろいろそういうことについての注意事項と言ったらおかしいけれども、そういう問題についてはどういう処理かなんか、そういう問題点、警察との協議はあっておりましようかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） どの程度の部分で、状況等にもよりましようけども、具体的に何かそういうふうな形で例えばそういうふうな部分について行動を起こすということで、そういう問題が発生するということが想像されましたら、当然のことながら所管の警察署等とも協議をさせていただいて、そして何ていいますかね、美しいまち太宰府、国博のあるまち太宰府という市民の意識の高揚が一番大事ではなかるうかというふうに思うわけですね。だから、そ

う部分の中で自らがそういう形になってくるように、人から言われてするという部分じゃなく、自らがそういうふうになれるような仕掛けを行政としてどうやっていくのかというのが課題ではなからうかなというふうに思っておりますので、そうしたいろいろなそういうふうな事件等々の発生が予想されるような制度の導入につきましては、当然のことながら筑紫野警察署と十分に合議をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ぜひともそういうようなボランティアシステムができることを祈念いたします。

それから、ちょっと最後になりますけど、教育関係で環境教育ですか、そういうことで今の私の近所が小学校、高校があるものですから、やはりこうポイ捨て的なこと、それからマナーが悪い部分がよく見受けられるわけです。それで、私どもが小学生のときやら、今度特に気づいたのは、今から先運動会始まって、運動場へちょっと昨日かね、見に行きましたら、まだ木の葉が散らかったりいろいろ、そこでやっぱり運動会の練習をしていると。私たちが清掃するときには、ほうきの目が見えないと先輩から怒られよったというふうな記憶があるわけですけど、今そういう掃除の仕方はさせないで、ちょっと遊び半分のような清掃の仕方が多いわけですね。昨日ちょっとテレビ見てましたら、東区の小学生がシジミガイを川に投げ込んで環境を美化するというようなことで出ておったわけですが、それに対して子どもさんはすぐにごみを散らしたらいかなあというように感じましたというような感想まで出ているわけですね。現在のそういう小・中学生に対する環境教育というか、どのような清掃あるいはそういうものに対する教育というか指導がなされておるのか、ちょっと経験深い教育長さんにひとつお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 非常に幅広い質問ですので、簡単に答えにくい面もありますけど、できるだけ概略化しながら答えさせてもらいたいと思います。

環境教育といった場合は、普通広い意味でとらえますので、例えば総合学習みたいな場を使って課題を持って行うとか、また各教科に分かれて、例えば理科なんか非常に関係深いんですが、行うとか、また学校行事等の行事で行うとか、そして道徳なんかで考え方として行うというようなことをやったりしておるのが事実でございます。

それから、先ほどシジミガイの話が出てまいりましたけれども、例えば安部議員の近くの太宰府小学校あたりでは御笠川を使って、いろいろな環境の状況、例えば上流と中流と下流の状況によって川が違うとか、それからどんなふうに影響を与えるかということで、環境をきれいにしていこうとか、また実際に御笠川をきれいにするような作業とか、そういうようなことをやっておるところでございます。

それから、掃除につきましてはですが、学校としてはやはり整理整頓というのは非常に大事

な要素でありますし、きれいな環境で学習に取り組むという意味合いで掃除に取り組んでおりまして、例えば係活動とか生徒会活動、また先生たちの組織、時にはPTAの力をかりながらも、より掃除を徹底するようにしております。ただ、掃除につきましてはですね、例えば親さんの考え方も、例えば子どもに掃除をさせる必要があるのかというような考え方を含めた多様さとか、それから子どもの掃除とか草とりの体験の有無による多様さとか、ぞうきんの絞り方なんかを見ますときに、もうほとんどの子どもがきちっと絞れないというような状況であるとかですね、それから何もかにも子どもたちのことを親がしてあげるもんですから、自分でしようとしないうようなこととか、そういう、個人差はあるわけですけど、なかなか徹底して掃除しにくいという側面があるのは事実です。先生方も、師弟同業という言葉を使っているんですけど、一緒にするとか、それから分担しながら責任を持たせるというようなことを考えながら、より掃除を徹底するように、またそういう力をつけるように進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） どうもありがとうございました。こういうふうで身近な生活環境をよくするというので、当局におかれましては頑張ってくださいと思います。

これもちまして一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

動画をやりとりできる第三世代携帯電話の急速な普及に伴い、携帯電話基地局の建設をめぐる住民の反対運動が各地で起こっており、中には訴訟にまで発展したのも幾つかあります。中継塔建設は県に建築確認申請をすればよく、市町村が計画を把握していなかったケースが多いようですが、この件につきまして太宰府市の場合どうなのか、2つお尋ねします。

まずは、市全体で携帯電話基地局中継局、いわゆる電波塔は幾つあるのかお答えください。

次に、計画段階のものも含めて、建設をめぐる住民の反対を受けたもの、つまりトラブルは何件発生したのか、把握されているものについて場所と経緯を具体的にお答えください。

電磁波が人体に対して及ぼす影響については、めまい、耳鳴り、不眠症から脳や生殖機能への影響、がんの発症まで関係を指摘されています。極めて微弱な電磁波であっても、長時間被曝すると人体に悪影響があると推測され、細胞からカルシウムイオンが流出したり、ホルモン分泌を抑制したり、染色体に異常を来す、これらががんや白血病の原因ではないかと推測されています。

WHOの依頼により当時の科学技術庁は、1999年から3か年計画で約350人の小児白血病患

者と約700人の健康な子どもを対象とし、日本で初めての全国規模の疫学調査を実施し、その結果、磁場4 mGで小児白血病発生リスクが2倍以上であることが明らかとなりました。水俣病やイタイタイ病、薬害エイズに狂牛病など数えても切りがありませんが、経済効率、利益優先や利便性の追求の陰に、主体となるべき人間そのものが無視され忘れられた結果ではないでしょうか。

今議会ではアスベストに関する一般質問も幾つかされるようですが、今電磁波問題は第2のアスベストと言われています。10年、20年たって市民に、特に今発育途中の子どもたちに影響があつてからでは遅いのです。

最初にも申しましたが、現在携帯電話基地局建設に関しては、問題があつたとしても、それをやめさせるような権限は自治体にはありません。中継塔は用途地域の制限もなく、第1種低層住居専用地域に50mの鉄塔を建てても違法ではありません。

これらの問題に対し、他の自治体では業者に対し近隣住民への事前説明や市への届け出を義務づける要綱や、トラブルが起きたときに市が仲介に入ることを定めた紛争予防条例を施行しているところもありますが、太宰府市ではどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ただいまのご質問について回答申し上げます。

中継塔基地局の申請関係は、電波法における基地局開設の免許の申請と、高さが15mを超える鉄塔は、建築基準法における建築確認、工作物の申請が必要でございます。申請を受け付ける九州通信局、それから那珂土木事務所とも近隣住民への説明は指導しているということですが、法的な規制はないということでございます。

本市についてでございますが、中継塔の建設に伴う住民の反対がありましたのは、つかんでおるところでは3件ほどでございます。1件は事前に建設計画がわかりましたので、事業所に近隣住民への説明を指導いたしたところでございます。建築確認の申請は、おっしゃいますとおり直接県に申請されますことから、事前に建設の計画を知ることができないのが現状でございます。しかしながら、携帯電話の事業者は、今のところ3社とつかんでおります。NTTドコモ、KDDI、ボーダフォンでございますことから、建設に対しましていち早く情報を入手しまして、本市といたしましても近隣住民への事前の説明の依頼等を事業者の方に指導するというところで努力していきたいというふうに考えております。

それから、ご質問の電波塔が市内に幾つあるかということでございますけども、今のところ7か所とつかんでおります。正確じゃないかもしれませんが、NTTドコモが青山、松川、北谷、それからボーダフォンが、実際は梅香苑団地の中ということで、高雄の方に1基、それからKDDIが国分に分かれて3基ということでしょうか、そういうふうにとらえておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 今、上でお聞きした分で、トラブルは3件反対があったということですが、この3件を指導する、説明するように指導されたというふうに今たしか伺ったんですが、その結果もう建設は取りやめられたんですかね、その会社は。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今ちょっと流れがありまして、1つは一行政区に建てられるということであったけれども、やはり周り住民の反対があったということで、もう一つの行政区に検討されたということですが、そこもやっぱり住民のトラブルがございまして、今公園の方にどうかというような業者からの依頼があって、今業者とそのことについて協議中ということで、解決がついたということには至っておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） それとですね、最後の方にお聞きしたんですが、こういうふうな条例、他市は何らかの手だてが必要だということで、そういうふうな要綱とか条例を施行しているところがあるということをおっしゃったんですが、市ではどのようにお考えなのか、その辺はどうでしょうか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 門田議員さんからも新聞の情報で提供がございまして、幾つかの自治体はそういうものをつくった、あるいは検討しているということでございます。私の方もNTTドコモと話し合う中で、いろんな紹介があった市、そういうところに幾つか聞いております。考えますに、最終的にはそういう指導要綱等つくりましても、最終的にそこのある程度民間の間での解決になるのかなというふうに理解しております。さきのマンション建設に伴ういろいろな住民反対運動がございまして、法律の範囲で許容されておれば、それを市の方がとめるということではできないところがございます。できるだけ説明して近隣住民の方にご理解していただくという方法しかないのかなというふうに考えております。まだいろんなそういう事業者にいろんな地域住民の要望等を加えて建設するとか、そういう条件闘争的な部分もございましょうけども、今のところ市も建築分に関しまして指導要綱がございまして、それもそういう意味も含めまして事業者の方に近隣住民によく説明、お話ししてくださいというような方針でいきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） おっしゃるとおりで、今の建築基準法とか、あるいは電波管理法ですね、電波管理法なんかにしても、もうただその体系をすみ分けるとか、そういったぐあいでありまして、いわゆる人体に対する健康被害ということは、もう全然最初からもう考えに入っていないわけですね。そういったところで携帯の会社の中で第三世代ということで、大変な競争があつてみたいですね。より消費者とすれば通りがいいものを当然選ぶと。だから、電波塔が

いっぱい要るんだと。第三世代は、今までのものに比べて情報量が多いだけ、届きにくいらしいですね。その分たくさん建てなければいけないと。今7か所というふうにお聞きしたんですけど、実際もっとあるような気がします。それとか、規模によると思うんですよね。もうでっかいのもあれば、何十mもあるのもあれば、何か上の電柱にフォークがついてるねと、ピッチと言われるようなものがあるし、あるいはそういうふうな資本というか、いっぱい持っているところでは、電柱にバンドをつけてですね、小さなアンテナがちょこちょこついています。あれなんか割と安心な気がするんですが、特に今問題と思うのはですね、下に出力装置、結構大きな増幅器といますかね、そういったものをつけたり、あるいはうまいこと隠したりしてるんですよね。そういったものは明らかに強い電磁波が出てるんじゃないかなと思うんですけど。

私、さっきから質問の中で、基地局と携帯局ということで、二通り言っておるんですが、余りよくわかりません。そういう業界用語みたいなところもあるみたいでして、イメージ的には基地局というのはかなりやはり大きな出力でやっているんだらうと。この次の中継というのはその名のとおり中継しているんだらうという、そんな感じなんですよ。

今日私この電磁波に関して、携帯電話の帯域というのは人体によくないというふうな話もありますので、そのことを聞きたいんですが、ちょっと携帯じゃないんですけど、昔あそこの石坂のところですね。変圧器、この前もちょっとお聞きしたんですが、変圧器があって、それのいわゆる住民に対する健康被害が問題になったことがあると聞いております。その後、それはいわゆる露出の形じゃなくて、建物の中に入ったわけですね。そのとき何かシールド、いわゆる電磁波が外に出さないような工夫というのはされたんでしょうかね。どちらにお聞きしたらよろしいのかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 済みません。ちょっとそのところは明確でございません。申しわけございません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 多分されているんだらう、防ぐ方法はあるみたいですが。ただ、問題になっているのは、そういうふうな例えば高圧線もそうですね。高圧線も当然高圧が流れてるんだから、電磁波、磁界が発生すると。アメリカなんかで言うと、1km以内は学校はおるか大体家建てちゃいかんとかという州もあるみたいですね。だけど、日本はそんなことは言っておれんと。そんなこと言ったらもう人間住む場所がなくなっちゃうということで、覚えてますわね。去年だったかな、ある集まり、防災の関係でほかの市に行ったときに、小学校の上、高圧線が通っているわけですね。何でわざわざこんなところにとしたんですけど、それぐらい意識は低いということだと思います。

その電磁波の件ですけど、私も別に詳しいわけじゃないんですけど、子どものころ理科で勉強したんですけど、いわゆる電磁波ですから、球体表面積と同じようなもんで、距離の2乗に

反比例するわけですね。ですよ。だから、これが電波塔だとしたら、1mの人間と100mの人間は、この人がこの人の100倍じゃなくて1万倍ですよ。真下にいる人、1mにいる人と1km先にいる人は、1,000倍じゃなくて100万倍ですね。要するに2乗に反比例ですから、近づけば近づくほどもっと強くなるんですよ。要は、ある程度距離があって、そういうふうな利便性がいいというね、もう固定電話も要らん、これで十分という人もおられるでしょうけど、実際そこでこれできちゃった以上何十年もこれを24時間浴び続ける、この近くの人たちはじゃあどうなるんだと。ちょっと例えは悪いですけども、いわゆる火葬場とかごみ焼却場とかですね、大変な無理というかな、ご理解をいただいてそういうところに大変な自治体も努力をしてみたくらせてもらっているわけですよ。この業界というのは、いわゆる自分たちそれやらんと食っていかなというのわかります。そして、日本の経済においてもそういったことは必要かなと思いますけども、現実はまだ野放し状態で建ててるんですよ。

そして、私が、私国分に住んでおるんですが、ちょっと、私が直接あった例というのを言いたいんですが、ある日突然、門田さん知るとなるな、あそこ何か建とうけどどうなるとなるな、すぐのところで見に行ったんですが、本当に一夜にして何かでっかいのが建ってるわけですよ。これ何ですかね、アンテナね、はあ、何のアンテナですかねというぐらいの感じだったんですよ。そして、業者もわかりまして、すぐにあんなものはのけてくださいと言ったら、今お話しされたとおりです。いや、もう大丈夫です、安心です、もう全然害はありません。これ読んでください、がばっともらったんですよ。読みました、難しいけど、ちんぷんかんぷんでしたけど、とにかく安心です安心です。政府が発行して、これ総務省ですね。総務省のこれも置いていきました。大方安心と書いてます。同時に、危険ですというのはこれの100倍ぐらいあります。本もあります。そういうふうな団体もあります。学者の分もあります。一生懸命目を通したんですが、はっきり言ってだれが、どなたがこういうのを精査、資料精査されても、一生懸命見たら危険だなあという感じは持たれると思います。感覚ですけどね、学者じゃありませんから。

どういうふうな建て方をされるかということ、とにかくいきなり建ててるんですよ。おとしは国分も水害で大きな影響を受けまして、電柱も折れて工事車両もしょっちゅう入ってたんですよ。それと一緒に建ててるんですよ。だから、いつ建てたのか全然わからなくて、見たらあれ何なのかなと。しかも、見るからに何かこうパワーがありそうなやつなんですよ。お願いしたけども、結局、いやもう一切引きませんと。最初は丁寧な言葉だったんですけどね、いやもう引きませんと。わかりました。じゃあ私たちはやっぱり反対しますということで、それからの住民運動になりました、自然とですね。そして、その過程でですね、いろいろ言い合い、やり合いもあって、私なんか告訴するとか、弁護士に相談しているとか、いろいろ、どうぞどうぞ自由にとということで、そんな話をしてきたわけですよ。最後はですね、結局もう負けるんですよ、今のままじゃ。もう別に法律にかかるわけじゃない、条例にかかるわけじゃない。仕方ないんですよ。泣き寝入りするしかなかったけども、最後はですね、みんなでその地主さ

んをお願いをして、もう何とかお願いしますということで何とかわかっていただいたんですよ。契約結ばれていたみたいですけどね。しかし、やはり業者の説明がされなかったということで、撤去をしてもらいました。

そして、それから1年ちょうどたつかたたんかです、また今度は上に、今言われたうちの3社の一つですけども、これはもう今既にある分です。もう前から建ってるんですよ。前から建ってるピッチの中継局ですね。の隣にもう一本これは別の会社が建てる。そうすると、もうその隣の方がですね、もうこらえてくれと、いいかげんにしてくれということで、何か工事の準備がしてあったから、不安になって聞いてきたんですよ。調べたらそうだと。そこを管理している不動産に聞くと、いやもう全然問題ないと、不動産業者さんがそこまでわかるのか、おかしいんですけどね。じゃあですね、まずとにかくその地権者さん、あなたがそのお客さんであるところにちゃんとこういうふうな反対が今あってると、そういうことの意味をお伝えくださいと、はいわかりましたと言って、実際何にも伝えてなかったんですよ。そんなことだろうと思ってですね、上の方の会社に行きまして、要はですね、上の会社は絶対建てるんですよ。それで、それを下請業者にさせるわけですよ。下請業者はこれを、おまえそんなもん建てきらなかったらおまえんこ使わんぞみたいなもんだと思います。必死ですね、とにかくあらゆることでもうここ来て、夜討ち朝駆けじゃないですけどね、やっぱり来られて、私にお願いしたって仕方ないですよ。みんながですね、少なくともその半径100mの人がみんな別にいいと言われたらいいんじゃないですかという感じなんです、そしたらですね、市の方にも私何度かちょっと確認をさせていただいたんですけども、市にもそういうふうな、市の保安林ですね、いわゆるここがだめならここでいいんじゃないか、しかも保安林がちょうどいいわけですよ。高台から全体カバーできますから、そこに話を持っていくようなことでしたが、その前提となるのが、例えば県の方でも、いわゆる公共性があることが一番、それから住民の説明と理解があることみたいですけど、住民は全部説明しましたというのも、これも全部うそなんです。1軒1軒確認しました。本当、いいや全然、何かただ来られてあいさつしていかれましたよ、ただそれだけなんです。何ら住民のいわゆるそんな理解なんてないんですよ。ということで、結局ですね、それもそこをあきらめてもらいました。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、そういうふうな保安林ですね。実はこの業者はその後もまた来て、いわゆるある小学校の裏、山手に、あそこだったらどうですかと、私に聞いたってしょうないんだけど、あそこは保安林ですよと、恐らく、まず市が許可しないでしょうと、そういったことをですね。でも、公益性があるということで言ってきたときに、市はその使用を許可するかどうか、今お考えはどうか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 公園、それから保安林、そういうものがどうかというようなことだろうと思いますけども、それぞれその存在する目的がございまして、それに該当しない範囲であればもちろんいいかなというふうに思います。保安林はやっぱり結構厳しい縛りがございます。

はっきりいけないとかというのは今のところそこまで法律をちょっと読んでおりませんが、厳しい縛りがあってそれぞれ目的があるから、余り軽々に許可ということにはならないのではないかというふうに思っております。公園にしましても、やっぱり公園の目的というのをごさしまして、人のたくさん集まるそういうところでございますからですね、そういうことで今、市の方もまだ確たる結論を出し切っていないのはそういうところがございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） まず、この業者が最初来たとき、あんた携帯持っとろうもんと言うんですよ。持ってますよと、なら電波塔が要るでしょうと、だからあなただっ必要じゃないですかと言うんですよ。だけど、いわゆるですね、こういうものが本当に必要なのかということもそれぞれ考えがあるでしょうけど、これが必要としてもですよ、少なくとも住宅地ですよ。通常固定電話があるわけですよ。私大体家じゃあ切っとるんですけども、そういうところで何でわざわざそういうものを建てないかとかというのが非常に疑問なんですね。もちろんPHSとかドコモ、これもですね、FOMAとか第三代とか、種類はいろいろ違って、いろいろ必要だということも聞くんですけども、この電波に対して、目に見えないということがやっぱり一番大きいですよ。同じような波で言ったら音波、音は波なんですけど、これ聞こえますね。簡単に認識ができる、人間。可視光も認識できますね、明るい、暗いとか、声が大きい、小さいとか、離れればいい。経験的に人間も動物ですから、近くでわあわあ、私なんか声大きいんですが、100m離れたら、大体だれの声でもそうは苦痛にはならないと思うんですよ。住宅前で、何かどこかの女性が何か嫌がらせか何か知りませんが、がらがらが鳴らしてとうとう逮捕されたのがありましたけど、あれが、あんな、人間じゃなくてあんなのがやっぱり宅地にあると思ってほしいんですよ。そこから目に見えないそういうものが来るといことで非常に不安を持っております。電磁波というのもいわゆる電離放射線と非電離放射線というものがあるみたいで、いわゆる我々の可視光から上と下とに分けてるみたいですが、ちょうどこの携帯の帯域というのがすごく体にとっては悪いんじゃないかということも言われてるわけです。

今、これですね、教育現場でどうなのかということをお聞きしたいんですが、これが電磁波に関してですね。というのは、国分の文化ふれあい館にパソコンが置いてあります。これは前々から私言っとるんですが、あそこに子どもが群がってゲームをやっているんですよ。半端な時間じゃない。何度も書いて、もう一回延長延長で書き直して、もうずっとやっているんですよ。本を見るのは可視光で見るわけですね。人類がもうまだ猿とかそれ前の、何万年も何百万年も前からそういうふうな体ができ上がってきた、いわゆる可視光に対応するそういうふうな仕組みができ上がってきた。しかし、我々が見ているテレビ、昔からテレビに余り近づいちゃいけませんよと言われてたと思います。私も小さいころ言われた。別にそういうふうな科学的裏づけがどうこうじゃなくて、体験的に何かこれ悪いねということがわかってたんで

すよね、このテレビが出てきて何十年の間に。そして、今のパソコン、私もほとんど一日じゅうパソコンの前に座ってますけど、だけんおこりっぱいのかなと思うんですよ。それで、この距離が子どもの網膜に直接やっぱりそういうふうな電波というものが当たっていると思うんですね。波であり、かつ粒子であるとも考えられるものが、エネルギーが当たっている、その影響がないはずはないと思う。テレビゲームをいっぱいやる子はキレやすいということをも前もゲーム脳の云々ということでちょっと質問させていただいたんですが、学校現場で携帯電話の許可を大体大方認めてるのかどうか、その辺のこと、それとゲームですね、ゲームに対してどうなのかを関連することとしてちょっとお答えください。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初の携帯電話の携行についてですね、これにつきましては学校の方にお願いといたしますが、任せておりますのでね、一概に持ってきてならんというふうにはできないのが現状じゃないかという感じがしておりますので、個々のケースによって学校もいろいろ検討しながら許可している子ども、許可してない子どもは一時的にしないとかするとかというふうにはしているんじゃないかというふうに私自身とらえております。ただ、どうしているかについては把握はしておりません。

それから、ゲームのその電子脳というんですか、その辺のこと、その電磁波の影響と脳の働きとは、私は詳しいことわかりませんが、少し別物じゃないかなという感じがいたします。ゲームをしょったら脳の働きがうまくいかないというのは、電磁波の影響かどうかというのは、ちょっと私何とも言えないところです。学校等ではですね、やはり生活のリズムというようなこととか、それからいろんな勉強等ということで、規則正しい生活、そういうことによりましてテレビとかゲーム等を長時間視聴するということは避けなさいというような指導をしながら、家庭学習にも努力するように話しているところで、その電磁波がどうだこうだからやめなさいというような話にはなっていないというふうにとらえております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 済みません。ちょっとごっちゃにした質問でした。要はですね、子どもというのが一番影響を受けやすいという報告がされています。子どもというのは成長する、成長するというのはいわゆる細胞分裂が起こるわけですね。細胞分裂というのは、言ってみたらDNAをコピーする、何十万もあるそういうふうな塩基構造というのをコピーするわけですね。そのときに何かの影響があったらうまくコピーができないかもしれない、障害になったり、あるいは発がん性のものになるかもしれない。我々がこの字を書くのに、字がうまく書けなくても机を揺らされたらきれいな字は書けないと思います。そういう影響、目に見えない影響があるのではなかろうかというところで、特に教育現場とかですね、子どもが集まる場所なんかではそういうことを気をつけていただきたいと思います。そういうことで、電磁波、非常にまだまだ科学的にも何か解明されていないようなところがあるみたいで

すけども、今度WHOの方から何らかのそういうふうな基本的な考えが出るという話も聞いています。またそれを見ながらちょっと注目をしていきたいなと思ったりしますが、最後に市長にお聞きしたいんですけれども、いわゆるこの電磁波、電波塔の問題ですね、景観を含むまちづくりという観点からどのようにお考えか、またこういった不安を市民から取り除くにはどうしたらいいとお考えか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今、電磁波の問題、この中継基地の建設をめぐってでございますが、各地域におきましても、こういう公共施設あるいはこの鉄柱等の施設につきまして、地域の皆さん方の声というのはすぐ反映しておるようでございます。したがって、この中継基地の必要性は、それぞれのより利便性を求めるというような観点からも、この必要性というのはわかるわけでございますが、建設をしなくていい他の方法があればそれが一番だと思います。したがって建設地域についても、まず法的なもの以前に地域の了解を得るということは一つの前提だろうと思いますが、地域の方もこの必要性、あるいは建設によって得る影響等々も十分聞き分けながら、ぜひ建設については協力的な形でぜひ相談していただきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 電線がいっぱいあってですね、外国では何か電線をこうみんなもう後ろの見えないところに持っていくとか、天満宮の前なんかの参道もそうですね。ただお金いっぱいかかると思います。ただ、電波塔はもう外に出て初めて仕事ができるようなものですから、共存はなかなか難しいと思うんですけど、何とかですね、考えていっていただきたいと、我々も考えていかなければいけないと思います。

ただ、最後にですね、条例ということが他の自治体では要綱なり条例なりをつくって施行してやっているというところがあると聞きますけども、将来太宰府市もそういうことが必要というときには、あくまでも住民の立場に立った条例なり要綱なりを考えていただきたいと思います。業者が説明はした、届けもした、はいだからもうオーケーですよというふうな業者に対する免罪符になるようなものはつくってはいけないと思います。

以上述べまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

9番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点について質問させていただきます。

1点目はアスベストによる健康被害問題であります。

これは、テレビ、新聞等で取り上げておりますので、皆様よくご存じだと思いますが、若干の説明を加えさせていただきます、本題に入らせていただきます。

アスベスト、すなわち石綿が十数年前に人体に有害があると指摘されておりましたが、ここに来てアスベストを使った製品を製造している企業の間から、従業員がアスベストの繊維を吸収することによる肺がんや胸膜、腹膜などのがんである中皮腫の重篤な健康被害を引き起こし、死亡するケースが報告されました。また、家族や直接携わっていない地域住民の方々の中にも発生し、大きな不安を呼んでいます。アスベストは、我が国では産出しておらず、諸外国からの輸入がほとんどで、1960年代ぐらいから日本経済復興とともに輸入量が増え、ピークが1974年、昭和49年の35万tが最高に、それから多少の増減が続き、1990年代になって減少の一途となっております。2002年の輸入量は4万3,000tで、カナダなどから輸入されております。

石綿の用途については、その約90%以上が建材に使用されており、その中身はと申しますと、鉄骨造の耐火を増すための耐火被覆材として使用されたり、小・中学校などのように防音または吸音対策材として放送室や音楽室、体育館など音を多く発生するところにむき出しのまま使用されてきました。また、民間では工場、倉庫、個人住宅などでも屋根材、外壁材、室内間仕切り壁、床材など板状の製品として使用されております。このようなことから、今後1970年から1990年にかけて大量に輸入されて建築物に使用された石綿が建築物の寿命とともに今後解体され、排出されることとなります。ある調査によると、そのピークは2020年から2040年ごろに来るのではないかとされており、こういったことから、今後建築物の解体作業における石綿曝露による労働者や地域住民の健康被害防止対策が必要となってくると考えられます。

現在、アスベストを含む製品を製造している工場は計42ありますが、3年後には製造、使用が全面禁止になるため、発生源としては今後建物解体現場が中心となり、環境省は近く工場や解体現場の周辺、大気中のアスベスト濃度を含め、モニタリング調査に着手するとあります。しかし、今まで使用され市民に不安を抱かせるようなものについては、県や国の指示をまっことなく、早急に調査し対策が必要と思われませんが、市の回答を伺います。

2点目は、開放教室の設置についてであります。

これは、モデル的に南小学校に設置され、今後残りの各小学校に配置すると聞いておりましたが、地域コミュニティの施設づくりとも関係してきますが、今後どのような計画で進められるのか伺います。

回答については一問一答でお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の公共施設の方に使われている状況と対策についてお答えをいたします。

市内の公共施設につきましては、吹きつけアスベストの使用状況について、本年の8月に各課からの報告書を取りまとめました。その結果、市内公共施設の吹きつけアスベストの使用状況については、小学校で3校、中学校で1校ございました。いずれにしても、小・中学校にお

いて、除去工事あるいは封じ込めあるいは囲い込みを既の実施いたしております。また、吹きつけロックウールあるいは吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9か所確認をされました。これは図面からと、現地に行って確認をしました。この中に有害となるアスベストが含まれているかどうかの調査を、今試料を採取して分析調査に今出しております。その結果により今後対応していきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、民間の建築物についての対策についてご回答申し上げます。

吹きつけアスベストの使用実態調査は、民間建築物は国土交通省が県を通じまして現在調査中でございます。調査対象はおおむね1,000㎡以上の建物で、第1次は建築年度が昭和31年から昭和55年の間に建築された建築物で、所有者にアンケート等で詳細調査を行い、9月までに調査結果の報告の予定でございます。それから、第2次は昭和56年から平成元年の間で、約一月遅れの10月に公表の予定でございます。第3次は、これは福岡県独自でということで、平成2年から平成8年までの建築物の調査が実施されます。調査後の対応については、今のところ未定でございますが、所有者に専門の業者への相談等を指導されると、そういうふう考えられるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） まず、公共施設の方から入りたいと思います。

県の資料、インターネットで集めたんですけども、学校におけるアスベスト対策について教えてくださいということであったんですけども、これは昭和62年からアスベスト対策工事によって公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造工事の補助事業対象工事として、設置者から申請があれば優先的に採択していますということをやったので、多分これでやられたんだろうと思いますね。

それで、新聞等ですね、もう最近は毎日のようにこの件について新聞に載るわけですね。その中でやっぱり気になったのが、終わっているんだけど、実質、終わってるということで報告してるけども、実質残ってた、建物の中のどこかの一部に残ってたというふうなことが新聞等に出てるケースもあるわけですね。そういった意味で先ほど大体囲い込みとか、そういったようなことで小学校3、中学校1についてはそういうことでされてるというふうなことなんですけれども、どうなんですか。これ残ってるというふうなことは考えてはいらっしゃいませんか。

というのは、一応調査してるということなんですけれども、実質完全に調査が終わっているのかなと、そこを逆に疑問に思ってるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 小・中学校については、今大田議員さんが言われますように、昭和62年のその調査でやっております。再度今度いろいろな新聞等で問題になりましたので、図面をも

とに、図面でも調べますし、現地に行っても調査をいたしました。その中に、これは明らかにアスベストじゃないけどもどうかと、蛭石が使われて、あるいはロックウールが使われて、その中にアスベストがあるのかわからないと。年数によって使える状態がありましたものですから、そういうことも含めて今回調査をいたしております。それも少し入っているのは無理だったというような形で、今度再度確認の調査をしたということでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） そうしますとですね、やはり子どもたちを預けている親としましてはやはり学校にいる、滞在している間が一番長いですね。そういった意味で、やっぱり親ごさんたちの不安というのは非常に大きなものがあるかと思えますね。なぜかといいますと、これだけ新聞等、テレビ等で報告されればですね。だから、太宰府市としてこういう調査を行って、そして結果がこういうふうで、そしてこういう対策をしたいというふうなことの報告なりを市の広報紙等で発表されるとか、そういうふうなことはございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 公共施設の今回の調査ですか。そうですね。ちょっとそこまで考えてはおりませんでした。必要であれば公表しても構わないと思えますけども、結果が出るのがちょっと今調査機関が非常に込んでおりまして、その終わった状況では検討していきたいというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。それでは、民間施設、民間の建物なんですけれども、鉄骨造で、そして3階建て以上、そして共同住宅で、1階がげたばきになってまして、そして1階がオープンで駐車場になっているというふうな形のものについては、耐火要求といいたいでしょうか、耐火建築物としなければならぬというような要求があるわけですが、その要求として鉄骨にアスベストを吹きつけしているわけですね。ちょうど汚れたような綿をね、吹きつけておりますけども、あれは耐火要求ということでどうしても必要だからやるわけですが、私もこの一般質問をするに当たりまして気になりましたものですから、太宰府市内を車でずっとこう少し見させていただきましてけれども、そのような、そうではなからうかというふうなものがやっぱり何か所か見つけたといいたいでしょうか、確認できたわけでございますけれども、実質サンプルとして分析しないとわかりませんが、そういったものがあるわけですが、これが一番怖いわけですね。古くなって風雨にさらされて、そしてそれが飛ぶといいたいでしょうか、飛んで、そして地域にばらまくような形になりますからね。普通の板状のものであればその中に封じ込めてしまって、切ったりとか削ったりとかしない限りは外には漏れませんが、こういうふうなものが一番危険な状態にあるんですけれども、こういったふうなものについて、市独自でやっぱり調査をした方がいいんじゃないかなという気がするんですけれども、これはどうなんでしょうかね。そういったものも含めて調査をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど申し上げましたのは、特に吹きつけアスベスト対策ということで、国の命を受けて県が今調査をしているという現状でございます。ですから、その範囲の中でカバーできるかどうか、一つあるかというふうに思います。一つの耐火、準耐火建築物、延べ床面積が500㎡以上、それから吹きつけの面積が50㎡以上と、そういうのがひとつ目安であろうかというふうに思います。

今申されました市独自でということでございますが、県とそこところは、県が基本的に窓口で、それこそ保健所あたりとも見回り、そういうものをされているということでございますので、密に連絡を取って、もしそういうものがあるときはどういうふうな対応したらいいかというような協議のもとに対策を講じてまいりたいと、そういうふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 先ほど言われましたように、県、それから国、国土交通省で1,000㎡以上で1次、2次、3次というふうなことでやっていくというようなことでございますけれども、結局これに外れているのが先ほど私が言いましたようなものなんですよ。例えばあなたの家の隣にですよ、そういうらしきものがあるって、そしていつも気になって、そして自分の方ではどうにもできないから、例えば市の方に行って、そしてこういうものがあるんだけど、ちょっとどうか調査してくれないかというふうな隣の方から言われた場合にですね、市としてはどういうふうな対応をされますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 一つ法律の中でご存じかと思いますが、労働安全衛生法というのがございまして、その中で石綿障害予防規則ということで、これが平成17年2月24日ということで、つい最近でございますけれども、できて、その中にほとんど網羅できるような法律の内容だというふうに思います。特に、10条では、基本的には解体をするときに従業員等が、先ほど言いましたように被曝といいますか、そういうアスベストをかぶらないようにというのが基本の法律でございますが、場所によってそういう劣化、損傷部分があるようなところについては、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講じなければならないというようなことで、解体しなくてもそういうものが恐れがあるときはそういうことをしなさいということがありますので、そういうものがある疑いがありましたときは、先ほど言いましたように、目視とか、それから設計図書、そういうものでどういうものが使ってあるとかを検討して、早急に対処するというのが基本だろうというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） テレビを見てまして、このアスベストについて特集、取り上げてたんですが、そのときにこの家の方がですよ、3階建てでしたけど、1階が車庫になってましてね、それでアスベストの疑いがあるからということで調査の方を呼んで、そして見積もりしてもらったんですね。車にして四、五台入るか入らないかぐらいの車庫だったんですけどね、だけど

それでもやっぱり五、六百万円という金額が見積もりが出てましたよね。それで家の方非常にびっくりされたんですけども、だけど、そういうことで何せ金がかかることですから、一概にはわかりましたというところまでできないんじゃないかなという気がします。だから、そういったふうなところで、やはり市として、もちろん国、県にお願いして、何らかの方法でもとらないと、そのままほったらかした状態では、かえって状態としては悪くなるばかりですからね。何らかの方法、検討なり対策を考えてほしいというのが実感なんですよね。そういうふうなものに対してですね。なかなか難しいですけどもね。

だから、端的に言いますと、先ほど県、国が調査するもの以外のこれにあふれたものについて、例えば市内を巡回されてですよ、そしてそういったものが、外から見りゃあわかるでしょうからね。私は個人的に見てもやっぱり2つ3つはありましたからね。そういったものを、やっぱりまち中になりますけども、そういったところを見られて、場合によってはそういったものをちょっとサンプルしていただいて、どうなのかということで調べられて、そしてそれをどういう成分だということをごすね、もちろんそこにお住まいの方に了解をいただいて、サンプルとって調査されて、そしてこういう結果が出ましたというふうなことの報告で、あとはまたどういうふうにするかということはまたその後になろうかと思っておりますけども、何らかのそういうふうな行動、アクションを起こしてほしいなという気がしております。よろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 先ほど申し上げましたとおり、専門的なそういう判定、そして県の対策がどういうふうにするのかという一つの方向性なりが出ましたら、市の方もそれに準じたような対策を検討していきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど話が出ましたですね。解体という問題ですね。確かに解体するとき、個人住宅なんかでもあれはすべて使われてるんですね。屋根材にしても。屋根材といいますとコロニアル、かわら以外はコロニアルみたいな、あれにももちろん含まれてますし、外壁材、最近多いのは石綿のサイディングですね。あれも頭についでる石綿サイディングボードといいますからね。だから、それにも含まれてますし、それから大野城市とか、あの辺に行きますと非常に工場が多いですね、倉庫とか、あの倉庫も石綿大波スレートとかといいますからね。だから、当然頭に石綿とついでますので、あの中にも含まれてるんです。問題は、先ほど言いましたように、古くなったときにじゃあどういふふうに解体処分するかということですけども、やっぱりつぶさないようにというのが原則だろうと思ひますよね。そういった意味では、取り外すというんですか、物を崩さないで取り外すというのがとりあえずはそういう方法しかないのかな、もちろん覆いをかけて、飛散しないようにして、そして外していくというのが順当だろうとは思ひますけれども、だから今後こういったようなことは非常に解体という面では

早急に急がなきゃならないというような気がしますけれども、そういったところでは県とも国とも連絡を密にされて、解体方法を業者、解体業者なりに特に指示していただいて、そしてそういうアスベストが飛び散らないような方策で業者の早急に対応をしていただきたいと思います。

それから、ちょっと話が飛びますというか、永田部長に聞きたいんですが、水道管に関してもですね、アスベストが含まれているという話を聞くんですね。これについてですね、大体市としてはどんなふうな対応なり、またどのくらい含まれているかということをお知らせ願います。水道管の中にどのくらい含まれているかということ、そして含まれていけば市としてどういう対応をされるのか、その辺をちょっとお聞かせしてもらったと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

上下水道部長（永田克人） 水道管に使用します石綿セメント管のご質問でございますが、これは昭和7年から昭和60年までに一応大量生産されたということでとらえておまして、市内には総延長28万7,673mの配水管がございます、そのうちの約470mほどこの石綿セメント管が残っております。現在この水道水質に対する厚生労働省の考えといたしましては、平成4年に改正した水道水質基準の中に、現在石綿の毒性を評価したところ、呼吸器からの吸入に比べまして、経口摂取による毒性は極めて少ないと。また、水道水中の石綿の存在量については問題になるレベルではないというふうなことから、水質基準の設定は行っておりません。同様に、世界保健機構、いわゆるWHOが策定、公表しております飲料水水質ガイドラインにおきましても、飲料水中のアスベストについては健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないということでとらえておまして、直接大きな影響はないということで考えております。とはいいまして、やはり市民感情といたしまして、この石綿管が使われているということは、是正しなければならないという考えがございます、現在老朽化が進んでいるところについては、随時更新工事を行っております。それと同時に、やはり国の基準とは、この石綿管についてはやはり強度の問題等がございますので、今後随時石綿管を鉄管等に変えていきたいということで現在考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） ありがとうございます。それで、大体私の原稿はこれで終わりになりますけれども、この件につきましては、後、清水議員が控えていらっしゃいますので、詳しくねちっこく聞かれると思いますので、後は清水議員にバトンタッチをしたいと思っております。

では、次に入らせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時07分

~~~~~

再開 午後2時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 開放教室に関します学校の状況について回答をさせていただきます。

現在設置しております太宰府南小学校の開放教室につきましては、平成12年8月に設置されました太宰府市余裕教室活用検討委員会で、市立小・中学校余裕教室の有効な活用を図るため、慎重に審議、検討された結果、開放教室への転用が決定されました。その後、平成14年の南小学校の大規模改造事業にあわせまして、余裕教室を活用する地域に開かれた学校づくりを推進するためのモデルケースとして、太宰府南小学校の開放教室が平成15年7月開設されたところでございます。

今回お尋ねの他の学校へは今後どのように進めるかにつきましては、各学校余裕教室の現在の状況として、総合的な学習の時間や少人数指導のために余裕教室を利用したり、部活動室やスクールカウンセラー室への転用、さらには学童保育所として転用している状況であります。今後における開放教室への転用は、余裕教室活動検討委員会で協議をいたしまして、大規模改造事業や増改築事業などにあわせて施設整備を考える必要があると思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 太宰府西小学校を見ますと、あそこは25年たっているんですね。それでやはり大規模改修の対象になるといいまじょうかね。に挙がるんじゃないかなという気がしておりますけれども、体育館なんかをよく見ますと、屋根が非常にもうはげてしまって、非常にもういつ雨が漏ってもおかしくないような状態になっている、そういう気がするわけですよね。

それで、冒頭で言いましたように、コミュニティとの関係が当然出てくるわけですが、このコミュニティですね。市長の施政方針の中にも、地域コミュニティづくりということが出ておりますけれども、それで従来の行政型の構造を根本から見直すと、そして個人がすべきことと行政がすることの協働によるまちづくりを進めていくというようなこと、こういうような形で進めるということを書いてありますけれども、それを行っていくためにはやはり施設ですね、拠点づくりが必要じゃないかなという気がするわけですが、その中で地域のコミュニティづくりの中に書いてあるんですけども、地域コミュニティ活動の拠点となる地域コミュニティ施設を既存の公的施設の有効活用や民間施設の賃貸利用も視野に入れて将来の整備を定め、計画的に整備していきますというようなことも書いてあるわけですよね。だから、開放教室も地域に開かれたというふうなことであるんですけども、結局地域コミュニティ施設とある意味では併用というような形になっていこうかと思っておりますけども、これが各小学校単位に今後つくるといいまじょうかね、ソフトの面ではそういうことで進んでいるんでしょうけども、ハードの面ではどのように今後考えていかれるかということ、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） ただいま議員おっしゃいますように、この地域コミュニティを進めていくには、やはり地域と行政の役割分担を明らかにしながら活動する拠点はどうしても必要だということにとらえております。それで、現在の第四次総合計画の前期の中でも、学校の余裕教室や既存の公共施設を活用しながら整備をするということで位置づけをしております、先ほど教育部長がご答弁申上げましたように、平成15年に南小学校について開放教室が設置されましたので、今後南小学校区における地域コミュニティの具体的な活動に今後なっていくものと期待しております、利用料を市内の方については一般施設よりも少し減免をするとか、利用に当たっては申し込みの優遇をするというような形でやっております。そんな中でやはりそういう施設はどうしても今後必要だということで、今現在後期基本計画を整理をしておりますけれども、その中で市民の方にご意見を求めたように、一般のパブリックコメントみたいな形で意見を求める中で、素案を明らかにいたしましたけれども、今後そういう学校の余裕教室での併設とか、あるいは学校敷地内での新設、あるいは公共施設の利用、あるいはまた新たな新設、そういうものですね、視野に入れながら、これは財源が要りますので、今後の財政計画とも十分整合性を持ちながら整理をしていきたいと。総合計画の後期中にはきちっと位置づけをしたいということで考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 各学校ともいろんな事情があるんでしょうけども、余裕がある教室、学校ですね、それから余裕のない学校、将来の人口増をかんがみながら、今後考えていかなければならないんじゃないかなという気がしています。

昨日、南小学校の開放教室をちょっと見させていただきまして、そして、幾つか問題点、そういうものをちょっと聞いたんですけども、やはり学校という場所で、ある意味ではちょっと離れたところにあるもんですから、お年寄りにとっては交通の便が悪い、そのようなことですね、聞かせていただきました。それと、学校と併設というふうなことでの安全面ですね。やはり開放教室ということで、地域の方がいろんな面で自由に入ってくる、そういったふうなところでどういうふうに安全面を確保するのかというふうなことですね。そういったのも今後検討の一つの材料じゃなからうかと思っております。

今後、開放教室を各学校単位に設置されるにしましてもですね、当然そういったようなことも今後検討されて、そしてやらなければならないんじゃないかなという気がしております。また、この件につきましてはまた改めてですね、時期を見ながらお尋ねしたいと思っておりますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております3項目について質問をさせていただきます。

第1項目は、太宰府の遺産である古代防衛施設水城跡についてお伺いをいたします。

平成17年度の九州都市監査委員会で九州国立博物館の三輪館長が講演をなされました。その講演の中で、太宰府市の水城跡を中心とした防衛施設は世界遺産に匹敵すると述べられました。私は驚きと同時に、その可能性があれば太宰府にまた大きな文化遺産が生まれる。もしそうだとすれば市民にとって大きな宝になるのではと胸が高鳴りました。三輪館長は、太宰府市文化財保存活用計画の委員でもあります。議会の全員協議会で三輪館長が世界遺産登録について講演をされていることを私は市長に質問をいたしました。市長はお話を受けていると述べられました。それで終わったわけですが、どのようなお話あるいは提案を受けているのか、具体的な中身があればお聞かせをいただきたい。また、市長はその提案をどのように受けとめているのか、お聞かせください。

また、世界遺産登録への可能性はどうか、さらに今後の取り組みの展望があればお聞かせください。

第2項目は、機構改革についてお伺いをします。

本市においてはたびたび機構の改革がなされています。時代や社会の流れ、また市がやらなければならない政策の実現のために改革がなされるのは当然であります。時々何のための組織変更なのかとも思います。

そこで、改めてお聞きしますが、機構改革あるいは組織の変更を行うとき、どのような考えで行われているのか、理念のようなものがあればお聞かせください。

また、機構改革を行ったとき、どのような効果があったのか、また成果が得られたのか、その検証が行われているのかをお聞かせください。

また、7月1日にも職務の再編があっていますが、どのような効果を求めているのか、お聞かせください。

当然、機構改革をやることによって職員の意欲が、やるぞと沸き上がってこなければなりません。また、市民が混乱するような組織の変更はあってはならないと考えています。市民がわかりやすく、市長が何をやろうとして組織の変更がなされたのか、そういった意気込みを伝える意味もあると思いますが、市長の所見をお聞かせください。

第3項目は、アスベスト対策について伺います。

アスベストによる健康被害の実態が明らかになるにつれて、大きな社会問題となりつつあります。こうした状況を受け政府は7月29日、被害の拡大防止や国民の不安への対応、実態把握の強化などを柱とするアスベスト問題への当面の対応を発表いたしました。

そこで、当面の課題として3点お聞きをいたします。

1点目は、公共施設のアスベスト使用建築物の実態把握が行われているのか、行われているとすれば、その調査結果について説明をしてください。

2点は、市内建築物、民間のアスベスト使用の実態調査は行われているのか。

3点目は、解体工事の際の粉じん飛散防止と監視体制などを確立することも大事と思いますが、考えがあればお聞かせください。

いずれにしても、市民の不安を解消する万全な対応が求められています。本市としてどのような対応をされているのか、その対応策と取り組みについてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。回答は一括答弁でお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてでございますけれども、市長の答弁ということですが、まず私の方からご回答申し上げます。

九州国立博物館館長の、水城跡を中心とした防衛施設は世界遺産に匹敵するとの提言については、水城跡が世界遺産に匹敵するほどのすばらしい遺跡であると、比喩として最大級の賛辞を述べられたというふうに思います。もちろん、この水城跡が世界遺産に登録されますと、私たち地域住民にとっては大きな夢と希望を与えるとともに、観光の側面からも本市のさらなる活性化につながるものと認識をいたしております。

次に、登録への可能性と今後の取り組みについてでございますが、現在リストに登録されている場所は、世界137か国に812件ございまして、そのうち我が国では屋久島、知床など13件が登録をされております。また、登録までの手順といたしましては、まずその物件を所有する国の政府がユネスコに登録の推薦を行います。そこで世界遺産委員会で様々な必要条件が精査された後に採択という手続になっているようでございます。しかしながら、我が国では現在彦根城あるいは鎌倉の文化財などと、あと4件が登録の準備中として暫定リストに記載をされておまして、今後5年から10年以内の登録を目指しているということでございます。また、このほかにも小笠原諸島や摩周湖、これらも世界遺産化を目指した運動が全国各地で展開をされているということでございます。したがって、登録されるまでにはかなりの期間が必要と思われるので、まずは本年3月に策定をいたしました「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」に示しておりますこの水城跡周辺の整備イメージ、まずはこの具現化に向けた取り組みなどを行っていかうと、そうしたこの文化遺産や景観づくりといった市民と行政との協働によるまちづくり、まずこの機運を高めながら、さらには専門家の方々や文化庁、そして福岡県などの関係機関のご意見あるいはご指導を仰ぎながら、慎重に検討していく必要があるというふうに考えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 機構改革につきまして回答いたします。

まず、1点目の機構組織の変更に関する考え方につきましてお答えいたします。

近年、組織の再編成につきましては、地方分権一括法の施行に伴うものや、第四次総合計画の戦略プロジェクト具体化に向けた見直し、また時代の趨勢に合った組織への改革を行ってま

いりました。平成12年4月には介護保険導入をはじめとする21世紀初頭の行政課題に迅速に対応できる体制として変更、さらに一昨年の平成15年10月には小学校ゾーンのコミュニティ推進体制づくり、都市計画づくりとその企画づくりのための一元化、技師資格者の集中化とまちづくりへの参画、税金と料金の収納の一本化、用地取得業務の統一化による情報の一本化という観点から実施し、また本年7月には新しい取り組みを行う体制として部長職、課長職の職務の再編を行ったところであります。

地方公共団体に対する行政需要は、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展をはじめ人権の尊重、地方分権に向けた取り組みなど、広範囲に求められる状況となり、社会経済の大きな変化を背景に多様化しております。このような変革の潮流の一方で経済成長の低迷が長期化し、財政状況が厳しくなるなど、地方公共団体を取り巻く環境は一段と厳しくなる中で、行政の果たす役割はますます重要性を増しており、進展する住民ニーズに対応するためには、今後組織、風土と職員意識の改革をはじめ活力ある組織への転換を図る必要があると考えております。

2点目の機構改革の効果につきましては、平成15年10月の機構改革を見ますと、地域コミュニティづくりへの地域への働きかけ、災害への迅速な対応、収納率の維持、向上などそれぞれの所管で効果を得ておると考えております。

7月1日の部長職、課長職の職務の再編につきましては、二、三年で緊急に取り組むべき課題に対応するものであり、課題解決に資するものと期待いたしております。

3点目の職員や市民の反応についてでございますが、現在の組織機構が100%のものとは考えておりません。常に市民の皆様の市政に対する要望に的確にこたえ、時代の変化に対応した行政サービスを行うとともに、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織となるよう配慮する必要があると考えております。

職員につきましては、これまでも様々な意見があり、今後も改革後の現状、改善すべき事項を聴取し、よりよい組織機構となるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3点目ですが、公共施設のアスベストの使用についてご回答申し上げます。

本市の公共施設におけるアスベストについては、アスベストの繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるというふうに言われておりました、飛散する可能性がある吹きつけアスベスト、またアスベストが含有しているおそれのある吹きつけロックウール、吹きつけ蛭石について、平成17年8月に図面及び現地にて調査を行いました。その結果、吹きつけロックウール及び吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9施設で確認されましたので、アスベスト含有の有無について、現在試料を採取して分析調査に出しております。

また、市内の公共施設の吹きつけアスベストを使用しておりました小学校3校、中学校1校

については、既に除去工事あるいは封じ込め、囲い込み等を行っているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、ご質問の2点目の市内の建築物、民間のアスベスト使用の実態調査、それから3点目の解体工事の際の粉じん飛散防止ということでのご回答を申し上げます。

さきの大田議員の回答と重複いたしますけども、ご了承をお願いしたいというふうに思います。

吹きつけアスベストの使用実態調査は、民間建築物については国土交通省が県を通じまして現在調査中でございます。調査対象はおおむね1,000㎡以上ということで、第1次は建築年度が昭和31年から昭和55年の間に建築された建築物で、アンケート調査等で所有者に詳細調査を行います。そして、9月までに調査結果の公表の予定ということでございます。それから、第2次は昭和56年から平成元年までの間で、約1か月遅れの10月に公表の予定でございます。第3次は、福岡県独自で平成2年から平成8年までの分を調査実施をされるということでございます。これは、県の建築指導課にお尋ねしましたら、調査後の対応はまだ未定であるということで、最終的には所有者、発注者等へ専門業者への相談を指導されると、そういうふうに考えられています。

先ほど言いましたように、解体につきましては法に基づいた処理、そういうものがされるということを、これまだ確認が必要と申しますけども、先ほどの法に基づいたものと、そういうふうに思います。改めまして、そういうところを具体的にどういうふうにするかということ、県に確認をしてみたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 最後に、アスベスト使用建物の解体工事の際の粉じん飛散防止と監視体制についてでございますが、500㎡以上の耐火または準耐火の建設物の解体作業や改造または補修作業で50㎡以上の吹きつけアスベストの使用面積があるものにつきましては、大気汚染防止法に基づき県への届け出が義務づけられております。さらに、今回免責の要件を撤廃し、吹きつけアスベストを使用しているすべての建物について届け出を必要とする規制強化の方針を国が発表をしております。

また、労働安全衛生法では、アスベストを使用した建物の解体作業に伴う作業員のアスベスト暴露防止対策の徹底を図るための規則が施行されており、解体作業の安全性の確保が図られているところであります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長にまず最初にお尋ねいたします。

世界遺産の三輪館長のご発言についてでございます。最大限のお褒めの言葉であるというようなお話でございました。6月だったですかね、全員協議会でこの保存活用計画ができたときに、市長に三輪先生が世界遺産に匹敵するようなお話をされていると。市長はお話を聞いているということで、それだけで終わったわけですが、三輪先生はあれですか。やっぱり市の方に具体的に、もう少し研究していったらいいんじゃないとか、そういうお話があっているのかどうかですね。それとも、ただこういう講演をされてるよというだけの話でとどまっているのかですね。市に具体的な話があっているのかどうか、まずその辺をですね、三輪先生がどの程度市に対して言われているのかというのがわからないわけですが、その辺のところ、市長は聞いているというお話をお伺いしましたものですから、どの程度の内容なのかなということをまず教えていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ご承知のように、本年の10月15日、九州国立博物館が開館、オープンするわけでございますが、それと同時に市の大きな施策といたしまして、まるごと博物館構想、これを今まちづくりの柱として推し進めておるわけでございますが、そういう中で、国立博物館開館後の本市の歴史資産なり観光なりどう考えていったらいいのかという新たな問いかけがあるわけございまして、三輪館長にはそういう将来の夢なり、博物館を利用したまるごと博物館のあり方、進め方等々については話をしておりますが、具体的に世界遺産に対する施策、市に対する要望等々については、具体的にはあっておりません。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、こういう形でいろんなところに行ってご講演をされてるという程度の受けとめ方を聞いているという解釈で私はしたいと思えます。

そこで、先ほども、少なくとも文化庁におられた立場でありますし、キトラ古墳という奈良県にあるやつですが、これもNHKで放送、保存、補修をやっていりましたが、その中で文化庁の権威ある指導者という形で三輪先生もご紹介されておりました。これは最大限のお褒めの言葉という形で終わらせるのか、それとも先ほど部長の方から当面は今の水城跡のこの保存活用計画に基づいてやっていくということなんです、このリストいろいろありますね。世界遺産のリストあるいは登録への手続の仕方、もう何はともあれ国が推薦しないと話にならないわけですが、市としてただ単にお褒めの言葉で受けとめていくのか、それとも一步を踏み出して運動というんですかね、全然運動もしているという名前の中にもリストの中にも入っていないんですね。福岡県で唯一入っているのが、運動中というのが沖ノ島ですか。あそこが入っているような感じがしますが、水城跡は全く出てきてないわけですけども、今後検討するとか研究していくとかという、専門家の意見を聞くとかというお話でございましたが、市長としてですね、この世界遺産に運動、国立博物館でも100年かかったわけですね、当面可能性があるかどうかという問題もあるかと思えますが、その辺のところ、何らかのアクションですね。アクションをする考えがあるかどうかですね。この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 私どもは、国立博物館ができましたその後の国立博物館を核とする太宰府市の観光なり、あるいはまちづくりの柱、そういうものはいろいろ各機会を通じましてお話をしておるわけでございまして、今申されます世界遺産への働きかけは、ご承知のように国立博物館を中心とした水城の堤防あるいは都府楼政庁跡あるいは観世音寺、戒壇院、天満宮を含めた、あるいは宝満山、山城の大野城ですね。そういう歴史的壮大な遺産があることは事実でございまして、これを世界遺産として見るについては、歴史的価値はたくさん大変あると思っております。ただ、世界遺産には国の推薦があるわけでございまして、ご承知のように水城の堤防跡は国の特別史跡でございまして、これに対する学術的な発掘調査は今も続いておりますし、また周辺の史跡地の買い上げ等も行っておるわけでございまして、市ができるものにつきましては、ここらの史跡の整備あるいは保存活用等については、鋭意具体的な計画を持って進めたいと思っております。全体的には、世界遺産で見た場合、ご承知のように県におきましては宗像の沖ノ島、手を挙げておりますが、福岡市にございます鴻臚館、あるいは糸島にございます歴史的遺産等々、広大な福岡都市圏には遺産があるわけでございますが、そういうものをひっくるめた大きな世界的遺産としての今後の持っていく方等々についても配慮しなくちゃならないかと思っております。今後、我々といたしましては、国立博物館に対する100年の悲願がかなって、誘致、建設、開館と至った次第でございますので、ぜひとも太宰府が誇りますこの壮大な歴史遺産を世界遺産へと、そういう希望は持って今後具体的な形でいろいろ関係方面に働きかけていきたいと。また、意見等も聴取してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長の一応お考えをお聞きしましたので、ここはもうこの辺でとどめておきたいと思っております。

次に、機構改革についてお尋ねをしますが、私が平成7年に議員になりまして、約10年になるわけですね。この間、機構改革と言われているのが11回、それから職務の編成と言われるのが2回、言うなら毎年何らかの形で改革というか、編成があっていると。その中でですね、よく市民から言われることがあるんですが、確かに時代の流れだとか法律の流れだとか、そういうことで機構の名前が変わることは、これはもうやむを得ないと思うんですが、例えば市役所に市民がよく訪れる場所、保育関係があるわけですけども、ここだけでも呼び名が10年間です、所管も多少変わってきているんですけど、まず私が入ってきたときは厚生課と言っておりました。それから児童福祉課、それから保育児童課、また子育て支援課と、これで4回変わったわけですね。それ以外にいろいろ見てみますと、部も建設経済部、都市整備部、それから今建設部とか、いろんな形でこう変わっているわけです。私も、全部きちっと覚えればいいんですが、覚えたかなと思ったらまた次の名前が変わっていると、そういうことがありましてですね、どうなのかな、それが市民にわかりやすいということなのかなと思ったりするわけですが、その組織の名前を変えるときに、やっぱりその辺のところの議論がなされているのかどう

か、その辺をちょっとお答えをいただきたいと思います。そういう声は聞いてないという話でございまして、私は非常によく聞くんですけども、その辺ギャップがあるかなと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 機構改革を行いますときは、まず事務事業の見直し等も行いまして、事務改善委員会に提案がされます。その事務改善委員会の中で議論した結果、一番市民にわかりやすい、それと行政職員として仕事がやりやすいという名称を選んでつけているというのが現状です。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） だから、それはね、何らかの形で理由があって変えられているんだろうと思います。変える方からすれば当然の話ですが、受ける方からするとそういうような声もありますよということですね、市民の目から見たら。

それで、特に今回の職務再編のことにについて、ちょっとお尋ねしたいんですが、7月1日に行われた職務再編ですね。私たち組織と申しますと、部があって課があって係があって係員と、普通組織はそういう形になっているわけですが、今回のこの市が出していただいている資料を見ますと、これは内部だけでわかればいいという話なのかもわかりませんが、私が議員の目から見てもこれは何かいなと思うことがあるものですから、どういうねらいでされているのかということをお聞きしたいと思います。

まず、政策統括担当部長というのが今度新たにできまして、この組織図を見ますと、行政経営課がありますね、その下に。行政経営課の下に2つの係があって、行政経営係と人事係の2つの係、この人事係の所管は行政経営課長、この人事係の部分だけ総務部長の方に、こちらの方に職務権限があるのかどうかわかりませんが、矢印はそうになっています。行政経営係の上に行政経営課長がおって、こちらの方は政策統括担当部長、こういう形で総務部長と政策統括担当部長が連携をします。要するに2つの係があって、その上に課長がおって、その上に2つの部長があると、こういう組織ですね、これが。

地域コミュニティの推進担当部長、名前が長いなっていう話をさっき隣でしてたんですが、地域振興課というのがありまして、地域振興課の中にコミュニティ推進係と情報推進係と文化振興係という、係が3つあるわけですが、この中の地域コミュニティ推進係がその上にある地域振興課長、同じように情報推進係と文化振興係も地域振興課長、これからまた2つに、情報推進係と文化振興係が課長を通して地域振興部長へ、それから地域コミュニティ推進係は地域振興課長がおって、こちらの方は地域コミュニティ推進担当部長へ、地域コミュニティ推進担当部長と地域振興部長が連携をしますと、こういうような流れになっていますね。

それから、子育て支援の担当部長というのが今度新しくできまして、子育て支援課、課長さん、その課長さんの上に子育て支援担当部長というのが新たにまたこれ設置をされていますね。

それから、まちづくり企画課という組織がありまして、これはまちづくり企画係というのがありますね。まるごと博物館推進係というのがまたありまして、その下にまちづくり企画係というのがあって、ここに企画事務と都市計画事務があるわけですね、くくりが。まるごと博物館推進係はまるごと企画係長のところに行く、まちづくり企画係の企画事務も、これ事務ですね、企画事務もまちづくり企画係長のところに行く、これが、まちづくり企画係長はまちづくり企画課長のところに行って地域振興部長のところに行く。それから、都市計画事務というのがありまして、まちづくり企画係の中に、これは都市計画事務がまちづくり企画係長のところに行って、ここにまた今度は都市計画担当課長、この上に地域振興部長というのがあつたわけですね。これは、だから、何かよく係の中に2つの事務があつて、その2つの事務が係、まちづくり企画係が何かこうよくわからないんですが、そういう形になってます。

それから、環境課、これも環境政策係、要するに組織というのは部があつて課があつて係があるという形なんです、今の話でいきますと、係の中に2つの事務があつて、また上に係があつて課長があつて部長があつてというような、正直言って非常にややこしい組織になったかなあと私は思うわけですが、これで誤解を招くといけませんので、そこそこのねらいがあつてこういう形で今回組織をされたらと思うんですね。この辺のところをきちっとですね、やはり私が見よつてもわからないわけですから、恐らく職員の方々もどういふ反応を持っているかわかりませんが、非常にいい組織になったなという話は余り聞かないんですよ。ねらいがあると思うんです。そういうねらい、要するに私が言いましたように、市長がいろんなことをやろうとしている、改革をやろうとしている、そういうやろうとしているその改革がこの組織改革を通じて本当に職員の中に伝わっているのかどうか、意気込みがですね、その辺のところ何かいま一つはっきりわからない部分があるんですが、これは市長、こういう形で組織変更されたわけですから、この改革のねらいについて先ほど部長が答弁しておりましたけども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の行政でございますが、一番市民にわかりやすく、また市民サービス、的確に迅速に行われる、かつまた簡素で効率的な組織をつくると、そういうねらいでございますが、基本的には地方分権と同時に地方、市町村の仕事も意識的に大変改革しなくちゃならないと。民にできるものは民でという考え方もございますし、できるだけこの財政上厳しいときに簡素化を図っていくと、これも大きな命題でございます。と同時に、まちの流れの中に市民のニーズは非常に多様ございまして、一つの事業をやる場合でも、税金だって課税、徴収とありますように、道路1本つくるにつきましても、道路用地の買収あるいは補償あるいはその後の建設計画等々、縦割り行政では非常に非効率的な場面があると思います。そういう一つは縦割り行政の弊害をなくしていく、これも一つのねらいでございます。と同時に、各セクションにおきましても、それぞれのプロジェクトが一つのプロジェクトを中心にその事業を進めていく、そのねらいも今後必要じゃないかと思っております。今までのように部があつて課があつ

て係があって、それに数人の職員がつくというような縦割りの行政では今後対応できない。ですから、その行政のプロジェクトのウエートによって、人の数じゃなくて、いかに責任体制、そしてその一元的なトータルな総合行政としてのその事業を進めていくか、そういうねらいが大きな一つの柱でございまして、今回いろいろ市民のニーズにこたえるために、やや欲張り過ぎた窓口があるかも知れませんが、そういうものについては今後市民のニーズに的確にこたえられる、組織というものは時々々のニーズにこたえて、変えていってしかるべきだと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 私も全く市長と同じですね、やっぱりそれは時代の流れだとか、いろんな形に、市民のニーズだとかいろんな形で、あるいはまた市長がやろうとしている政策を実現させるために組織変更があるのは、これはもう当然だと思っています。そこはそことして当然であります、結局やった後にですね、私はもっとこういう形になって職員がやるぞと、そういう何かこう私たちの目にも、あ、市長何かやろうとしてるなというのがですね、こう伝わってほしいなあというのがあるわけですね。だから、今言っただけでも何かわけわからんというような話になってくるわけですので、混乱をしないように、私は市長はいろんなことやろうとされていると思います。それはもうこれだけのことをやる、当然いろんな形でまた批判があるのも当然だと思っています。それはそれで、それが一つの改革だと思えますけども、いま一つですね、そういう意味において何かこう職員がやっぱりやるぞ、あるいは市民が、市長が何かこういうものを新しいものをやろうとしてるぞということがですね、感じられるような組織になったらいいなということで質問をさせていただきました。

次、アスベストの問題についてお尋ねをさせていただきます。

先ほど大田議員の方から質問がありましたので、そんなにダブるようなお話はしたくないと思いますが、要は私も大田議員も質問したのは、これだけ大きな言うならば社会問題に今なってるということですね。その中で市が本当に、国はいろんな対策をしております。今国土交通省だとか文部科学省だとか、いろんな形で厚生労働省だとか、それぞれのところに指示を流して、そして実態調査をやって、報告をするような形になっているわけですが、いま一つ市は大体本当に何をしているのかなというのがですね、見えない部分もありましたので、今回質問をさせていただいたわけでございます。

1点だけお聞きしますが、先ほど大田議員からも話がありまして、国だとか県だとか様々なこのアスベスト対策に対してやっております。そういったことをマスコミとか新聞等で私たちも知るわけですが、市としてそれを受けてですね、やはり市民に何らかの形で今こういう調査をやってますとか、あるいは市としてこういうことをやってますとか、そういう結果としてこういう結果が出ましたとかですね、そういったこともやっぱり市民に伝えていく必要が私はあるんじゃないかなという感じがするわけですが、何もやってないわけじゃないわけですね、先ほどのお話をお聞きしましたら。そういった考え、やっぱり市民に安心して太宰府は大丈夫で

すよと、そういう太宰府は大丈夫ですよということじゃないんでしょうけども、万全な対策をとってますよと、国、県とあわせてというような形でですね、やはり公表する必要があるんじゃないかなという考えは持っているんですが、今のままでいくと、大体何かしよるのかしよらんのか全然わからんという状況じゃなからうかなという感じがするわけですけど、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 太宰府におけるアスベスト対策は、どういうふうなことをやっとなるかというようなお話のようでございますが、市役所に入りまして左側の部分に市が設置しております相談窓口というのをつくりました。大きな看板を立てておりますので、余り見栄えのいい看板じゃありませんが、手づくりでございますので、それを9月9日からそういうのを立ち上げまして、一番市民が心配しております部分は、どこで何を相談したらいいのかということだろうというふうに思っています。それで、そういう相談の総合窓口部分を私どもの市民生活部の環境課が担いまして、今から申し上げますそれぞれの部分については、それぞれの課でやっていくということになっております。

1つがですね、健康相談、いわゆる自分の健康がどうかというような相談の窓口はどこかという形になりますと、健康福祉部の保健センターに担ってもらうようにしております。それから、環境に関すること等につきましては、当然私どもの方の市民生活部の環境課の方で担います。アスベストを使用している建築物について、先ほどから質問出ておりますが、この窓口といたしましては、建設部の建設課ということにしております。それから、労働問題、これにつきましては、健康福祉部の福祉課、それから公共施設に関すること、これにつきましては総務部の財政課と、それから学校関係に関することにつきましては、教育部の学校教育課という形で、現在想定される市民が不安を抱いておるであろう窓口を9月9日付をもって、まずは開設をしたということでございます。

具体的にどういうことが市としてはできるのかとなりますと、県につなぐ部分とか、不安な部分はこういうところに相談されたらどうですかというような部分は個々のケースに応じて、先ほど申し上げました窓口で指導していくということにしたいというふうに思っています。総合的な部分につきましては、私どもの方の環境課の方で、こういう問題についてはここにこうだというような形で指示ができる形で立ち上げておりましてですね、立ち上げたばかりでございますんで、それはまだまだ市民への浸透はしておりませんが、立ち上げましたので、早速次の市政だより等では市民への広報活動をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（13番清水章一議員「以上で終わります」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日 9月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後 3時11分

~~~~~

1 議 事 日 程 ( 4 日 目 )

[平成17年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成17年9月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中 林 宗 樹<br>(5)  | 1. 指定管理者について<br>太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定管理者手続等に関する条例第7条第2項第5号の本市が支払うべき管理費用について、その算定基準や根拠、また指定管理者への補助金等について伺う。                                                                                                                                                                        |
| 2  | 不 老 光 幸<br>(7)  | 1. 地域コミュニティづくりについて<br>(1) 市長は施政方針に「地域コミュニティづくり」プロジェクトを毎年掲げられているが、当初の目標に対し現状をどのように評価されているのか伺う。<br>(2) 地域コミュニティ推進プロジェクトの進捗状況を伺う。                                                                                                                                                  |
| 3  | 橋 本 健<br>(4)    | 1. 防犯まちづくり条例について<br>住宅地の空き巣ねらいや万引き、車上荒らし、ひったくりなど筑紫野署(4市1町)管内における犯罪発生状況は全国2位で、今や深刻な問題である。学童の安全確保も含め“治安のよいまちづくり”を目指し、行政、警察、地域が一体となり予防対策を考えるべきではないか。<br>2. JR太宰府駅(仮称)について<br>JR太宰府駅(仮称)は当初九州国立博物館開館に合わせて開設する計画であったが、財政悪化により目下、不透明である。行政として今後どうするのか、現段階の状況を市民に知らせる必要があると思うがいかなるものか。 |
| 4  | 渡 邊 美 穂<br>(8)  | 1. 今後の高齢者の生活と市の対応について<br>介護保険法及び税法改正により高齢者の生活が大きく変化することが予想される。市の対応について伺う。<br>2. 補助金制度に伴う市の考え方について<br>日本語教室「ことだまの会」を例に、市の補助金に対する考え方について伺う。                                                                                                                                       |
|    |                 | 1. JR太宰府駅(仮称)の現状及び見通しと人口増対策について<br>(1) 計画の現状について伺う。                                                                                                                                                                                                                             |

|   |                 |                                                                                |
|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 福 廣 和 美<br>(17) | (2) 今後の見通しについて伺う。<br>(3) 人口増対策について伺う。(発掘調査の現状)<br>2. 消防団について<br>現状について伺う。      |
| 6 | 山 路 一 恵<br>(11) | 1. ごみ問題について<br>(1) ごみ減量化の取り組みについて、資源化も含めて市の考えを伺う。<br>(2) 広域化の問題点、今後の方向性について問う。 |

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 片井智鶴枝 議員 | 2番 力丸義行 議員  |
| 3番 後藤邦晴 議員  | 4番 橋本健 議員   |
| 5番 中林宗樹 議員  | 6番 門田直樹 議員  |
| 7番 不老光幸 議員  | 8番 渡邊美穂 議員  |
| 9番 大田勝義 議員  | 10番 安部啓治 議員 |
| 11番 山路一恵 議員 | 12番 小柳道枝 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 佐伯修 議員  |
| 15番 安部陽 議員  | 16番 田川武茂 議員 |
| 17番 福廣和美 議員 | 18番 岡部茂夫 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 村山弘行 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

|                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| 市長 佐藤善郎                 | 助 役 井上保廣                     |
| 収入役 松島幹彦                | 教育長 關敏治                      |
| 総務部長 平島鉄信               | 総務部政策統括<br>担当部長 石橋正直         |
| 地域振興部長 松田幸夫             | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 三笠哲生 |
| 市民生活部長 関岡勉              | 健康福祉部長 古川泰博                  |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 村尾昭子 | 建設部長 富田讓                     |
| 上下水道部長 永田克人             | 教育部長 松永栄人                    |
| 監査委員事務局長 木村洋            | 総務課長 松島健二                    |
| 行政経営課長 宮原仁              | 財政課長 井上義昭                    |
| 地域振興課長 大藪勝一             | まちづくり企画課長 木村和美               |
| 環境課長 武藤三郎               | 環境課環境施設整備<br>担当課長 蜷川二三雄      |
| 福祉課長 新納照文               | すこやか長寿課長 有岡輝二                |
| まちづくり技術<br>開発課長 大江田洋    | 上下水道課長 宮原勝美                  |

施設課長 轟 満

社会教育課長 松田 満男

文化財課長 齋藤 廣之

中央公民館長  
兼市民図書館長 鬼木 敏光

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一

議事課長 田中 利雄

書記 伊藤 剛

書記 満崎 哲也

書記 花田 敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。

指定管理者についてお尋ねいたします。

指定管理者制度は、今小泉内閣が進めている「民間でできるものは民間で」の方針のもと、行政が行っている業務で民間でできるものは民間の市場に開放し、民間業者へ施設の運営管理をゆだねることにより、コストの削減、サービスの向上を図ることをねらいとしています。本市におきましても、6月議会で「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」が制定されました。そして、直ちに指定管理者になろうとする者の公募の公告があり、指定管理者に応募する意思を示す書類の提出が求められております。指定管理者の選定作業が進められており、指定管理者制度の導入に向け、本格的に動き出しております。指定管理者の契約期間は、2年、3年、5年と長くなると思います。その間、施設の管理運営について支障を来すことのないような者を選定しなければなりません。また、協定で定められた管理費以外の補助金とか人材の支援など、何らかの経営支援を求められることがあってはならないので、指定管理者の選定については慎重にならなければなりません。指定管理者候補者の選定については、条例では第4条で「市長が行う」となっています。6月議会の総務文教常任委員会での審議の中で、指定管理者候補の選定については、庁内で選定委員会が設置されるような説明が行われております。その委員には外部の人は入らないようですが、選考の公平性、透明性を確保する上からも、外部の人の参加、特に民間の経営に精通されている会計士さん等を参加させるべきであると思います。

次に、本市が支払うべき管理費用についてでございますが、条例第7条第2項第5号に、「本市が支払うべき管理費用に関する事項」という項目がございます。その費用の算出につい

ては非常に難しいと思います。余り多く出し過ぎて、指定管理者がもうけ過ぎて批判が出るでしょうし、少な過ぎると、経営に支障を来したりします。そうすると、困ります。現在、文化スポーツ振興財団に委託されております委託料を参考に算出されると思われませんが、民間においても類似施設の営業が行われており、もちろん民間の施設の経費の算出は基本的に違いますが、維持管理及び運営経費等については参考になる部分も多いと思われしますので、調査をされ、適正な管理費用の算出の参考にされてはいかがかと思います。今回の指定管理者の公募は、水辺公園と北谷運動公園の2か所です。そのほかの施設の大部分は、文化スポーツ振興財団が指定管理者になられると思います。財団も新しい指定管理者制度のもと、経営方針や事業のやり方も変えていく必要が出てくると思います。そこで、本市としても、財団との関係を考え直さなければならぬ点が出てくるのではないかと思います。

以上のようなことから、次の4点についてお尋ねいたします。

1、指定管理者の選定について。2、本市が支払うべき管理費用の算定について、どのような根拠のもとに算出されるのか。3、指定管理者となった者への協定で定められた管理費用以外に補助金や人的支援等はあるのか。4、文化スポーツ振興財団への今後の取り組みはどのように考えておられるのか。以上、お伺いします。

再質問は、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 1点目の指定管理者候補者の選定についてご回答いたします。

指定管理者制度につきましては、ご存じのとおり、本市でも現在、財団等に管理運営を委託している13施設について、経過措置期間であります平成18年度4月から、指定管理者制度への移行を図ることにいたしております。また、そのうち史跡水辺公園と北谷運動公園の2つの施設につきましては、現在公募を行い、候補者の選考に向け準備を進めているところでございます。

そういった状況の中、まず1点目の指定管理者候補者の選定について回答いたします。

公募施設の指定管理者候補者の選定につきましては、6月議会でも申し上げましたとおり、規程を設け、庁内で選定委員会を組織し、選定を進めたいと考えております。その規程の中で、選定委員につきましては、今後財団法人文化スポーツ振興財団も一候補者となることから、財団の職を兼ねる職員以外で組織することといたしております。また、外部の者の選定への参加という点からは、規程の中に委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができるようにいたしております。

ご指摘のとおり、指定管理者につきましては、協定に基づき、複数年にわたって当該施設の管理運営をゆだねることから、その選定は慎重にかつ綿密に行い、選定後は指定管理者候補者として議会へ提案し、承認をいただいた上、正式に指定管理者として協定を締結することといたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 次に、2点目の算定基準の根拠につきましては、先進事例を参考にしながら、庁内で検討を重ねまして、それぞれの施設の平成16年度の決算をもとに、利用料金等の歳入金額から光熱水費、電気・機械設備保守費等、施設維持管理経費の歳出を差し引いたものに、本年7月1日から実施しています利用料金の改定等も加味して委託料を算定しております。したがって、選定された指定管理者と協議を行い、この範囲内で市が妥当と判断する相当分を負担することとなります。

次に、3点目の指定管理者になった者に対する協定以外の補助金や人的支援等については、地震や水害等の天災による不可抗力の場合を除いては特に考えておりません。今回は初めての指定管理者制度の導入でもありますので、先進地の状況も参考にしながら、経費節減と市民サービスの向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 4点目の文化スポーツ振興財団への今後の取り組みについて回答いたします。

1点目の質問で回答いたしましたとおり、現在文化スポーツ振興財団に管理運営を委託している11施設のうち、2つの施設につきましては、公募による指定管理者制度の導入を図っていくことといたしております。これは指定管理者制度の大きなねらいであります経費の縮減、効果的、効率的な運営、市民サービスの向上がどの程度の効果が期待できるものか、前例も少なく、不確定なところがございます。そこで、先行して2つの施設に限り公募を行うものでございます。つきましては、ある一定期間後に検証を行い、残る9施設、あるいは現在直営にて管理運営を行っている施設についても効果が見込まれると判断すれば、積極的に公募による制度導入を拡大していきたいと考えております。当然ながらそうなってきますと、財団法人文化スポーツ振興財団も競争に加わることになり、より一層の経営能力が必要となってくるものと想定いたしております。当面は、議会での議決を経て、随意選定により文化スポーツ振興財団を指定管理者とする施設の管理運営状況を見守っていきながら、財団の指定期間を2年間といたしておりますので、その中で市の方向性、方針を出していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） まとめてご答弁いただきましたが、まず1点目から順次また再質問をさせていただきます。

指定管理者候補者の選定に当たって選定委員会が設置され、それに市の役員さん方が財団の経営と申しますか、理事としてたくさん入っておられます。そのトップに助役が理事長として入られ、それから部長さん方が理事として名を連ねておられますので、その方々を入れないから公平にできるということではないと思います。市役所の中で、やはり委員さんには課長さ

ん、部長さんも入られるかと思いますが、同じ市役所の中でやはり上下関係がありますし、そういう関係の中で選考委員会に入られた場合ですね、財団をどう扱うかということについては、やはり上司に対して気を使っていかれるのではないかと思いますし、これはまあ、あるかどうか分かりませんが、将来自分も天下りしてそこのお世話になるかもしれないというようなこともありますれば、どうしても財団に対する身びいきというのが出てきますので、やっぱりそういう意味からも、選定委員には外部の人を複数入れていただきたいと。例えば、先ほども言いましたように、会計士さんとか利用団体者の代表とか市民の代表とか、こういうのをに入れていただいでですね、公平、透明にやっていただくことはできないかということでもう一度お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほども回答いたしましたとおり、庁内で組織するというところで現在進めておりますので、今回の2つの施設の指定管理者候補者選考につきましては、そのような形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 庁内でやるということであれば、公平、透明にやっているということですね、外に対してやっぱりはっきり証明していかなければならないと思いますけども、それについてはどうやって証明するかというのは、なかなか難しいと思いますので、その審議をされた審議内容の議事録を公開されるとか、そういうことは考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 選考の過程におきましては、情報公開しないということにいたしております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 多分過程における審議の情報公開は難しいと思います。それで、そういうことでぜひですね、外部の方の意見を取り入れられるようなシステムですね、今回はですね、そういう規約でつくられているようでございますけども、やはり今後ですね、これはもう長いこと今からそういう制度が確立していくわけですから、やっぱりその中で外部の方を入れていただくということですね、要望しておきます。

次に、2点目の算定費用についてでございますけども、先進地とか、いろいろ部長の方からお答えがありましたけども、私が聞きますところでは、今文化スポーツ振興財団へ委託されている料金をもとに算出されているというようなことを聞いておりますけども、やはりこの数字が、妥当かどうかということもちょっとひとつ考えなければいけないところもあると思います。これは今までは財団がやってきておりますし、これからは民間の方も入ってこられますので、民間の方が入れるような数字を出していただきたいということですね。そして、民間の方は、やはり自分の施設は自分でつくって、自分のお金で調達して、それから経費等はもちろんすべて自前でやってきておられますので、民間でやっていく上での、いろんな努力をされ、そ

れからノウハウなんかも積み上げてこられておりますので、民間の施設の経営的なものも少し研究されてですね、そういうものに反映していただければと思います。

それから、3月議会で助役の方から財団も民間の意識を持って闘っていくということで答弁されておりますので、民間がどのくらい頑張っておるかということも調べられまして、そのようなことの上から管理費用の算出をしていただければと思いますので、その点もう一度その算出根拠について、民間の施設についても調査をしていただいて、やはり民間の人が受けられるような数字を出していただければと思いますけど、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま議員が申されましたように、民間におきましてはサービス水準を維持向上させながら、コストダウンをしようとするのが現在の企業の状況であろうと思います。

もう一点は、水辺公園の現在の自主事業は数事業行っております。公募に当たりましては、利用料金の増加につながるような自主事業の充実を掲げておるところでございまして、企業の努力によりまして、先ほど申しあげました委託料の範囲の中で検討をしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今言いましたように、管理費用についてもですね、なるべく公平、透明な算出をいただきますようお願いいたします。

それから次に3点目でございませうけども、協定書の中でですね、決められます委託管理料以外にですね、いわゆるちょっと経営が厳しいんで少し補助金を出してもらえないだろうか。人が足りるので、ちょっと職員さんを1人ぐらいちょっと入れてもらえんやろうかと。そういうですね、協定書の中で決められた費用以外に補助金とか委託金とか、特別に人的な支援とか、そういうことはされるのかされないのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、地震や水害等の思わぬそういう天災等の不可抗力以外については、考えておりません。しかしながら、初めての導入でもありますので、先進地の状況も参考にしたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 一応今のところ特別な事情がない限りは支払いはないということで理解しとってよろしゅうございましょうか。

そういうことでですね、次に市と文化スポーツ振興財団との関係でございませうけども、将来的にはいろいろ考えていかなければならないと。この2年間で考えていくということでございませうけども、現在市は財団へ補助金やら市の職員さんが事務取扱として財団の中へ入っておられますけども、今後財団が指定管理者となった場合には、先ほどもお尋ねしておりましたとおり、協定書の中で定められたもの以外は支援はしないということでありますので、財団もです

ね、結局指定管理者となられますので、この点については財団に対するそういう補助金とか、その職員さんの支援とかについてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 現在支援しております財団につきましては、今回の公募、2つの施設が公募でございまして、例えば財団がその仕事がなくなるというようなことになれば、状況を見ながら、職員の減等については検討していきたいというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 2つは公募でございますけども、あとの残りの9つについても、これは公募によらない指定管理者になられるということでございますので、やはりこれ指定管理者として扱われると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 文化スポーツ振興財団につきましては、市の必要性によりまして組織した財団法人でございますので、現状のとおり事務費負担、それから職員の派遣については行っていきたいというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 先ほど協定書以外の分では支払わないということで、それで公募をされてですね、民間の方から応募があって、民間の方に対しては非常に厳しい数字でですね、管理費用について厳しい数字が出てるようでございますけども、財団もですね、管理費用はそれで受けられると思いますけども、それ以外に今の状態で何というんですか、補助金や別の形の委託金やら人的な支援をされていけば、民間に対する条件と財団に対する条件は非常に違うと思うんですけども、そこら辺はそれによろしいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回公募しています2つにつきましては、財団が現在要しています費用については公平に案分して計算をいたしております。

それから、残りの随意による、公募によらない財団との協定につきましては、現状どおりやっていきたいというふう考えています。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） やはりそれでもですね、やはり公募された業者の方と財団とのですね、いわゆる何というんですか、格差が余り大きいんじゃないかと思えます。やはりこれ例えでございまして、財団へは今ですね、市民図書館についてちょっと調べてみましたら、市民図書館に対しては施設管理委託料として847万円、それから業務委託料として3,855万円出されております。これのほかに、市の職員さんが張りついて市の予算で、管理費とか委託費等じゃなくて、市の職員さんの分として5,365万円出されてるわけですね。これを今回は図書館は出ておりませんが、こういう何というか、大きな支援をいただいている分を、民間業者の人には

ただ何というか、これからいいますと、施設管理委託料と業務委託料だけで公募して、そして財団では後で市の方から人的支援として5,300万円も出されるというような、こういうアンバランスは非常にやっぱり考えていかなければならないんじゃないかなということだと思います。

それとですね、結局財団に対する考え方もですね、やはりここである程度はつきりとですね、して、今人的な支援、それから補助金にしましてもトータルしますと、大体1億円ぐらいの金ですね、財団へは委託料、管理料としての以外に人的支援、それから補助金等を出してありますので、やはりここら辺も今後ですね、市と財団との関係の中で、やはりある程度きちんとすみ分けをしていって、いわゆる今財団の方に入ってある市の職員さんたちもですね、やはり本来の市の業務の方へ返っていただくというような方針で、やはり何というんですかね、財団が自立していけるような、いわゆるもう今の状態でそうは思わない。どちらかといえば、市の方がおんぶにだっこのような状態でございますので、やはり財団は財団として、一指定管理者としてですね、やっぱり自立していけるような取り組みをされるべきじゃないかと思えますけど、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 常々財団の理事長であります助役からは、そのような指導が財団の方にもされてますし、管理します市の方にもそういう周知徹底ということで言われてますので、同様に進めていきたいと考えてます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） この指定管理者制度が定着して、先ほど部長の方からもご答弁ありましたけども、公の施設の管理がですね、やはり民間業者やNPOなどが指定管理者となってきた場合に、それこそ文化スポーツ振興財団の存亡の危機が問われるようになると思いますけども、こういうことについてですね、やはりこれから2年間で考えられるということでございますけども、これから2年間というよりも、もう少し早目に考えていただいて、今の補助金等もですね、補助金、それから委託金等についても、十分に見直しをいただいて、そして財団、それからこれに伴います社会福祉協議会、それから古都保存協会等もありますけども、ここら辺のですね、やはり委託料についても大幅にやはり見直してやっていただければですね、これ財政の負担が少しでも軽くなるんじゃないかと思えますけども、そういうこの指定管理者制度を導入する機会にですね、そういう思い切った政策を今後やっていただきたいと思えます。これは要望としておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

市長は、毎年市政運営の重点施策戦略プロジェクトの一つに「地域コミュニティづくり」推進プロジェクトを掲げられておられます。このことは平成13年3月に策定されました第四次太宰府市総合計画の戦略プロジェクトの中にも入っていますし、平成15年5月には、太宰府市地域コミュニティ推進指針がつくられています。また、人事では、平成15年10月に地域コミュニティ推進担当次長職を設置されております。平成16年度の施策では、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもと、市民がまちづくりの主演となって地域内で交流を深め、地域と行政の役割分担を明らかにしながら、ともに連携、協働してまちづくりを進めるための新しい仕組みを構築していくものであります。そして、地域の人たちが地域に誇りや愛情を感じ、生きる喜びを実感できるにぎわいのある地域コミュニティづくりをおおむね小学校単位で展開してまいりますと述べておられます。毎年表現は異なっていますが、趣旨はこのように理解をいたしております。今までに太宰府南小学校の校舎を地域に開放や太宰府市民ボランティア促進会の支援など実施されておりますが、自分たちの地域は自分たちでつくるという地域自治の仕組みづくりや地域における市民同士の交流、連携がはぐくまれる仕組みづくりや場づくりが、以前と比べてどのように進展しているのか判断つきかねております。地域コミュニティの充実には、防災、防犯組織や、また地域福祉を推進するにも基礎になるテーマになると思います。私は、できるだけ早期の目標の達成が望まれると思っております。市長の今期の任期もあと1年半になるうといたしております。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

まず1つは、市長は施政方針に地域コミュニティづくりプロジェクトを毎年掲げられておられますが、最初に掲げられましたその当時の状況把握に対して、地域コミュニティの将来あるべき姿のビジョンを描かれたと思います。その目標に対して、今の状況はどう評価されておられるか、お伺いいたします。

次に、地域コミュニティ推進プロジェクトの進捗状況はどのようになっているのか、具体的な実施計画とそれぞれの進捗状況をお伺いいたします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 市長に対するご質問でございますけれども、前段でまず私の方からご回答申し上げたいと思います。

最初のご質問ですが、地域コミュニティづくり推進プロジェクトは、市民一人ひとりが相互に連帯感を持ち、地域のまちづくりに主体的に参加し、その運営にも楽しく携われるような仕組みや場づくりを行い、市民自らが地域資源を発掘活用し、地域の特性に応じた活動を展開することによって、地域への愛着や市民同士の連帯感を醸成するなど、市民が豊かさを感じることで地域社会を目指して推進することといたしております。そのため、行政が一方的に進めるのではなく、行政はその理念と方向性を示し、地域の理解と協力を得ながら、行政と地域とでつくり上げていくべきものであると考えております。

現状としては、まだまだ具体的な形としては見えてきておりませんが、地域と行政とで意見のキャッチボールを重ね、将来のまちづくりのビジョンを共有化することが重要であると考えておりますので、今後も着実な歩みを進めてまいりたいと考えております。

次に、進捗状況につきましてご回答申し上げます。

平成15年5月に、太宰府市地域コミュニティ推進指針を策定し、第一段階として小学校区ごとの区長説明会を行ってまいりました。その中で、地域の連帯は必要、自治会を超えた広域的なネットワークは大切などのご意見もありましたが、市の将来ビジョンが見えない、なぜ小学校区なのか、行政区と小学校区の不一致はどうするのかなどのご提言を受けております。今後さらに、地域の理解、協力を得るためには、提起された課題を整理する必要がありますので、現在内部で論議し、一定の方向性を整理している段階であります。

その一方で、太宰府南小学校区と西校区、これは太宰府西小学校区と水城西小学校区が合同でありますけれども、西校区につきましては準備会を設け、地域コミュニティ協議会設立に向けた協議を行っているところであります。具体的には、太宰府南小学校区では、昨年から地域の運動会と小学校の運動会の合同開催を実施され、今年は新たに小学校区5区の合同の文化祭を開催するよう準備が進められております。西校区では昨年、地域福祉協議会を設立され、将来地域コミュニティ協議会が組織されたら、福祉部会に位置づけられる予定であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今地域コミュニティ推進担当部長さんからご回答がありましたけども、まず最初に市長に再度お尋ねいたします。

第四次太宰府市総合計画を策定されましたのが平成13年3月でありまして、それ以前の議事録を読みましても、地域コミュニティ推進プロジェクトなるようなことが描かれております。やはり市長の施政方針としてそういうふうに出されたものは、やはり市長の自分の任期の間ですね、ある一定の成果が上がるというようなことがあって初めてそれが生きてくるわけでございます。今部長のご返事の内容でですね、それなりに、あと1年半ぐらいで今期の任期が終わりになるんですけども、そういう状況でどのようにこの点について自分なりに評価されていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま地域コミュニティづくりの推進状況に対するご質問でございますが、ご承知のように、私市長になりまして、平成13年度から平成22年度までの約10年間、第四次総合計画を策定いたしました。これにつきましては、市民の百人委員会をはじめとする市の地域あるいは地区の代表100人の皆様方のご提言等まとめて基本計画を策定したところでございます。将来像としては、歴史とみどり豊かな文化のまち、そして大きな推進の柱といたしましてつくりましたのが、まるごと博物館構想の推進、地域コミュニティづくり、福祉でまちづくり、この3本を柱とする総合計画を推進しておるところでございます。4年間の具体的な公

約の一つではございますが、この第四次総合計画の中で新しいまちづくりを進めており、その段階の一つとしての現在のコミュニティづくりの状況でございます。コミュニティの場合はハード、ソフトの面がございまして、ハード面につきましては各コミュニティ、今のところ小学校区を一つのコミュニティの単位といたしますが、コミュニティセンターをつくと。あるいはコミュニティにつきましては地域の特性、ニーズに合った、それぞれ住民の皆さんが自分たちのまちはどういうまちを自分たちでつくるんだと、そういう特色に合ったコミュニティ、そしてお互いのふれあい、地域の新しい特色づくり等々の目標がございまして、ひとり行政の命令する一つのハードと違ったトータルなそういうまちづくり、市民の協働と申します、そういう意味での期待をいたしておるところでございまして、一つ一つの具体的な成果というものは、南小学校あるいは西地区のそういうコミュニティづくりの現象として、私は一つ一つ進んでおるんじゃないかと考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、市長からご回答いただきまして、やはり第四次総合計画というものは、大きなやはり本市の流れ、目標、そういったもので、平成13年度から10年間の大きな目標でございますけども、やはりそれぞれの長として担当されるのは4年間でございます、その中で、長期目標の中で、自分がこの間で何をするかというのをですね、もう少し詳しく目標を立てられて、それに向かってみんなが進んでいくというのが本当の姿ではないかというふうに私は感じております。今、担当部長の方からご説明がありました内容は、もう何回も議員さんが質問されまして、その中で回答された内容とほとんど変わりません。私がこの質問をいたしましたのは、もう少し具体的な内容についてですね、お聞きしたいということがありまして、今から再質問でさせていただきます。

まず、この地域コミュニティの推進体制はどのようになっているのか、お示してください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 推進体制につきましては、現在各小学校区の担当各部門、いわゆる部長を筆頭にします各部門、総務部門とか地域振興部門、それを各小学校区ごとに担当制をひいております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） はい、わかりました。

では次に、コミュニティの意識の高揚、それから啓発活動はどのようにされたのかをお示してください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 推進指針を掲げまして、先ほどご答弁申し上げましたように、各行政区というよりも、町会、自治会、その代表者でありますいわゆる区長全員44人の方が兼ねてあります。そういう自治会、町会の協力を得ないと、このコミュニティづくりについてはなかなか推進できないということで、まずその区長さんたちに説明を

申し上げました。その中で先ほどご報告いたしましたようなご提言もあり、それぞれの行政区ではそれなりの地域活動がされております。そのことと、市が進めておりますこの理念との整合性を図っていただきたいというようなご要望もございまして、全体的なご理解をいただいて、広報等の掲載等も考えたいと思っておりますので、現在広報等では掲載しておりませんが、ある区によりましては、隣組長を集めるので説明をしてくれというようなことで、そういう説明に参ったこともございますし、あるいは地域活動に積極的に参加されていますボランティア、あるいは特別な地域とか専門的な知識を持ってあるNPO、そういう方たちにボランティア促進会等にボランティアコーディネーター育成講座等の開催をしていただきながら、こういう地域活動の重要性について啓発を現在している段階でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、一部校区では説明をされたということでございまして、区長さんへの説明会ですけれども、それぞれ7校区ありますけれども、今まで何回ぐらい説明をされたんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 回数は、ちょっと私も全体を把握はしておりませんが、ただ太宰府小学校区については、以前ご質問がございましてご回答申し上げましたけれども、14行政区ございます、北谷から五条西まで。その中で区長さんたちにも一通り説明を行いましたけれども、なかなかその後の開催日程とか困難なところがありまして、それぞれ区長さんに個別に各町会の活動状況等も聞きながら、先ほどご報告しました提言もいただきましたので、その辺の整理をしております。

それから、太宰府南小学校区と太宰府西小学校区、水城西小学校区のこの3校区については、先ほどご報告申し上げたところです。ほかの小学校区につきましては、区長さんの異動とかがここ一、二年の間に全員区長さんがかわられるとか、そういうこともありましたものから、なかなか一歩進んで一歩下がるというような状況もございます。回数につきましては、ちょっと今記憶しておりませんので、正確にお答えしかねたいと思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それから、このコミュニティ推進指針の中で、地域コミュニティと行政の役割分担でというのがアからオまで書いてあるんですけども、この地域コミュニティを掲げられましたその意味といたしますか、地域コミュニティのそれにですね、何を期待してあるのか、あるいは何を望まれているのか、どういうことをすればいいかというのがちょっとはつきりわからないんですけども、私、十分理解しておりませんですけども、この地域コミュニティをつくられて、そこに、ここに書いてありますように、地域コミュニティと行政がそれぞれ役割を分担してるんですけども、その当初からでき上がったときには、この部分は今まで行政がやっていた、あるいはそのまま何となく放置されていたものをコミュニティでやっていけるよ

うな状態になるような地域コミュニティの姿を望んでいるんだよというようなことをですね、もう少し詳しくご説明していただけませんかでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティという言葉は、何かわかりやすいようで実は大変わかりにくい言葉だろうと思います。いわゆるお隣のひとり暮らしの高齢者の方、それから隣同士のごみ出しの問題とか、隣組の活動の状況、それから今まで戦後行われてきました、社会教育の中でも行われてきました社会体育とか、それからいろんな子ども会活動とか、そういういろんなコミュニティも含んでおります。この中で行政として私どもがこの総合計画に掲げましたのは、先ほど市長も答弁しましたように、地方分権のこの時代にあって、これから太宰府市がどういうまちづくりをしていくのか、それを総合計画を策定する段階で全職員でこのことについて議論をいたしました。その中で、これから太宰府市が進んでいくあるべき姿というのは、多種多様な行政ニーズが発生しております。行政がただ一方的に一つの事業をしたからといって、6万有余人の市民の方が満足するというような状況ではないということ、いわゆる地方分権の時代にあって、国から地方ということもありますけれども、行政も地域にいろんな施策をやる場合は、共有しながらやっていく必要があるだろうと。わかりやすく言えば地域分権といいますかね、そういうものを進めていくためには、このコミュニティづくりをまちづくりの中に位置づけようということで、今までの長い歴史の中で、このコミュニティ活動をそれぞれされておりますもんですから、新たな仕組みづくり、場づくりというのがなかなか理解できないところもありますし、現在活動されてるところとのちょっと待ってよというような、具体的に言えばですね、ご意見もいただきました。今後は、総合計画の後期の素案を今作成し、市民の意見を求めまして、その中でも書いてますけども、太宰府市は協働のまちづくりを進めますと。その手法として、この地域コミュニティを取り入れていくと。具体的には、地域分権を進めるためのその受け皿となるような地域コミュニティの組織化を図りたいということにとらえております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり市長のお話で前々回の回答なんかでもありましたように、財政的にも非常に厳しくなってきたから、今まで市の方で担当してた分も含めて地域の方でできるものはやっていっていただくとか、あるいは地域内であいさつ運動ができるようになればとか、あるいは花いっぱい運動とか、そういうふうな話もありまして、例えば太宰府市に観光客がお見えになったときに、散らかってるじゃないか、ごみが散乱してるとか、そういったものをきれいに清掃するのを例えば市の方で委託して清掃されていたものを市民の、住民自らが自発的に掃除をすとか、あるいは花を自発的に植えていくとか、あるいは公園の清掃なんかもできればやっていってもらいたいとかですね、今までは例えば造園業者とかそういった方に委託してたものを、できれば市民の方でできる範囲内、けがにならないような状況のところはや

っていただけるとか、あるいは隣近所でひとり住まいのお年寄りがいらっしまった場合には、そういったことをみんなで支えていくとか、あるいは防犯の何と申しますか、防犯組織的なものをつくって、地域でそういう不審者が出ないような見回りをするとかですね、そういった地域で今まで過去以上にもう少し向上するような組織、コミュニティ連携ですかね、そういったことを例えば自発的にできていて、あるいはこれが上からトップダウン的に小学校校区で区長さん、あるいは市の役員さん、ボランティアさん、いろんな方が集まってこういうものを決めて下におろしていくようになるようにしたいという姿があるのではないかなというふうに感じております。下からまた逆に、この校区ではこういうことをやっていますよと。だから、そういった発表会のようなことをおやりになって、そしていいものをお互いにこう共有しながら実施していくようになるような姿になるようなことを望んでいらっしゃるのかなというふうなことを自分は自分なりに感じたわけですけども、そういうことではないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） まさに、議員おっしゃるとおり、組織化を図るといっても、やはり一人ひとりがいろんな情報交換する中で知り合いになり、そして何らかの活動を見出そうということでないと思っておりますので、当然そういう活動がですね、今後起こってくるところで、先ほど申しましたように、文化活動であるとか、環境美化運動であるとか、あいさつ運動であるとか、そういうものがまず基本になっていくものと思っております。ただ、社会教育の分野でもそういうものがこの間と行われてまいりましたので、そういう活動とも連携をしながら、今後進めてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり何かをする集団ですかね、これは目的がですね、はっきりしておいて自然的に集団ができて、同じような方向に行くんですけども、例えば市内にもですね、ソフトボール同好会とか、あるいはそういう組織がある。これはみんなお互いにソフトボールをやるという目的が一致してましてですね、だからそういうふうに皆同調する人が集まりますし、市内にいろんなボランティア組織もあるんですけども、それもボランティアもそれぞれにですね、何か目標がきちっと決まると思うんですけども、それに同調して一緒にやっていくわけですよ。ソフトボールとか文化とかスポーツですね、それからそういうボランティアというのは、非常にこの目標が狭いです、物すごく。しかし、地域コミュニティになりますと、これは相当ですね、幅の広い目標がいっぱいあるんですけども、それぞれをやっていく必要があると思います。それで、やはり今ですね、美しくする会というのがあるんですけども、そこで、公園とか、あるいは天満宮の境内を月に1回、何時に集合して掃除をしたりするんですけども、そういうことが実際にはあっているんですよ。それから、クリーンデイが年に、名前は違うでしょうけど、年に2回あるんですけども、このときなんかは、ほとんど大多数の市民の方が掃除されるわけですよ。これははっきり目的が決まっているんですけども、はっきりしてんで

す。だから、市民の皆様方が地域コミュニティという、こう何回も毎年毎年掲げていらっしやるんですけども、これが何をしようとしていらっしやるかというのがはっきり見えないというもんが、もっと明確にですね、打ち出しをされたらどうかというふうに感じておりますけども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 私どもも理念だけを示しても、具体的な目標、具体的な取り組みの方法等を提示しないと、なかなか議論にならないというのは反省いたしておりますので、今後はそのように具体的な目標、それから一気にやってほしいとかということじゃなくて、段階を追ってそういうものを目指していくと。その結果として、先ほど言いましたコミュニティの組織が図れるという考え方を持っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひやっていただければと思っています。やはり第四次総合計画とか、地域コミュニティ支援とかですね、これ書いてあるのはよくわかる。実際にこうどのようにというのがですね、はっきりわからないんですね。やはり以前にも質問に出ましたように、何を、だれが、いつまでに、どのように、どこまでやるかというのをですね、やはりもう少し詳しい計画をですね、お立てにならないと、なかなか進んでいかないと思いますし、これ恐らく担当部長にされても、非常に困る漠然としたような内容ではないかと思っております。

それで、この推進体制の中の推進委員ですかね、これさっきおっしゃいましたように、各部の部長さんとか、あるいは課長さんが担当されて推進をして、各区におろしていらっしやるようでございますけども、やはり各部長さん、課長さんはやっぱり自分の仕事をですね、部内でおやりになりますので、非常にですね、それだけではなかなか大変だと思っております。ですから、やはりこの地域コミュニティの組織化をしていくにはですね、やはりそういった実施のためには、やっぱり推進委員の部長さんとか課長さんだけではなくてですね、私は地域コミュニティのですね、活動に意欲を持つ人をですね、市民の中から一般公募で募集されたらどうかと思います。これはですね、今結構市内には何というんですかね、仕事を定年になられたですね、いっぱいいろんな優秀な方が散在していらっしやると思うんですよね。そういう方をですね、定年でやめられた方、あるいは女性の方でもですね、今家庭の中におられる方ですね、いろんな経験をお持ちの方で意欲をお持ちの方をですね、この推進委員の中に公募でなっただいてですね、その中で市の方針を伝えて勉強もしていただいてですね、地域の組織づくりや仕組みづくり、それから地域の指導もしていただいて学習会ですね、学習会の講師までも務めていただけるような人をですね、これ有償じゃなくても、ある程度ボランティアに近いような状況で募集されても、やはり市のために頑張るやろうかという方はいらっしやると思うんですよね。だから、そういう方をひとつお探しになって、やはり区長さんに何もかも説明してお願いしますというんじゃなくて、区長さんをですね、そういう方が補助していただけるよ

うな体制までつくられたらどうかと思います。

それから、地域コミュニティの原点はですね、やはり向こう三軒両隣にあると思います。これはやはり隣組ですかね、太宰府では隣組があると思うんですけど、これがコミュニティという観点からしますとですね、大きな差があり過ぎるんじゃないかと思うんですね。例えば、ある隣組でですね、組長さんはどなたかわからなくておっしゃる方があるんです。同じ隣組の中です。それから、組長になったんですけども、順番でなりまして、組長は何をすりゃいいとですかということをおっしゃるところもあります。それかと思えば、常会もされたことない。ほんで、そういうのがあるかと思えますと、逆にですね、隣組で花見大会やらバーベキュー大会とか、あるいは一泊旅行をされるような、そういう隣組もあります。やはりこういう状況の把握をですね、やはりされて、その改善が必要じゃないかと思えます。私は、やはり隣組長さんのですね、学習会をそういう市の意向とかですね、それから地域コミュニティはこういうことを目指しているんですよということも含めてですね、この公募された推進委員さんが講師になってですね、そういうことを実施されたらどうかというふうに思っております。そういうふうに思っているんですけども、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま地域コミュニティづくり、総合計画の大きな一つの柱として、まちづくりの基本として据えておりますことに対しまして、不老議員の方からご指摘をいただいております。また、ご提言をいただいておりますけれども、今の現状の私どものコミュニティづくりの姿というようなものは、いわば例えますと氷山の一角、今表に出てる部分、出るまでには下の見えない部分の中での取り組みを今現在しておるというふうなことです。宝塚市にありましては、不幸な地震等々もありましたけれども、それをきっかけとしてほぼ20年かかったというようなことでの説明も先進地視察したときに受けました。それほどこの心と実際上末端行政の皆さん方と連携して行っていくというふうなことについては、やはりビジョンといいましょうか到達点、あるいはそこまでのツールといいましょうか、例えば山があれば、それに向かってはいろんな登り口もあります。そこには川もありましょうし、あるいはがけもあると思います。橋をかけたりというような形も出てまいります。そういったところを私どもは今汗をかいておるところです。なかなか見えにくい部分もあります。私どもはこの地域コミュニティづくりについては、新たなものではないというふうに思っております。もう既に44区のそれぞれの中で取り組みをいたしております。その中で共通事項がたくさんあります。例えば、防災、防犯等の中においても、やはりもっと大きなくくりの中で地域を考えていく。例えば、今花いっぱい運動でありますとか、あるいは防犯の中での「ついで隊」というふうなこともありますけれども、より広範な行政区を超えた形、あるいは小学校区ゾーンの中でもっと子どもたちの安全であるとか、防犯はどうあるべきか、あるいは防災のためのやはり組織づくりはどうあるべきか、あるいは地域の会合等についても、やはり公でやる部分、あるいは地域で各界各層市民と一緒に連携のまちづくりを行っていくと、こういったものがやがて見

えてくる部分だろうというふうに思っております。そこにはやはりまちづくり条例といいましょうか、地域安心安全のまちづくり条例もありますけれども、こういったまちづくりをするんだと。最終的には今ご指摘がっておりますように、やがての発展段階においては、まちづくり条例をきちっと示して、こういった形の中でいくんですと。今は行政内部の中で私どもが磨かなきゃいかん、理論化しなきゃならない。それを即当てはめる、押しつけるというふうな考え方は持ちません。今、不老議員もおっしゃいましたように、ある段階を過ぎますと、やはり地域に公募して、やはり地域の皆さん方の意見を再度聞いて、私どもが50%、80%であるかもわかりませんが、提言を具体的に全体像を浮かび上がらせて、そのことを通して地域の中で考えていただく。そして、小学校区ゾーンということについては、例えば運営委員会をその中で地域の例えば防犯、あるいは道づくりにしても、あるいは子ども会等々にしても、どうしたらもっともってリンクできるか、ネットワーク化であるわけです。今市長の方からも説明しましたように、例えば太宰府西校区については、すばらしい福祉の問題で、これが取り組みが行われておる。地域コミュニティづくりについては、画一的でなくてもいいと思っております。福祉の分野が、ある地域については物すごく進んでおれば、そこをツールとして考えていく、地域コミュニティについて考えていくというような形をとればいいというふうに思っております。あるいは防犯の中で、その実態としてそういった防犯の必要性がある。そういったところについては防犯を焦点に当ててやればいいと。そういった接近の仕方ではないかなというふうに思っております。そういった状況が今はまだ氷山の一角の見えない部分でやっておりますから、まだ市民の皆さん方にはそこまで至っておりませんが、それほどこのまちづくりというふうなことについては「言うは易し行うは難し」というふうな部分があります。着実に私どもは民意を反映しながら、私どもの押しつけではなくて、それには私どもがまず理論的にも頭に描くものを共有化しなきゃならないというふうに思っておりますので、そういった段階になりましたら、また議会の方にもはっきりお示しをしますし、また行政区においても、私どもの考え方をより今以上に示していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともこの地域コミュニティは、やはり福祉でも防犯とか教育とか、いろんな面の基礎になる大きな柱になると思いますので、やはり大変な課題であると思えます。ぜひとも一步一步前へ進んで取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、防犯まちづくり条例についての質問です。

今年4月に政府が発表しました社会意識に関する世論調査によりますと、財政問題や景気回復を上回り、治安の悪化が最も社会的関心が高いそうです。警察統計で1991年から2001年の推移を見ますと、60%の犯罪増加という結果から、少なくとも15年前までは治安がよかった日本、国際的にも治安のよい国として評価が高かったことは日本人の誇りでもありました。ところが、高度経済成長とともに土地神話が高まり、住宅やマンションなどのマイホーム志向と唯物的な考えが優先し、物の豊かな暮らしを求めるばかりに、自己中心的な傾向に拍車がかかり、家庭や社会秩序が乱れ、国内の治安も悪化してまいりました。特に最近では、家庭の教育力も落ち、少年犯罪の加速と低年齢化、また外国人による窃盗や殺人事件が横行し、振り込め詐欺などに見られます知能犯やマンションねらいのピッキング、非常に荒っぽい手口のガラス割りやサムターン回しなどの窃盗、さらに空き巣に入って顔を見られると殺すという、考えられない凶悪事件や犯罪が多発しております。全国の警察署数約1,280か所の中で、刑法犯発生件数の1位が西警察署、2位が筑紫野警察署であるという事実をご存じでしょうか。福岡県でワン、ツーを占めるという大変不名誉な現実には愕然としてしまいます。筑紫野警察署では、パトロール強化や様々な懸命の抑止努力をされておりますが、目下お手上げ状態であり、行政や地域の方々に協力を求め、予防対策を講じ、防犯強化をしなければ、到底犯罪を減らすことはできないということでもあります。少年も含む刑法犯発生件数は、5年連続1万件以上。昨年何とか1万件を割り、9,656という件数は全国2位に何ら変わりはなく、筑紫地区4市1町の発生件数をいかに減らすかが今後の最重要課題であります。

そこで、本市におきまして、市民一人ひとりの防犯意識を高め、いかに安全で安心して暮らせるかその方策を考え、行政がリーダーシップをとり、条例に基づいた仕組みをつくっていくことが肝要ではないでしょうか。既に、自治体と警察、地域住民、防犯協会などが一体となって、犯罪の起きにくいまちづくりを目指し、平成17年3月現在、安全安心まちづくり条例が18都道府県で制定されております。県内では宗像市が制定され、平成15年4月1日から施行されておりますし、その効果は如実にあらわれております。一昔前までは、子どもが悪いことをしたら、地域の大人がげんこつで善悪を教え、非行の芽を摘むという地域の自然な環境がありましたが、今は反抗的な態度に恐れをなし、非行の抑止機能も低下しております。つい先日、筑紫野市で独居老人が金品と命を奪われる事件が起きてしまいました。こういう事件が起きると、自分も被害に遭うのではといった一抹の不安に駆られる高齢者や市民の方は多いかと思えます。本市におきまして、治安のよい安心なまち太宰府を目標に、自分たちのまちは自分たち

で守るという地域の結束と警察の協力を仰ぎ、住宅地の防犯対策と学童の安全確保を見据えた防犯まちづくり条例制定のご検討を提案いたしたいと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

次に、2項目めのJR太宰府駅（仮称）について質問いたします。

このテーマに関しては、昭和63年より過去数多くの先輩議員の方々が再三質問されておりまして、つい最近では、平成16年3月と9月議会におきまして質問されておりまして。JR太宰府駅設置につきましては関心も高く、気になるところではございますが、若干視点を変えてお尋ねいたします。

さかのぼること3年前の平成14年度の特別委員会や議事録を拝見しますと、西の玄関口としての待避線に4億円、駅舎4億円、自由通路2億円、計10億円の概算額が上がっており、負担割合についてJRと協議中という期待を持たせる執行部の答弁がございました。5月27日には、向佐野共同利用施設で地区の役員、農事組合、水利組合、地権者を含め26名参加の中で地元説明会が開催されておりまして。当時市の説明は、長年の夢であり、実現に向けた意思表示がなされ、JR側も博多 - 鳥栖間の通勤者の交通手段の確保のため、列車増便を検討、さらに参加された方々にも現地測量の理解を得られたとあります。また、平成14年6月7日の新聞報道には、九州国立博物館の開館に合わせ、JR太宰府駅を新設。特急のスピードアップを図るため、約200mの待避線を設置し、その後待避線を活用して歴史のまち太宰府にふさわしい駅舎を太宰府市が建設するという記事が掲載されておりまして。さらに、7月23日に地権者を対象とした第2回地元説明会、9月9日に第3回地元説明会が開催され、まず駅舎をつくり、民間による周辺の開発や区画整理事業にあわせた駅づくりの方向性が示されておりまして。翌年の平成15年6月議会におきまして、市長自ら具体化に向け、基本設計に着手し、実施設計、工事着工と駅設置に向けた意欲を語っていらっしゃいます。ここまで過去の経緯を述べてまいりましたが、いよいよ今年10月15日が九州国立博物館開館の記念式典であります。どこで、どんな理由で計画が狂ってきたのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

JR太宰府駅は、当初九州国立博物館の開館に合わせた計画でありましたが、財政悪化により、目下不透明であります。本市として今後どうするのか、現段階の状況を市民に知らせる必要があると考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

以上、2項目につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からの回答ということでございますけれども、まず私から前段の回答をさせていただきます。

今日における住宅への侵入盗やひったくり、あるいは車上ねらいなど街頭犯罪件数はいまだ数多く、凶悪化の傾向を今日示しております。そのため、その対応、対策には現在苦慮してい

るところでございます。市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちをつくるために、市では市民の皆さん一人ひとりの防犯意識を高めていくことが重要と考え、筑紫地区防犯協会発行の「防犯ふくおか」や筑紫野警察署作成の「地域別犯罪状況一覧」を各行政区において回覧し、情報の共有化を行うとともに、のぼり旗や立て看板など、防犯に関する各種啓発物資の提供を行いまして、一定の犯罪防止につなげております。しかしながら、防犯対策に関しては、地道に根気強く取り組む必要があり、市、市民及び関係行政機関が地域ぐるみで協力し、自分たちのまちは自分たちで守る、安全で安心して暮らせるまちをつくるという意識づくりとそれに対応した仕組みづくりが求められています。地元の筑紫野警察署においても、犯罪対策を最重要視され、連携要請が市の方にもあっております。当市においても、防犯の基本方針となる「安心安全のまちづくり条例」の制定に向けて取り組みを現在進めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいま総務部長のご答弁をいただきましたけれども、防犯につきましては積極的な姿勢をとることができ、うれしく思っております。9月1日号のですね、広報紙で朝夕の散歩や買い物のついでに腕章を身につけ、気軽に防犯パトロールするという「ついで隊」、この申し込みの募集の記事を拝見いたしました。腕章代として200円の負担金が必要のようですが、今現在どれぐらいの申し込みがあつてますか、お聞かせいただければと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 現在までのところ百数件でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 百数名ということですね。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） じゃあ、その中で総務課の窓口に来られ、直接申し込みをされた方の数っていうのはわかりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） ただいま申し上げた数字が、総務課の方に申し込みをされた方の数でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。じゃあ、区長会では、この防犯パトロールの「ついで隊」については、説明はなさってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 8月の区長会におきまして、このような趣旨でこういうものを隣組回覧で回しますので、よろしくお願いをしたいという旨の申し出を行っておるところでございます。

す。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 8月に区長会で説明されたということですので、今後ますますですね、行政区を通しての登録者が増えることが予想されますし、防犯の機運を盛り上げる意味でも、ぜひさらにですね、市のホームページ等あたりで呼びかけていただきたいと思います。こういった「ついで隊」に代表されますように、もう以前からですね、防犯に取り組んでいる行政区については、どの程度把握されてますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 防犯パトロール等をしてあります区については、現在のところ11区ございまして、なお年末、あるいは月1遍等で何らかの夜間の夜警といたしますかね、夜警をしてあるところについては、33か所ぐらいございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 私の情報よりも数が多うございました。私、聞くところによりますとですね、交差点や危険箇所立って一斉下校に合わせたパトロールをなさってる梅香苑、それからコース決めをして定期的なパトロールを実施されている高雄台、朝夕公民館に集合してのパトロール実施の高雄区、それから「都府楼団地我々が守る隊」のネーミングで頑張っておられる都府楼区、あいさつ、マナーアップ、防犯呼びかけの巡回放送パトロールと今年7月から取り組みました腕章パトロール隊の青葉台などがございます。最近特に、防犯パトロール中というステッカーを張った車も目につくようになりましたし、他の行政区で異なった方法で取り組まれているかもしれません。いずれにしましても、地域でこういった動きが出てくるということは、住民同士の結束が高まり、大変結構なことではないでしょうか。

ここで資料をご覧いただきたいと存じます。4市1町ですね、刑法犯発生状況一覧表でございます。筑紫野警察署よりデータをいただきまして、私なりに整理させていただきました。凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他、これらを全部合計したのが、平成12年刑法犯合計の数でございます。下の刑法犯の罪種内容をちょっと見ていただきますと、凶悪犯というのは殺人、強盗、放火、強姦。粗暴犯、暴行、傷害、脅迫、恐喝。窃盗犯、自転車盗、オートバイ盗、乗り物盗、万引き、ひったくり、車上ねらい、自販機荒らし、空き巣、忍び込み、居空き。知能犯、詐欺、横領、偽造。風俗犯、賭博、わいせつ。その他、占有離脱物横領、器物損壊。占有離脱物横領といたしますのは、例えば放置自転車を自分のものとして乗り回すとか、そういったものでございます。

では、右から2番目の太宰府市の欄をご覧いただきたいと思います。平成12年の刑法犯合計は、1,871件発生しております。下の15.6%といたしますのは、4市1町の割合といたしますか、構成比でございます。年を追って見ていきますとですね、平成13年度が15.1%でやや件数が減っております。それから、平成14年度、さらに減っております、14.3%。平成15年度、横ばいで14.3%。それから、平成16年は、逆に増えております、昨年ですね。1.0ポイント増えてお

ります。それから、平成17年の欄をご覧いただきたいと思うんですが、これは街頭犯罪件数の集計でございまして、7月末までのですね。街頭犯罪というのは、一応窃盗犯の内容とほぼ同じだと思っていただければ結構だと思います。春日市が824件発生しておりまして、去年同期7月、平成16年7月と7月までの集計と比較して、206件の減。それから、大野城市が771件で123件減。筑紫野市が604件で105件の減。那珂川町が328件で130件の減。太宰府市560件発生しておりまして17件減。他市は100から200の犯罪件数が減っておりますけれども、本市におきましては17件と、非常に問題があると思っております。8月、これ以降の8月もですね、夏休みで少年による非行が増え、昨年よりも犯罪が逆に増えているかもわかりません。そこですね、8月の少年事件、あるいはこういった事件などの報告ですね、補導連絡協議会から何かございましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 補導連絡協議会との連携づくりは、今やってるもんですから、その情報は総務部の方には上がってきておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 昨日も何かひたくり事件が発生したということでございまして、もうこういった自転車盗とかバイク盗とかというのは、もう日常茶飯事になってるわけですね。8月はですね、少年による非行が増え、昨年よりも犯罪が増えているということはもう間違いないだろうと思います。私の情報ではですね、中学校の窓ガラスが2度にわたり壊されたり、落書き、それから自転車、バイク等の盗難、車上荒らし、下着泥棒、空き巣、暴走行為など、住民を不安がらせる事件が頻繁に起こっております。殺人事件までは至っておりませんが、初歩的な段階で非行の芽を摘まない限りエスカレートするばかりで、治安悪化を招かないとも限りません。本市としまして、青少年犯罪に歯どめをかける意味で大人が立ち上がって、条例による体制づくりと防犯対策が私は急務ではなかろうかと思っております。先ほども警察署の方から情報発信という回答がございましたけれども、回覧で確かに見ております。その回覧で見ます犯罪情報、すなわち筑紫野警察署から本市を通じ各行政区へ月別犯罪発生件数の報告がございまして。警告と注意を促す大切な情報源ではありますが、回覧板を見ない世帯も多く、また見ても他人事であり、防犯対策をする個人宅も少なからうと思います。また、先ほどの「ついで隊」の腕章、あるいはジャンパー着用のパトロール活動も、今後ともぜひ継続活動が必要でありますけれども、目下賛同者、それから参加されている人数もまだまだ少なく、強力な対策とは言い切れないのではないのでしょうか。

そこで、青葉台地区で各1世帯の防犯意識の高揚を図るために、去る8月20日、第1回防犯セミナーを公民館にて開催いたしました。講師は、宗像警察署から委嘱された宗像地区の立て役者であり、防犯アドバイザーとしてご活躍中で現場を十分に知り尽くした方の話を聞かせていただきまして、大変好評でした。これからも全世帯の方々に行き渡るようシリーズ化して数回実施する予定であります。

ここで質問をいたします。

初期対策として、まずこういった少数単位の防犯セミナーの開催をすることによって、防犯に対する意識の変化と地域に新たな活力と連帯感が芽生えてくるのではないかと思います。本市が中心となり、希望する行政区を募り、防犯セミナーの奨励をされてみてはいかがでしょうかと思いますが、ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、最初にお答えしましたように、安全で安心なまちづくりの条例というのを今橋本議員さんから言われるいろんな問題がありますので、それをつくって、基本的な条例をつくりまして、それにおいていろいろな施策を考えていこうと思っています。そのために今庁内でいろんな犯罪から、あるいはごみのポイ捨て問題、あるいはいろんな問題がありますので、それをどの程度その条例に織り込むかということは今検討中でございます。具体的なその中に、じゃあどういう形で今後実施していくかということが出てまいると思います。この条例も早急につくりたいというふうに考えておりました、1年も2年もかけるつもりはございません。早急につくりまして、具体的に動く時期ではないか。今まで警察に犯罪のことは任せたらいいというふうな意識は私も今までございました。しかし、いろいろお話を聞いていく中では、やはりこれは行政の課題の一つでもあると。それで、住民みんながやはりこう一丸となって犯罪をなくしていくという意識がやはり必要ではないか、そういうふうな認識に太宰府市も立っておりますので、その中でセミナーが有効であるのか、あるいはほかのいろんな方法が有効であるのか、そういうことも考えながら、実施計画をつくりながら行っていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。防犯条例、前向きで取り組んでいただけるというご回答でございました。ありがとうございます。この私たちのセミナーで特に印象深かったお話はですね、必ず泥棒というのは下見をするということでございまして、下見のポイントとしては、1点目、どこから入ってどこから逃げるか。また、とっさに隠れるところを探すと。それから2点目、どんな防犯対策をしているのかを確認する。3点目、いつからいつまでいないのか、留守を確認する。それから4点目、家族構成はどうなっているのかを調べる。だから、余り表札には家族全員の名前は書かない方がいいそうでございます。さらに、ねらわれやすい家としましてですね、1、無言電話がよく鳴る。2、訪問セールスがよく来るようになり、家の周りを1周でき、逃げやすい。3、郵便物や自転車、車上荒らしに遭い、よく物がなくなっている。4、家が角地で植栽が高い、あるいはブロック塀で周囲を囲っている。5、隣あるいは裏が公園もしくは空き地、空き家があるなど具体的な話を聞くたびに、的確で確実な防犯対策の必要性を感じました。皆様、該当する項目がなかったでしょうか。

ここで助役にお伺いいたします。

再度確認でございますが、九州国博のオープンにより、観光者もぐっと増えてくると思いま

す。600万人とも言われてますし、あるいは650万人、いや700万人になる可能性も秘めております。観光客の方々が安心して観光できるよう治安のよいまちづくりを考え、また市民が安全で安心して暮らせる太宰府のまちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのためには、市と警察と筑紫地区防犯協会と地域が一体となり、総合的な防犯まちづくり条例の策定が必要かと思えます。ぜひ早急に取りかかっていたら、ご検討いただきたいと思います。助役、ご答弁お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま平島総務部長の方から回答いたしましたように、安全・安心のまちづくりというふうなことについては、市民の願い、6万6,000人の市民の願いでもあろうというふうに思っております。これは防犯、防災、あるいは昨日から出ております猫、犬のふんの処理、あるいはそういったマナーの問題、あるいは落書きの問題、あらゆる角度からこの安全・安心、あるいは食の問題もあろうと思えます。全体的な部分の中で、私どもは特に防犯の分野においても、その面から安全安心のまちづくり条例、12月あたり議会に提案できるように努力していきたいというふうに政策会議の中でも私どもは議論を既にいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 誠にありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。本市もですね、高齢化率が高くなりまして、独居世帯も増えつつある昨今、各地域におきましては、希薄化した人間関係を解消するためにも、お互いが声をかけ合い、手を差し伸べ、助け合い、支え合うことが最も大切であり、だれもが安全で安心して暮らせる、本来あるべき落ちつきのある暮らしを求めていることと思えます。お互いに助け合うことで結束力が生まれ、この結束力こそ防犯に強い地域づくりの源になることと確信しております。

最後に、もう一つ申し述べたいことがあります。先ほど地域コミュニティのお話が出ておりました。この防犯体制づくりによって、地域コミュニティづくりの起爆剤となり、事業推進によい影響を与え、すばらしい効果をもたらすこと間違いありません。冒頭でも述べましたように、治安のよかった誇れる日本が、物騒な日本に変貌しつつあります。筑紫地区4市1町の先陣を切り、他市どころか国内において目標にされる、犯罪に強いまちになることを願って、この質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2項目めについてご回答いたします。

仮称ではございますけども、JR太宰府駅の設置につきましては、平成17年度の九州国立博物館の開館に合わせて新駅を建設する方針というふうにはいたしておりました。しかしながら、さきの3月議会におきましてご答弁申し上げましたが、災害復旧事業等によりまして、現段階においては財政計画や周辺のまちづくりの熟度の高まりなどを見きわめながら進めていくという回答をさせていただいておりました。

ご質問のこうした状況に対する市民への周知につきましては、現在公聴広報活動の一環として、各小学校区ごとに実施いたしております「市長と語ろう～まちづくり懇談会」などをはじめといたしまして、機会あるごとに本市の現状を報告いたしておりますけども、今後も財政計画をはじめとした整備の見通しが明らかになった時点、つまりきちっとした年次計画等が確定をした時点で新たな説明会、あるいは情報を公開してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 昨日の片井議員の質問にもですね、具体的な進展なしというご回答でしたし、駅舎建設につきましては、財政的な問題のほかに障害となる理由がありましたら、お教え願いたいのですが。もう財政だけの問題でしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この太宰府駅設置に関しましては、確かに財政問題が一番大きな原因なんですけども、ご承知のとおり、例の通古賀地区においても、組合施行による土地区画整理事業の問題とか、あるいは看護学校跡地の今後の有効利用、それらもいろんなそういうふうな計画が次から次と発生をいたしております。市といたしましても、単にJR駅周辺、つまり約7ha、これは概算ですけども、ございますけども、それらを含めたあのいわゆる西地区、西部地区の全体的なまちづくりの構想というのをいま一度きちっとした形で見直す必要があろうというのも一つの大きな原因になっております。そういうふうな大きなプロジェクトに対しては、やはり先ほど申しました財政問題も絡んでまいりますので、そういう総合的な判断から、この計画の練り直し、あるいは現在足踏みといいましょうか、少し遅れているというふうな原因も確かにございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。一応総合的な判断をしてからということですが、駅舎が先か、周辺整備が先かという問題もありますけれども、いずれにしても駅舎建設にはまだまだ期待を持ってよろしいのでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このJR太宰府駅の設置については、本市の最重要施策の一つということは今後も間違いございません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。今、まだはっきりはしないということですけども、その見込みですね、大体の見込み、いつごろになるのか、わかりましたら、お教えいただきたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は今現在、第四次の行政改革大綱というのを策定いたしております。これはご承知のとおり、平成17年度から向こう5年間の計画大綱なんですけども、この中にも財政健全化計画を早急に策定するという、いわゆる実施計画項目を挙げております。つまりこの財政健全化計画の中で、このJR太宰府駅を設置するために、逆に今後財政計画をどうするのかというのを一つの課題としてですね、集約をしていく必要があるというふうに思います。その過程の中では、今現在進めております市のいろんな事務事業の見直し、つまり政策評価をしながら、その優先順位を明確にしていきたいというふうに思っておりますので、現時点での明確な計画というのがちょっとまだ公表できないというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。これ以上はですね、福廣議員にお任せをしましてですね、はい、この辺でちょっと。

私が申し上げたいのはですね、今の状況をですね、やはり市民に知らせる必要があるんじゃないかなと思っております。市長と語る会、一応3会場で実施されたと聞いておりますけれども、JR太宰府駅建設についての質問は出ましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この「市長と語ろう～まちづくり懇談会」という事業につきましては、7小学校区を随時回っておるわけですけども、現在まで4校区が終了いたしました。そのうちに2つの小学校区からの質問がありましたので、こういう内容を説明いたしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。何度も申しますけれども、このJR太宰府駅に関しましては、新聞報道もされ、話題性も高く、市民の大半が期待しているものと思います。あいまいにせず、今後どうするのか、本市の考えを明確にし、現況を市民に公表するべきではないでしょうか。今回のですね、JR太宰府駅の現況報告、また公共施設減免問題のその後、体育協会や文化協会へ説明をなされたのか。さらに、男女共同参画の審議委員の方への報告が先方から催促されての実施という、常に後手後手であります。市民や関係者、そして我々議員は、いら立ちと不快感、そして行政に対する不満を持ってしまいます。市長は常々市民が真ん中とおっしゃいますが、再度原点に戻り、よく考えていただきたいと存じます。

最後になります。

私がこのテーマで最も申し上げたかったことは、野球でタイムリーという言葉をよく耳にします。これからは相手への配慮と時期を逃さない報告、連絡、相談という「ハウレンソウ」をタイムリーに放っていただきたい。このことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目にわたり質問いたします。

まず第1点目は、本年10月1日と来年4月に施行される介護保険法改正並びに来年1月から施行される税法改正によって大きく変化することが予想される高齢者の生活について、市ではどのようにお考えかを伺っておきたいと思っております。また政府の指針がはっきりしていないところもあり、介護保険の改正については、最終的には施行直前の3月をめどに最終発表がされるのではとの予想だとお伺いしました。そうなれば、かなり見切り発車になってしまうのではと心配です。したがって、それがどのような結果を生むかは、手探りの部分もあると思っております。例えば、従来介護費用の負担は全体の1割であったのが、10月から施設入居者に対する食費と居住費が新たに自己負担となります。在宅介護であっても、食費と生活費はかかっているわけだから、施設入居者に対してもそれを自己負担にするというのが政府の理由づけです。介護保険法が導入される以前は、老人介護施設などの入居費は福祉の範疇で、生活弱者が救済されておりました。介護保険の設立後は、毎月の保険料、入居後は経費の1割負担が必要となり、今度は新たに住居費と食費の負担が増加します。さらに、来年1月以降の税制改正により、高齢者への老年者控除、配偶者特別控除の一部廃止などによる様々な増税をあわせて考えた場合、私は大きな不安を感じます。来年4月からの本格的な介護保険法の改正では、自治体の裁量権を拡大していますが、今回の税法を含めた法改正の経過措置の中で、市内在住の高齢者の生活を市としてはどのように保障していくおつもりなのか。低所得者や障害者などについて軽減措置を考えておられるのか、お聞かせください。

また、皆さんのお手元にお配りしておりますのは、9月3日付の西日本新聞ですが、65歳以上の高齢者が一定の奉仕活動を行うことで、介護保険料の減額を市町村の裁量で行うことができるとあります。そこで、太宰府市としてはどのような方針をお考えでしょうか、まず市長にお伺いしたいと思います。

次に、太宰府市の平成16年度決算では、経常収支比率は98.7%となり、財政の悪化はますます進んでおります。これから予算編成に入られるに当たり、財政再建の一部にしかならないとは思いますが、私は補助金の見直しを行うことが必要だと考えます。市民の税金を使っているわけですから、各団体の活動内容とその効果について、市で一つ一つ丁寧に検討しなければならないと思っております。市から直接補助金を受け取っているかどうかではなく、個々の団体の活動を行政がどのように判断されているのか。その中の一つである日本語教室「ことだまの会」を例にお伺いいたします。

現在、太宰府市には250名以上の外国の方が在住されており、その中には日本の方と結婚して生活されている方や中国残留孤児の方もいらっしゃいます。これから日本語をうまく話すことができない外国の方の人口はますます増加することが予想されますが、まず市として「ことだまの会」の活動についてどのように把握しておられるのかをお伺いいたします。回答は、項目ごとをお願いします。

再質問は、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今後の高齢者生活と市の対応についてということで質問いただいております。市長に対する質問でございますが、まず私の方からご回答申し上げます。

介護保険法の改正に伴います、高齢者に対する太宰府市としての対応についてお答えいたします。

ご存じのとおり、介護保険法が施行され5年が経過をいたしました。法律の附則によります制度の見直しが行われるものでございます。まず、本年10月に施設給付の見直しがなされます。あわせまして、低所得者の方に対する配慮といたしまして、特定入所者介護サービス費が創設されております。所得状況等に応じて個人負担の限度額が設けられまして、上限額と個人負担の差額の費用につきましては、介護保険給付費で賄うという制度でございます。それとともに、従来の高額介護サービス1か月の介護サービスの個人利用負担につきましては、1割負担となっておりますが、上限額が現行より一部下がりがりまして、負担が軽減されることとなります。具体的には、非課税世帯で公的年金収入などの合計の所得額が80万円以下の世帯につきましては、2万4,600円が1万5,000円に引き下げられます。現在、来年4月からの介護保険法の改正に向けまして、本市におきましても事業量の把握とともに、高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画を策定中でございます。そして、この計画によって、過去5年間の事業実績をもとに、高齢化対策協議会並びに介護保険運営協議会におきまして審議していただいているところでございます。平成17年度の税制改正に伴いまして費用負担に影響が出てまいりますので、介護保険料及びその利用料につきましても、国の指導に準じた激変緩和措置の取り扱いとなります。

また、新聞記事によりますボランティア活動に対することについてですが、そのことによって介護保険料を減額するというところでございますが、この制度につきましては、福岡県に問い合わせいたしましたところ、まだ国からの通達はなされていないということでございました。正式に通知がありましたら、制度の内容等について調査研究をしてみたいと考えております。

ご提言のとおり、高齢者の生活が変化することにつきましては否めないところでございますが、このような制度改正を受けまして、本市といたしましても単にサービス等の拡大をするのではなく、高齢者のニーズに合った施策を展開し、元気な高齢者づくりを推し進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほど第1点目の質問で申し上げましたけれども、この高齢者の生活はですね、今福祉部長からお答えをいただきましたこの介護保険法の改正のみではなく、来年からの税制改正が含まれておりまして、これは総務部の方に管轄があると思うんですけれども、こういったのを部署を超えてですね、総体的に高齢者の生活をどのように保障していかれるおつもりなのか、その姿勢をですね、市長の方にまずお伺いをしたいんですけれども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 現在、非常に厳しい財政事情等でございますが、高齢者対策、これは市の行政の大きな一つの重要課題でございます。これに対する取り組みでございますが、国の施策等を含めて市でできるものは市でやるという方針は変わりはありませんが、ご指摘のように、まず介護保険法の改正の年度になるわけでございます。と同時に、現在市の単独で行っております高齢者対策等々につきましても、何が一番最優先なのか、そういう緊急順位の見直しというよりも、新しい高齢者のニーズにこたえた新しい施策を、今ご指摘の税制改正を含めている形の形で高齢者の生活等々に変化が出てくると思いますが、今部長が答弁いたしましたように、新しい介護保険法をはじめとする新しい計画策定については、今ご審議をお願いいたしておりますし、税制改正等につきましても、国の施策を確かめまして、本市としてできる範囲、最大限の努力をしまいたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） まずですね、本年10月1日より改正されます施設給付の見直しによりまして、現在年収80万円以上266万円以下の、いわゆる第3段階と言われる方で、施設に入居されている方々はですね、新たに毎月1.5万円の負担増になります。また、税制改革によりまして、来年1月から老年者控除が廃止される影響で、この段階の方々は所得税が最大2万6,500円増加し、それに伴い、国民健康保険税も1万4,000円増加することになりまして、結果的に最大年間22万500円もの出費増加になるわけです。施設に入っていない方でも、この第3段階と言われる方々、つまり年収266万円以下の方々になるわけですが、年間4万500円も増税になるわけです。既に医療費は値上げされておりまして、来年から配偶者特別控除の一部が廃止され、増税は高齢者や低所得者の生活を直撃いたします。また、低所得者への軽減は世帯単位ですから、本来は施設入所が必要でも、経済的なことなどから、家族の意向によって入所を断念せざるを得ないような高齢者が出てくる可能性もあります。

そこで、お尋ねしたいのはですね、まず独居を含めたその高齢者の生活実態、これを市ではどのような方法で把握されておられますでしょうか。また、介護サービスは高齢者の申請方式になっておりまして、10月からの施行分、また来年4月以降の本格的な改正内容、そして新たに運営しなければならない地域包括支援センターの役割を含めて、その周知を徹底するために、具体的にどのような方法で対応されておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 独居老人の方々の把握ということでございますが、本市といたしましては、1つ高齢者事業としまして、すこやか長寿課の方で担当しておるわけでございますが、まず65歳以上の方の人数から、それから生活をされている生活の実態というんですかね、在宅介護支援センターというところでもやりますし、それをもとにしまして、基幹型の、今介護保険事業をやっていく中で、基幹型を社会福祉協議会の方に委託をいたしております。そういう機関を通じながら把握に努めておるということでございます。

それから、来年の4月の改正内容につきましては、今現段階では国の方での制度の見直しというところがなされた中で、10月からは施設入所者の方々の住居費用と、それから職員の見直しというところがございますので、そういうものの周知につきましては、実際入所してある方の家族、それから施設の方、それから広報等あたりでですね、周知をしていきたいというふうに思っておりますし、個人通知につきましては、既に通知をいたしておるところでございます。

それから、今後、来年の4月に向けまして包括支援センターというところを今後新たにそういう事業を立ち上げていくわけですが、地域支援事業として2つございます。介護予防事業と、それから包括的支援事業ということがございますので、そういう事業を行うためには、当然財源ということもございまして、一定の理解をしていただいた中で実施していくということで考えておりますが、何せ国の方からの最終的な事業内容、それから本市としての事業量の把握、そういうものが当然必要になってきますし、言われますように最終的には年を越した形での最終決定をするようになりますので、その辺がなかなか周知徹底というのが難しいかと思っておりますが、その辺につきましては、私どもの方といたしましてできる限りですね、周知、PR、そういうものに努めていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 皆様のお手元にお配りをいたしましたこの新聞報道ですけども、書いてありますが、高齢者がですね、奉仕活動を行うことによって引きこもりを少なくし、その結果、介護保険料が減額されるという国の方針が示されております。この奉仕活動というのはですね、本来無償の心で行うものでありまして、高齢者が経済的な理由から施設などにおいてただ働き、対価として保険料が減額されれば、例えば奉仕をする方、あるいは奉仕を受ける方によっては、起こり得る問題もたくさんあると思います。太宰府市の介護保険料、担当課でいただいた資料によりますと、この資料の中の25市町の中でも9番目に高い状況になっております。実際に来春からですね、これが施行されるということで、今県に問い合わせている段階だということではあるんですが、やはり来年3月にですね、本格的な内容が全部一遍にやってきて、いきなり4月からというのではですね、その対応の立ちおくれというか、そういったのが指摘される部分も出てくるかと思っておりますから、事前にやはりある程度考えなければならぬと思います。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険料、それから事業の内容ということになるかと思いますが、介護保険料が高いという今のお話の中で、当然介護保険料といいますと、1号被保険者の方、2号被保険者の方の保険料、それから国、県からの補助によってですね、運営をしていくわけですが、そういうものをもとに、それと事業量をもとに算出をしていきますので、一番大事なのは高齢者の方が安心して介護保険制度を受けられて、費用の負担もそう多くならないということが大事だろうというふうに思っております。それで、平成15年度の中で高齢者保健福祉計画という計画をつくりまして、その中で介護保険事業計画もあわせた形で計画書をつくったわけでございます。その中で当然保険料、それからサービスを受けられる事業量についての負担の問題が、収入が低い方については負担になってくるということがございますので、この計画の中で平成15年度のときもそうなんです、一定の減免制度、サービスに対する減免制度と、それから介護保険料の減免制度ということもどうすべきかということで、平成15年度におきましてもこの計画の中に盛り込みまして、実際実施していることが何点かございます。そういうものも今後の計画、それから実際の決定に至るまでのですね、その辺の十分な内容の検討あたりでもですね、進めながらやっていきたいというふうに思っておりますし、皆様方にお知らせするのもですね、できるだけ早い時期に行っていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 来年4月以降法律で定められます、先ほどご説明にありました地域包括支援センターについてなんですが、恐らく国からはですね、2.5万人に対しまして1か所程度という指導になると思うんですが、太宰府市内に何か所くらい考えておられますでしょうか。また、その運営主体はどこになるのか。民間委託を考えているとすれば、委託料について、国、県からの交付金は何割程度見込まれ、太宰府市の負担割合はどの程度になるのでしょうか。また、センターを運営する法人の選定基準はどのようなもののでしょうか。さらに、それを市民に公開する準備はありますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほども説明いたしました中で、地域支援事業というところで2つ、介護予防と、それから包括支援事業という2つの事業に分かれてくるわけですが、その中の包括支援事業の中に包括支援センターというところが大体2万人に1か所というところですね、本市としても考えていきたいというふうには思っております。それで、実際事業をやっていただく中で、当然どこにお願いをするのか、委託でいくのか直営でいくのかということが出てまいります。その辺につきましても、現在のところ決定をしているわけではありません。

それから、負担割合になりますが、負担割合につきましては、介護予防事業の中では、1号被保険者の保険料と、それから2号被保険者の保険料、それから国、県、市町村の負担というところでございます。その介護予防事業の全体の事業費の割合からいいますと、1号被保険者

の方からは18%、2号被保険者の保険料からは32%、残りの50%につきましては国、県、それから市町村の負担ということでございます。

それからもう一つ、包括的支援事業と、2つ目になりますが、その分につきましては、1号被保険者の保険料、それから残りにつきましては国、県、市町村の負担ということで、二通りの事業になっていくと思います。

それから、選定ということですが、先ほども申しましたように、まだ直営でいくのか、それから委託でいくのかということもまだ決定はいたしておりませんので、今後の、例えば委託するとすれば、どういう選定の方法でいくのかと。それから、選定の順序、基準というんですかね、その辺あたりも今後十分に検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 2か所確認したいんですが、ということは市内に地域包括支援センターは大体2か所程度見込まれているということと、あともう一点がですね、その選定基準ですね、これは高齢者のやはりケアプランとかの関係で非常に高齢者にとっては関心が高いところになると思うんですが、選定基準を公開されるおつもりがあるのかどうか、ご返答ください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 選定基準につきましては、1つは先ほど申し上げましたが、高齢者の保健福祉計画、それから介護保険事業計画ということも関係してきますし、それから高齢化対策協議会、それから介護保険運営協議会ということもございますので、その中でいろんな意見を聞きながらですね、私ども市独自の基準を決めていきたいと思っております。

公開につきましては、現在のところ公開するのかわからないかという決定は、まだ今のところはいたしておりません。

それから、市内の箇所数でございますが、2万人に1か所といいますと、3か所ということになります。実際包括支援センターをお願いするとしますと、高齢者の方々の実態を把握してあるところというのがまず大事だろうというふうに思いますし、それから実際事業をやっていく中で、その事業費に対する事業者への費用の問題とかですね、それから今の在宅介護支援センターをやっていただいているところが一番こう把握をしてありますし、そういうところかなということは考えておりますが、実際今やっていただいている事業者の方の方としてですね、そういう支援センターを受けてみようかというところがまず一番じゃなからうかなというふうに思いますので、そういうことも含めて事業者の方との話とかですね、それから希望とか、そういうものを把握しながら決定していきたいと思っております。それで、何か所になるかというのは、現在のところ2か所か3か所というふうになるかと思っておりますが、今のところは決定はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご答弁の中でですね、まだ民間に委託するかどうかは、まだ決定段階ではないというさきのご答弁だったんですが、今のご答弁の中では、今例えば在宅介護支援

センターとかをやっている団体に、仮に地域包括支援センターの運営を任せる場合には、そういった可能性もあるというふうに受けとめてよろしいですね。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 直営ですか委託にするかということところは決めてないんですが、委託をすればですね、当然高齢者の方々に自宅の方にも回っていただいて、状況あたりも把握してありますから、そういうところになっていくのかなということで、先ほどはちょっと説明をさせていただきました。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回行われますこの介護認定基準の改正によりまして、今まで要介護認定を受けていた方々の約40%に影響があると言われていています。つまり今までは介護認定を受けていた方々が要支援となりまして、これまでの介護サービスを受けられなくなる可能性があるわけです。改正の目的を自立を促すことにしているからです。それによりまして、これからはよりこのケアプランについて個々に、しかも慎重に判断しなければ、逆に悪化を招くことが考えられます。特に新設されますこの新予防給付につきましては、実際にモデル事業を行われました結果ですね、筋力向上で30.4%、栄養改善では42.2%が悪化したという結果が出ております。この新予防給付のケアプランは、どなたが立てられる予定になるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ケアプランにつきましては、今の介護保険制度の中ではケアマネジャー、それからヘルパーの方がおられますので、そういう方が立てられると。今後につきましては、同じような形になるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 市の保健師の方という考えはおありになるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今後の包括支援センターの体制といたしましては、体制づくりの中で当然保健師の役割も出てきます。それで、そういう保健師の役割というものも今後の介護保険の改正に向けてですね、当然考えなければならないと思いますし、現在でも保健師、すこやか長寿課の方に1名いるんですが、保健師についても今の介護保険制度の中でもいろんなケアプランの問題とか、それから要介護、要支援、一番は要介護1の方が切りかえのときに要支援に、状況がよくなったという判断のもとですね、要支援に認定が変わってきたときのいろんなこう実際介護サービスを受けてなくても認定を受けた、認定の程度によってですね、ご家族の不安ということもありますし、そういうものに対する対応とかですね、そういうものも現在保健師の方もかかわっているところがございますので、当然今後につきましても保健師の役割は大きいものだというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回の改正ではですね、先ほどおっしゃいました予防給付の限度額引き

下げが懸念されておりまして、その上多くの高齢者が来年1月から増税の対象になります。地方財政の厳しい中で、自治体の裁量権が増えるということは、その分責任が重くなるということでもあると思います。私が今回申し上げましたのは、表面に出るほんの一部にすぎませんけれども、これから担当課の事務作業などは倍増すると思います。新たに自治体の責務となります地域密着型サービスに対する指導を含めまして、現在の職員数で対応されるのは本当に大変だと思います。しかし、法律の改正後、その経過を見ている間も高齢者の方々の生活は継続しており、仮に法律に不備があった場合でも、直ちに対応できる体制を考えて市民生活を守るのが自治体の役割です。生活者の立場に立って、市民の立場に立って、今後に対応していただきますようお願いいたします。

1 項目めは以上です。

2 項目め、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2 項目めについてご回答申し上げます。

日本語教室「ことだまの会」につきましては、国際化の進展に伴いまして、外国人居住者が増加していく中であって、日常生活に必要な日本語の上達を援助することを目的に、ボランティアによる自主運営を基本として、平成11年6月に設置をされております。現在も指導者の皆さんの熱意もありまして、常時20人から30人程度を受講生の皆さんが日本語の習得や交友関係を広げる場として活発に活動されておりまして、福岡県内でも市レベルでは先駆的な取り組みとして注目をされております。

市といたしましても、外国人の方が地域住民として生活していく上で、日本語を習得して最低限必要な知識やルールを身につけてもらう必要があることから、平成12年度から3年間、国際交流協会の運営補助金に加算をするという形で年間30万円の補助を行ってまいりました。その後、平成15年度からは、国際交流協会の委託事業という形をとりまして、現在に至っております。今後とも、ボランティアによる自主運営を基本とするこの「ことだまの会」の皆さんの努力と熱意に賛同しながら、大変厳しい財政状況ではございますけれども、引き続き予算の範囲内でできる限りの援助をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） 今、部長のご説明、ご答弁にありましたその「ことだまの会」の活動につきまして、ちょっと補足的にご紹介をさせていただきますと、平成16年度、「ことだまの会」は国際交流協会から年間25万円の補助金を受けまして、毎週1回、毎回約3時間日本語教室を開催されています。生徒数は約30名で、15か国の方がいらっしゃるそうです。民間団体ですね、外国語を教えている教室はありますけれども、日本語を教えている教室というのはほとんどないのが現状で、したがって数少ない日本語教室は授業料が60万円から80万円と非常に高価であり、経済的にゆとりのない外国人は日本語を学ぶ場所がありません。現在、市内の

小・中学校にも外国の子どもたちが通学をしております。これからその数はさらに増えることが予想されますが、親が日本語ができないとなると、子どもたちの学校生活にも影響を与えることが懸念されます。「ことだまの会」では、日本語を教えている、13名いらっしゃるんですが、方々は授業はボランティアで行い、生徒も月額1,000円ずつ支払っています。25万円の補助金は教材だけで既に不足しておりまして、会員の個人の持ち出しによってこの会が維持されていると言っても過言ではありません。賛助金を募ったり、毎月入場料を取って外国の方と一つのテーマでディスカッションを行うなど努力をされまして、昨年までは同じ補助金額で週に2回実施されていましたが、生徒数の増加もありまして、余りにも個人の持ち出しが多かったため、今年はとうとう回数を減らさなければならなくなりました。実際にこちら統計にもありますが、平成14年度から平成16年度にかけて、太宰府市内の外国人の登録人口は約20名増加しておりまして、現在255名ということになってますが、これから市内在住の外国の方の人口が増加することが予想される中、市としては日本語教室の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほどご答弁申し上げましたように、こういう外国人の方のいわゆる条件整備といいたいまいしょうか、最低でも日本語を習得していただいて、地域の生活、社会に密着しながら生活を送っていただくということは非常に重要なことだというふうに認識しております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この「ことだまの会」では、皆様ご存じだと思いますけれども、市役所の中におきましてもですね、翻訳などで必要とされた場合にボランティアでお手伝いをされておられます。人間関係によっては、業務もボランティアで依頼される場合もあるでしょうし、それは理解できますけれども、少なくとも市の職員以外に無償で業務を依頼された場合ですね、その趣旨や労働条件などについて不満を持たれないようにはっきりと説明をし、了解を得た上で、さらに誠意のある対応をしなければ、誤解を生じる可能性があります。実際に私はそういう不満の声を最近聞くことが増えております。

また、この「ことだまの会」のほかの活動を紹介しますと、教室に参加されているかどうかにかかわらずですね、依頼があれば、外国語の理解できる医療機関の紹介、通訳を含めた付き添い、ごみの出し方、役所や学校の手続の仕方など、生活面で欠かせない指導をはじめといたしまして、家庭内での暴力や人権問題、日本における子育ての悩みなどの相談もすべてボランティアで行っておられます。市役所の中にはですね、各課について外国語で表示もありませんから、外国の方にとってどこに行ってもいいかもわからないのが今の市役所の現状だと思います。本来そういった生活指導やですね、そういった人権問題などの様々な相談やお手伝いは、行政が主体となって行すべきだと考えますし、実際に春日市や大野城市では市が主体となって行っていますけれども、太宰府市ではどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この日本語教室に限らず、やはり市としてはいろんな各種団体、グループが活動されております。今年の7月現在におきましても、市が確認といいますが、市の方に登録をしていただいている、いわゆるボランティア団体という形の活動団体としても89団体を確認いたしております。その中にはご承知のとおり、青少年問題の関係とか高齢者の関係、いろんな場面で活動されております。しかしながら、あくまでボランティア活動という一つの趣旨からしてですね、この89団体の方すべてに補助金を支給してるというのはほとんどございません。しかも、市内にはそのほかにいわゆる住民団体、個人等で活動されてる団体もこれ100団体近くありまして、例年やはり財政状況からその補助金、団体に対する補助金を減額するというような形の中でも非常に苦慮してる部分がございます。渡邊議員がおっしゃいますこの「ことだまの会」の活動に対する市の体制といいますが、市としてやるべきことじゃないかということとはよく理解できますけども、いろんな中身について検討した結果で、今後の一つの課題でもあるというふうには思いますけども、現時点でこの「ことだまの会」が活動されてる部分を一気に市が、行政が担うという判断については、いましばらく検討の時間が必要であろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今部長がおっしゃいましたようにですね、確かに全部をいきなりですね、市が自主的に行うということは私も無理だと思います。その結果、大部分を「ことだまの会」に私は委託をしているような形になっていると思います。特にですね、先ほどおっしゃいました日本語教室も必要だとおっしゃいましたし、またごみの出し方ですとか、行政的な指導ですね、あるいは戸籍の入れ方とか、そういった部分もすべてその「ことだまの会」に依存をしておられるというのが現状だとすればですね、少なくとも太宰府市に居住されている外国人の生活指導や手続や人権に関する相談、こういったことは本来行政が主体となって行うべき業務ですから、市が直接「ことだまの会」に委託すべきではないかと私は考えます。各団体への補助金は、現在削減される傾向にありまして、市から補助金をもらっている外郭団体の国際交流協会の判断が、本来市が主体となって行う事業をボランティアで実施している「ことだまの会」に影響を及ぼす可能性はないのでしょうか。国際交流協会の事業の主目的がですね、ほかのものであれば、なおさらのことだと私は思います。行政の役割でもあります事業について、市から直接補助は行うことはできないのでしょうか。

またですね、以前より担当課にはお願いをしているんですけども、利用者の多い市役所のカウンターに、厚紙で結構ですから、中国語、ハングル語、英語で表示を置くことはできないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在、補助をしております国際交流協会、こちらの方に今現在がこの日本語教室「ことだまの会」が一緒になって活動されているということをお先ほど申し上げま

した。つまり国際交流の一つの事業として、この「ことだまの会」が活動されている、いわゆる国際ボランティア事業という事業項目の中で、この団体に対する委託料を支給されてあります。国際交流協会についても、毎年議会の方に収支決算書が報告されておりますけども、例えば平成16年度の収支決算報告書を見ますと、全体で約700万円、それからいろんな各種事業の支出を合計しますと360万円ほどで、いわゆる次期繰り越し、平成17年度に繰り越された決算額が300万円ぐらいあるわけですね。だから、この中で、ひとつ国際交流の中でこの「ことだまの会」の位置づけ、活動内容を精査され、例えばその事業費を増額されとか、そういう内容の精査をされた中で、よりよい活動がされるような検討も一つの方法かなというふうに思います。当然国際交流協会については、毎年いろんな事業をされております。同じ趣旨、目的を持つ活動の一つとして、そういう中で十分検討していただければ、市内に住んでおられます外国人の方も、非常に効果といいでしょうか、一つの成果があるのではないかというふうに思います。

それからいま一つ、役所の中、いわゆる公共施設を含めた中で、そういう外国語等による案内の設置なんですけども、これは非常にやはり大切なことだというふうに思います。できる限り早い時期にそういう案内板を含めて、外国人の方が利用しやすいような方策をしていく必要があるというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどおっしゃいましたように、国際交流協会と「ことだまの会」がですね、一緒に共同で例えば国際交流の推進に関する事業を行うということについて、私も大いに賛同いたしますけれども、本来ですね、補助金を受けている団体という意味から考えますと、補助金を受けている団体が、さらに業務を委託するということとはですね、非常に補助金の性質からすると、私はおかしいと思いますし、現実にほかの自治体におきましても、その判断は非常におかしいというふうに多くの方から聞きますけど、その部分はどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 冒頭にご回答申し上げましたように、当初は「ことだまの会」独自で活動されていましてから、いわゆる市の、国際交流は確かにありましたけども、直接補助をしているような方策、方法でやっておりました。しかし、そういう流れの中で、国際交流と同じ趣旨、目的を同じにするということから、国際交流協会の事業として一緒にやりましょうという流れで今日に至っているというふうに判断をいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 部長、そのようにおっしゃいましたけども、少なくとも「ことだまの会」の方ではですね、そういった流れについて明らかに明確に理解はしておられないと思います。いつの間にか補助を下さっているところが、いつの間にか市から国際交流協会に移動、移っていたと。自分たちが知らない間に、市からの直接の補助ではなく、国際交流協会からの補助になっていたというふうに解釈をされておられます。先ほども申し上げましたけれども、国

際交流協会の事業は、非常にそれはそれで大切な事業だと私も思います。しかし、先ほど申し上げましたように、本来は市がやらなきゃいけないことを「ことだまの会」がこれは行っていることですから、その部分については直接の補助はできないのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 同じような回答で非常に申しわけないんですけども、先ほど申しましたボランティア、市内にボランティア団体が90近くあると申し上げました。しかし、このボランティアのそれぞれの団体の中でもですね、当然市がしなければならないいろんな活動、たくさんございます。一つの事例で先ほど申し上げましたけども、いわゆる防犯、それから防災の関係でも、例えば青少年、子ども会の育成にしても、本来であれば市が社会教育事業としてきちっと指導しなきゃならないだろうというふうに思います。しかしながら、そういうふうで各地域で、自ら進んでボランティアで子ども会の役員さんになっていただいたりされております。そういうふうな視点で見ますと、この「ことだまの会」だけを直接市が負担すると、補助を出すというのはいかがなものかというふうな判断をしています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。なかなか難しいかと思います。しかし、先ほど申し上げました補助金制度ということですね、もう一度行政の方でも補助金を出している団体が、さらに別の団体に業務を委託するということについてはですね、きちんと初めから精査をして考えていただきたいと思います。

今、「ことだまの会」を例に申し上げましたけれども、市財政から見れば、本当にわずかなお金と言っていいと思います、この25万円のお金ですけども、この「ことだまの会」だけではなくて、予算編成の際に前例踏襲ではなく、一つ一つの団体の活動を丁寧に検証されまして、形では示しにくい部分もありますけども、その補助金交付先の団体などの業務内容、性格、目的などから、それぞれの補助金の効果がどのようにあらわれているかを判断し、それに応じた補助金の決定を行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の内容につきましては、1番、JR太宰府駅（仮称）の現状及び見通しと人口増対策について。2番目は、消防団についてであります。

最初のJR太宰府駅（仮称）の現状及び見通しと人口対策につきましては、大半は先ほど橋本議員が質問をされまして、その回答を得ることができております。この点に関しましては、後から自席にて詳細については再質問をですね、させていただきたいというふうに考えており

ます。

その3番目の人口増対策につきましては、このJR太宰府駅ができるのとできないのでは、また計画が明らかになるのがいつの時点になるかによって、人口の増につながるかつながらないか、大変重要な問題だと、私は考えております。今財政再建が叫ばれる中、今太宰府にとって人口増、これは一つの財政再建の大きなポイントであろうというふうにも考えておりますので、その考えについて市長の考えをお聞かせいただきたい、そのように思っています。

2番目の消防団につきましては、今年、たしか先月国分で火事があった折にも、昨年よりももう同数の火事が起きている。また、今報道関係につきましても、いついかなる災害が起きるかもわからない。そういったときに、消防団の方の声を聞きますと、もう新たに若い方で、また新興住宅地から消防団に入る方がほとんどいない。将来的にこの太宰府において消防団の組織がどうなるのか、非常に不安を持ってある。そういった面から、私は日ごろより消防署員の方はもちろん、この消防団の方々の活躍には敬意を表しておりますけれども、その点について、今後太宰府市として市民の財産と生命を守る、そういう観点からも、この消防団は非常に重要だと私は考えますので、市の施策として今後どうされようとしているのか、その計画がございましたら、お聞かせいただきたい、そのように思って質問させていただきました。

あと詳細につきましては、自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長へのご回答をということでしたけども、まず私の方からご回答をさせていただきますと思います。通告にありました、仮称ですけども、JR太宰府駅の問題については後でということでございますので、まず先に人口増加策についてご回答を申し上げます。

現在調整区域でございます佐野東地区を組合施行による土地区画整理事業などの手法によりまして、新市街地を形成することが大変重要な政策課題であるというふうに考えております。現段階におきましては、ご承知のとおり、県の河川改修工事と一体となって整備を進めております通古賀都市再生整備計画におけます道路等の事業、また同事業区域内における組合施行の土地区画整理事業などによりまして、市街地整備を促進し、良好な住宅地を形成することによる人口増加策に現在全力を挙げて取り組んでおります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本市の消防団の現状については、現在太宰府市で……。

議長（村山弘行議員） 総務部長、ちょっと件名ごとでしょう、答弁は。件名。

（17番福廣和美議員「議長に任せます」と呼ぶ）

件名ということで。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） じゃあ、JRの方から先にお伺いします。

昨年の9月に、この件については一般質問をさせていただきました。先ほどの橋本議員への回答によると、何か、これは私だけの感じかも知れませんが、もうしないんじゃないかというですね、何かできそうにないと。回答が一般質問するたびに後退をしてきているというふうにしかならない感じを受けております。率直に申し上げます。当初の話に戻しますと、これはもう何遍も言ってこられましたけども、別にこれ議会から今回は話が出たわけではなくて、皆さんの方から待避線をつくるのにということで出てきた話であります。それで、国立博物館開館までという話が、なぜ今になっても財政問題以外にも問題があって、計画すら何もなくて、地元との交渉もうまくいってなくてですね、財政のあの災害のせいだけになってしまっているのかというのが、非常に私どもにはですね、市民にも約束もしました。そういう観点から残念であります。一つ一つまたお伺いしますけども、昨年の9月の一般質問の中で石橋部長からの回答で、建設に当たりましては、国土交通省の都市再生整備計画に織り込みながら、本年度中、平成16年度ですね、に財政計画と照らしながら、整備方針を明らかにし、近い将来のまちづくりへの道筋をつけて、周辺の佐野東地区の快適な居住空間の創造とあわせて総合的に事業を推進し、魅力あふれる都市空間づくりに力を尽くしてまいる所存でありますという回答がございました。この都市再生整備計画の件は、まず1点目としてどうなったのか。全くこれが進んでいないのか、国が受け付けようとしらないのか、そこらあたりの事情についてお答えください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 通古賀都市再生整備計画というのは、先ほど1答目でご回答申し上げましたが、これはいわゆる通古賀地区で今組合施行で立ち上げをされております、施行を計画されております部分の事業でございます、この中にいわゆる市として幹線道路とか、そういうものを協議しながら、市としてどれだけの支援ができるかというのを今現在協議をしているということで、この事業そのものに国土交通省なりの、いわゆるまちづくり交付金というのが該当いたしますので、今その協議を進めているという段階でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、ですから、それは平成16年度中に大体明らかになるはずじゃなかったんですか。今、それがどこまで話が進んでいるかということですよ。初日の片井議員の質問にはですね、全く進捗してないというお答えじゃなかったんですか。そうじゃなかったんですか。何にも進んでませんという答えでしたよ、片井議員の質問には。ということは、それ進んでないんでしょう。だから、それを明らかにしてくださいよ、我々は期待しているんですから。その答えのときにですね、それがあれば、自主財源は15%で済みますという回答だったでしょうが。それならできるのかなという我々は希望を持つんですよ。ですから、一般質問のときだけのね、この会場だけの質問とか回答に終わらせてほしくないんですよ。もうちょっと責任を持ってね、回答してもらわんと。もうこの件で忘れてほしくないのは、国博までに開通しますと言ったのは皆さん方ですよ。我々は無理なところをそれまでにやんなさいと言ったん

じゃないんです。皆さん方がそれまでにやりますということを書いたんですから。それにもかかわらず、いまだ、今の時点でいつまでにできるというのがですね、わからないというのは非常に疑問があるんです。そうすれば、重要課題が幾つもあるって、それが一つ一つ解決していかないかんというのはよくわかります。しかし、時がたつ、歴史がたてば、2年後、3年後にはまだまだいっぱい出てくる可能性だってあるんですよ。まだJRよりもやらないかん、災害がいつ起きるかもわからない、そういうことがあったらできないのかということになるんですよ。余り言うと、また一つ一つ回答ももらえんから、先ほどの回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 昨日ご回答いたしました件につきましては、JR太宰府駅の進捗状況についてご答弁を申し上げます。今さっき福廣議員さんがご質問されたのは、都市再生整備計画という大きな枠の中での進捗というふうな部分であったかと思われましたので、そういうご回答を差し上げました。JR太宰府駅の進捗状況につきましては、昨日、あるいは先ほどの橋本議員さんにお答えをいたしましたとおり、現段階では具体的なですね、報告できるような進展はございません。これはもう率直な話ですけども、ただ昨年9月に一般質問でご回答しました内容から以降に、今年の3月の議会で、これは全員協議会でしたけども、現在策定しておりますJR太宰府駅を含めた周辺の基本構想というものの概要を説明したかというふうに思います。この中でも明らかにしていますとおり、おおむね駅舎のイメージはこうですというふうなことは報告をいたしました。しかしながら、去年も申し上げましたように、平成15年の大災害によりまして、事業費だけでも三十数億円かかっております。そのうち市の一般財源からの持ち出しとしても10億円を超えるような突発的な災害事業が出てきました関係で、この太宰府駅の構想、進捗あるいは計画について若干の遅れがあるという報告はしたかというふうに思います。それで、福廣議員さんがおっしゃいますように、決してこの太宰府駅の設置についてないがしろにしてるといふわけでは決してございません。当然この西地区の整備につきましては、先ほども申し上げましたけども、この西部地区の一つの事業の進捗につきましては、市の最重要課題の一つということは今でも変わっておりません。近いうちにこの財政計画がはっきりし次第、その年次計画を明確にして、議会の方にも報告をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） いや、それでちょっと話がこうかみ合わんかもわかりませんが、さっき私が言っているその都市再生整備計画というのは、都市再生整備計画、国土交通省ですけども、この事業にのれば、まちづくり交付金として交付金が事業費の40%来ますと。それで10億円、10億円というと、JR太宰府駅の建設資金ですね、10億円。といたしましたら、4億円は交付金で来て、残りの75%が起債、一般財源が15%ということになりますと。ということ、私は別にすべてこれJR太宰府駅について聞いたときに、この都市再生整備計画というのは出されたんですよ。私からこれ、何も都市再生整備計画がどうのこうの云々言ったわけでも何でもない。これ石橋部長が言われたんですよ。これを今、これは9月ですから、それから国との

交渉事になってると思うんですよ。だから、これがどうなったのか。これそのままもう何も進んでないのかどうかというのを伺っているわけですよ。交渉したけども、だめだったのか。これはＪＲ、私はＪＲ太宰府駅についてしか聞いてないんですから。さっきの人口増の問題とは別個ですよ、これは。と思うんだけどな。いかがでございましょうか。余り大きい声出すと、またしかられますから。

(「しかりやあせん」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 暫時休憩します。

休憩 午後２時00分

~~~~~

再開 午後２時01分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長(松田幸夫) 都市再生整備計画と申しますのは、ＪＲ太宰府駅周辺、つまり、これは概算ですけども、おおむね、これ筑紫野市も入りますが約7ha、それから今現在進めてあります通古賀地域、この区画整理事業も約7.3ha、あるいは一部吉松東も入りますが、そうしたあの西部地区の広大な面積十何haございまして、その中を総合的に言いますと、都市再生整備計画というふうな構想で事業を進めているわけです。その中の一部としてＪＲの太宰府駅を建設した場合には、確かに国土交通省のまちづくり交付金の対象になるであろうということで、もし仮にこの交付金の対象になれば、4億円が交付金で参りましょう。あるいは残った75%が起債で対象になりましょうというふうな、いわゆるまだ概算、構想の段階での試算を報告したという内容になります。

議長(村山弘行議員) 17番福廣和美議員。

17番(福廣和美議員) 概算で報告したと言うけども、これ、国土交通省と何もそれ、ということは何もないということ、最初から、今まで。そんなばかなことをさ、一般質問で答えたらいかんですよ。何かこう人をだますようなね、回答しちやいかんですよ。正直にいきましょよ、正直に。もうちょっとね、誠意ある、回答のときは誠意あると思うんですよ、いつも。後からになると、何かばかにされたような回答ばっかしでね、実現性がないというか、そんな感じを受けるケースが多々あるもんですからね、全部とは言いませんが。要は、これはここにいる大半の方が、全員が賛成とは思いませんが、大半の方がやはりこれを早くつくった方がいいという意見だろうというふうに思うんですね、行政の方々も。しかし、いろんな要件があってできんと。財政の問題はよくわかりますよ。だから、私は1つ言いたいのはね、いついつまでにつくりましょよということが決まらなければ、財政計画だつてできないでしょう。年次計画も立ちませんよ。そら5年後につくるんですか。先ほど何か話聞いたら、平成17年から平成22年まで第四次行政改革のこれがあって、何かこれまでは、そしたらもう全く計画も何もできんということに何かなるようにならなかつた、先ほどはね、の回答は。ひょっ

としたら、まだ先になるのかもわからんけども。

(「みんなおらん」と呼ぶ者あり)

うん。

(「みんなおらん」と呼ぶ者あり)

そうですね。

(「平成22年というたら、みんなおらのやから」と呼ぶ者あり)

団塊の世代以上ばっかしですからね。だから、その点いかがですかね。市長のいろんな今まで私も何遍も市長の考え方を聞いてきましたので、そらようくわかってます。だから、助役にも話を聞いてきました。ただ、あと残るのは、いつやるんですかと。さっきの人口増の問題も、なかなかもう今現状として伸びない。この前、都府楼の団地の横にできたマンションだって、やはり1つはあそこにJR太宰府駅ができますよという宣伝しよったでしょう、最初テレビでも、長嶋の息子が。途中からせんようになったでしょうが、あの太宰府駅というのは、言えなくなったんですよ。それだけでもね、あそこにJRを利用しようとする人が張りつく張りつかないという問題は、我々が言わなくてわかってあると思うんですね。だから、通古賀の件と土地区画整理の問題といろいろあると思いますけども、あそこの地権者だって将来どうなるかわからなければ、非常に迷うんじゃないですかね。そこらあたりは何か話はできてるんですか。

(「ちょっと休憩せな。そして打ち合わせしたら」「休憩」と呼ぶ者あり)

じゃあ議長、休憩を要求します。

議長(村山弘行議員) ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時06分

~~~~~

再開 午後2時20分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長(松田幸夫) 先ほどの質問の中に地元説明会等はどうなったかということですけども、地元説明会、いわゆる地権者説明会につきましては、平成14年9月に2回ほど説明会を開催しております。そのときも当然この構想自体がかなり大きなプロジェクトでございましたので、何年というふうないわゆる詳しい年次計画については、そこまでは説明はいたしておりません。先ほど申しましたように、この佐野東地区のいわゆる区画整理事業と申しますのは、ただ駅周辺の7haだけではなくて、やはり今現在行っております通古賀の組合施行の区画整理事業とか含めて、あの周辺一帯を一つのまちづくりという観点から計画をきちっと今後進めていく必要があるということから、現時点においてもそうした年次計画、完成年度がまだまだはっきりした形では発表できないという状況でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 何を質問していいかわからんようになってしまったじゃないですか。

しかし、そのまちづくりという観点からしたらね、どうも何かまだ皆さんからいいように操られているような気がしてならんのやけども、これで太宰府はいいんですかね、しかし。

（「あきらめとらせんね。さっきの元気はどこ行ったん」と呼ぶ者あり）

いや、何かこっちはおらんごとになるっちゃんないかと思うてから。いや、本当に今先ほどの選挙じゃないけども、地方の時代と言われながら、小さな政府とか地方というね、地域という言葉がしきりに今回選挙を通った方々の口から出てましたけどね、私もそう思うんですよ。地方がしっかりせないかん。そのときに、この駅舎をつくるのにいろんな問題が山積をしてくて、その全体をよくしていこうという考え方は賛成ですよ。それまで……。もう一つちょっと言いたいことがありましたから、言いますけどね、言いたいこと、文句じゃないんですよ。この前の一般質問した折に市長は、太宰府駅の新設については、将来のまちづくりにぜひ必要であると。また、西部地区のまちづくりの中の拠点として、いわゆる玄関口が必要であると。それははっきりしていますので、それに伴う周辺整備、もちろん財源措置、そして都市圏の中に占めるあの太宰府駅の位置づけ、交通体系の位置づけ等々、十分考えながらやっていくべきであるから、そのときね、改選の問題云々から、財政計画について平成17年度開館までにはできないということをこのときお話しになられた。今後とも、国の財政的な協議はもちろんです。JR、そして地元の佐野土地区画整理地域の皆さんとともども鋭意協議をしながら、できるだけ速く進むように努力してまいりたいと思っておりますという回答だったわけですね。その中に、西部地区のまちづくりの中の拠点と、このJR太宰府駅を位置づけておられるわけですね。ということは、この駅ができるまでは、太宰府のこの西部地区のまちづくりの拠点は無いんですよということになるんですね。ということは、拠点が無いということは、西部地区のまちづくりはできませんよと、しませんよということにつながるのではないかとというふうに私は解釈をするわけですよ。いや、そうじゃないって、市長言われるかわからんけど、市長が言ったことを私が解釈をすると、そういうふうにかうとらえてしまう。これは仕方ないと思えますよ。そう言われたんだから。しかし、これができない。私も、市長の考えと全く同じ考えですよ。そうだと思う、交通の問題にしても、人口増にしても。今、あの長浜・太宰府線ですか、あれがあれだけ発展をしてきた。やはり1つはあそこに駅ができるというですね、ことが大きな要因だったろうと。それだけじゃないかもわかりませんが、あると思っているわけですね。

もう一点は、初日の片井議員の質問の中に、看護学校跡地の問題が出されました。財源がないときに災害があったから、一番最初の理由はこれが遅れますよという話だったのが、私はもう何遍も言ってますけど、あその土地はこの財政が厳しい中で買う必要がないんじゃないか

と。買う必要じゃなくて、買う必要という、必要という言葉は抜きにして、今買うべきじゃないんじゃないかというですね、必要性はあっても買うときじゃないという意見を今までも皆さんの前で言ってまいりましたけども、民間にやってもらった方が大いに役に立つような気がいたしておりますけども。

最初に、今回の中でお聞きをしようと思ったのは、その財源の件を聞こうと思いましたが、財源はもう余り今関係ないみたいな感じなので、そういうことですね。財源の問題が今解決してもできんということですね。それだけちょっとお答えいただけますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まずは、やはり財源の問題が大きいのしかかるわけですけども、そのほか先ほど説明いたしました、あの駅周辺一体となったまちづくりの構想というのをきちっと整理し、またそういう組合でありますとか、民間ですとか、動きを含めて立ち上げが必要であると。そのために多少の時間がかかるだろうということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 部長は、さっきからそれを力説されている。それはわかるんですよ。だから、財源の問題じゃないでしょうと。財源の問題もあっても、財源の問題がもし解決しても、今言ったことが解決しないとできないんでしょう。じゃあ、何か私はおかしいことを言えますか。だれも首を縦に振ってくれんけん。何か私、おかしいことを言えますかね。そういうことでしょう。今政府がまかり間違ってますよ、10億円、20億円、はい、太宰府市さん使ってくださいと言っても、それでも駅舎はできないでしょう。

いや、違う、違うんですかね。そういうふうにとらえたけど。私のとらえ方が違うなら、ちょっと反論してください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まずは財源の問題でございます。財源がきちっと確保できれば、この計画は進むという判断をしております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それ以上言いたくないわけですね。何かこうおかしいな。実に皆さんを困らせようとか、そういう思いで一般質問しようわけじゃありませんので、私はただただこのJR太宰府駅を一日も早くつくるべきだと。たしか僕は10年ぐらい前から言ってるんじゃないかと思うんですが、それがやっとなんかできるという約束をね、市長がしていただいて非常に喜んだ末、どん底に落とされたもんですから。

（「できん」と呼ぶ者あり）

いや、できんと言うし、いつできるかわからんということはどうなんだろうも、僕の気持ちの中ではですよ。せっかくできると。今までつくりましょうや、つくりましょうやって言ってきたけども、いやそら区画整理が進まんとできませんよと言われて続けてきながら、やっとなんか少しで区画整理が進むというところに、回避線の問題が出てきて、いやつくりましょうと。そ

れも国博オープンまでに何とかしましょうという英断をね、市長がしていただいたと。もう大変喜びましたよ。もう勇んで市民にも報告した。いろんな人にも報告をさせてもらった。そのわずかの時間の中でね、何かできそうにないなと。いつの間にか消え去るんじゃないかというね。

だから、もう一つ聞こうと思ったのは、橋本さんじゃないけども、その災害の問題と財源の問題のほかに何かありませんかと。で、通古賀の問題が出てきた。それだけですかと、もうほかにはないんですかということも聞きたいんです、本当はね。何かほかにもありそうな気がしてくるわけですよ。何か太宰府の中に、これに対する反対勢力がね、我々の目には、耳にも聞こえてこないけども、どっかであるんじゃないかと、つくるなという声ですね、執行部の皆さんにしか聞こえない声があるのではないかという疑いさえね、もうこれ疑いじゃないかもわからんけど。ですから、私は将来観光の問題、人口の問題、財政の問題を考えたときに、駅舎だけでも太宰府につくるべきであると。それがすぐできなければ、この問題を早期に、市長が言われるように、早期に実現できるように努力をしてもらう。その早期というのは、やはり5年。10年を超えると、もう早期とは言いませんからね。そういう形に思っております。

まだ、看護学校の問題は、今日また議論すると、時間が全くなくなるんで……

(「あるある」と呼ぶ者あり)

もう……

(「28分もあるけん、ゆっくりやんない」と呼ぶ者あり)

バトンタッチしたいようなあれですけど。

(「消防団」と呼ぶ者あり)

消防団がまだ。消防団はすぐ終わるんですけど。

(「すぐ終わる。余裕持っていこう」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 答弁はいいですか。

(「もうよかろうもん、これはもう出んのやない」と呼ぶ者あり)

17番(福廣和美議員) いや、できればいただきたいよ、あれば。

議長(村山弘行議員) だれからですか。

17番(福廣和美議員) もう市長か助役、どっちかされませんか、最後に。

議長(村山弘行議員) 市長。

市長(佐藤善郎) JR太宰府駅の建設の問題につきましては、本会議につきましても、たびたびのご質問にお答えしたわけでございます。ただいま福廣議員から申されました先回の本会議場におきます私の答弁、いささかも変わっておりません。その方針で私はいっておると思えます。ただ、駅舎をつくる問題につきましては、改選のときにこれがチャンスという一つの大きな私の見通しというよりも、駅舎をつくる一つのめどとして大きく取り上げたのはもちろんでございますが、今申しましたように、財源の問題を含めますというより、太宰府の西の玄関口とした周辺の区画整理等々含めた新しいまちづくりを進めていかなくちゃならない。だから、

駅舎だけの設置の問題でいいのかという一つの大きな課題もございます。と同時に、西の玄関口太宰府駅が遅れるということは、西地区に拠点がないのかと。決してそうではございません。福岡都市圏の中の太宰府の占める位置を見ていただきますと、大野城あるいは春日、周辺の整備と同時に西鉄の高架事業等もありますし、西の玄関口とする周辺の史跡整備を含めた大きな歴史遺産がございます。西の玄関口として、この太宰府駅の設置は、私は大きな太宰府の期待と同時に、ぜひ進めていくべき課題だと思っております。今後とも、一日も早くできるような形でJRを含めましての交渉等があるわけでございます。建設、いわゆるまちづくり建設につきましても、国の財政措置等が考えられないか等々含めまして、最大限の努力をしてみたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 議会の方もですね、特別委員会をつくってもう久しくなります。この問題については非常に関心があり、やはり一日も早くつくるべきだという意見が多いというふうに私も思っています。ですから、随時この全体的なことをですね、議会とぜひ相談をされながらやってほしい。一日も早く実現するように、太宰府市発展のためにですね、私は必ずこれが役に立つというふうに思いますし、先ほどの人口の問題についても、あの地域にやはり高層マンションなり、そういった人口の張りつきをですね、考えていく必要が、これは異論があっても仕方ありませんが、私はそういうふうに思います。あの地区をどういう形で人口増と結びつけていくのかですね、非常に関心もありますので、ぜひそういった意味で、今後議会とも相談しながら、ぜひ進めていっていただきたいというふうに要望をいたしておきます。この問題は、またほかの議員さんにお任せします。

引き続き、消防団についてお答えをお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） お答えいたします。

本市消防団の現状につきましては、現在3分団で構成いたしておりまして、消防団員数は条例定数が250人でございます。実数が247人と現在なっております。消防団員はほかに職業を持ちながら、日常の団活動を続けておられまして、特に一昨年の7・19豪雨災害については、その復旧に職場を離れて数日間にわたり精力的に活動され、市民の方々から多くの感謝の言葉をいただきました。改めて消防団の必要性を再確認したときでもありました。この場をかりまして、消防団員の皆さんに感謝の気持ちを伝えたいと思います。

さて、自然災害や人的災害が頻発する状況の中で、消防団員の体制づくりという部分でございますけども、全国的に入団者が減少傾向にあり、団員の確保が大きな課題となっております。本市におきましても、若年層の減少、あるいは高齢化、就労形態による団員の確保に苦慮しているところでございます。現在のところ、何とか定数を確保しながら行っておりますが、さらに消防団活動を充実させるとともに、災害時の初期活動を行う地域の自主防災組織の育成にも力を入れまして、全体的に消防活動に力を入れていきたいというふうに考えております。

なお、消防団の募集につきましては、具体的な一つの方法といたしまして、平成14年度から女性の消防団の採用を始めました。現在14名の加入がございまして、消防団の団員の確保に寄与しているところでございます。なお、全体的に減少傾向にあることから、日本消防協会におきましては、各事業所を対象に入団者の推進を図られてございまして、本市においても広報やポスター掲示等により、広く募集を行っているところでございます。今後とも、そういう努力をしながら、団員数の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ぜひそういった形で努力をしていただきたいというふうに思いますが、今事業所との関係が出ましたし、今この247名の中にですね、太宰府市外に勤めておられるサラリーマンの方はどれくらいおられるかわかりますか。難しい。概略でも結構ですけど、パーセンテージでも。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 事業所でといいますと、多いのはやはり太宰府市役所職員、それから2番目は農協、それから天満宮というところでございまして、ほとんど地元の方が多うございますが、市役所の場合はそうですね、10名前後くらいはよそからお見えになっています。遠いのは、この前夜警をしまして見てましたら、久留米から来てるのがございまして、5時からどうして帰るのって私言ったことがあります。それではもうお泊まりですというようなお話をしましたけども、やはりそういう団員の方もいらっしゃるようでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そしたら、いわゆる太宰府の市役所に勤めてある方、それから今言われた天満宮、それと農協ですかね、JA、これで大体8割くらいいいんですか。

（総務部長平島鉄信「大体6割」と呼ぶ）

6割。というのは、別にその色分けでね、どうのこうのという気持ちはないんですが、いわゆるサラリーマンの方で、今の3つを除いたサラリーマンですよ、の方で消防団として活躍をしていただいている方々、先回の災害の折には、たしか連休が挟まっております、会社を休むというですね、ことが割かし日数からすれば短かったような気もいたしますけども、普通の日はこの前の災害が起きておれば、三、四日は間違いなくそれに従事しなければいけないというような状況がですね、あったように思われます。そういったときの事業所との市との何か話とかですね、そういったことはあるんですかないんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、JAと市役所、天満宮、合わせて82名の団員が今います。定数が250人で247人の実数でございますので、165人程度くらいが一般の方の、一般の方と言いましたらあれですが、それ以外の団員でございます。理解があるといたしますと、やはり身近なJAとか、先ほど言いました天満宮等でございます。そこについては以前からこの消防活動について地元への貢献という形でお話をしまして、毎年毎年行く必要もな

く、気持ちよく団員を出していただけるというところでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今後、やはり市民の生命と財産をですね、この方々に守っていただけるという、やはり安心感が、この方々がいるおかげであると思うんですね。ですから、災害はない方がもちろんいいわけで、火事もそうですね、やはりこういった方々がいるというだけでもですね、随分やっぱり安心。大雨になりそうになるときには、事前に回っていただける、また危険な箇所も消防署の方と一緒に手当てをしていただけるというんですね、非常にありがたい存在でございますので、ただしやはり今後少子化の時代を迎えるに当たって、どんどん団員の方も減ってくる可能性はあるわけですね。人口は増えるけども、若い方がやっぱり減っていく。そういった場合に、今後どうしていくのかをぜひ消防団の皆さんとの中でですね、協議をしていただきたいというふうに思いますし、将来的に一遍退職された消防団の方々に、もう一度違う意味で消防団と同じ仕事をするのではなくて、補助的な面でもですね、お手伝いをいただけるかどうか、そういったもんもやはり考える必要性はあるのではないかとこのように思います。ただ、これは今の消防団の方々がどういうお考えであるかですね、そういったことも十分話の中で意見を聞きながら、ぜひ将来の太宰府市を守るためにもですね、この消防団の存続をですね、ぜひお願いしたいというふうに思いましたので、今回質問させていただきましたので、よろしく対処していただきますように要望して、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、ごみ問題について質問いたします。

私たちの家庭からのごみの処理は、地方自治法第2条3項で自治体の固有事務と位置づけられています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略して廃掃法でも、一般廃棄物は自治体の責任と位置づけられ、計画策定が義務づけられています。本年3月に新たに策定された太宰府市一般廃棄物処理基本計画には、ごみ処理の課題やごみ減量等目標値、目標を達成するための取り組み等が盛り込まれていますが、取り組みの内容としてはこれまでと変わりがなく、ごみの排出量を抑制する対策はなかなか実効性ある決め手がないまま、年々ごみの排出量は増えているのが実情です。平成22年度までに1人1日当たりの排出量を9%削減する、リサイクル率24%以上を達成させるという目標値をクリアするためには、新たな施策を考え実行しなければ、達成は難しいと思いますが、具体策はあるのか、お尋ねします。

次に、広域の問題点と今後の見通しについて伺います。

太宰府市は、昭和54年に大野城市と大野城太宰府環境施設組合を設立し、可燃ごみの中間処理と焼却残渣を処分してきましたが、平成15年度に可燃ごみの中間処理は組合から福岡市の方へと委託されました。福岡市、春日市、大野城市、那珂川町、久山町、太宰府市の4市2町の

広域でゴミ処理を行うようになったわけですが、広域化されたことで住民や各自治体の議会から遠い存在になってしまい、住民の声や要求が届かない、各市町村の意思が反映されず、議会で十分に議論されることがないなどの問題点が出てきているように思われます。もともと国がダイオキシン類削減対策として、ゴミ処理の広域化、焼却炉の大型化を打ち出し、都道府県ごとにごみ処理広域化計画を策定、広域化、大型化を補助金交付の条件にしたことによって、ごみ行政の広域化が加速されました。しかし、国の方針のもとで、これまで分別、資源化に力を入れていた自治体が、広域連合を結成して高性能大型焼却炉を建設したため、ごみが足りないと、住民の意思に反して資源化していたプラスチック類やアルミホイルなどが混合して焼却されるようになったなど、循環型社会形成推進基本法と矛盾するようなことも生まれています。経費削減、事務経費の効率化を理由に広域化が進められていますが、それが住民の立場から見てどうなのかを考えたとき、どう見てもプラスにはならないように思えてなりません。さきの6月議会、近隣自治体と足並みをそろえるといった理由で不燃ごみ処理の利用料が値上げをされました。福岡市や春日市でも、ごみ処理の有料化でごみ袋代金の値上げが実施されるようです。このように、広域化の影響で住民に新たな負担がかぶってきています。本市でも、ごみ袋料金値上げなどの新たな負担増が出てくるのではないかと心配をしているところですが、そういう料金改定の計画があるのかどうかをお伺いします。

以上、再質問につきましては、自席より行います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、ごみの減量化についてお答えいたします。

本市では、昨年度策定しました太宰府市一般廃棄物処理基本計画で、ご指摘のとおり、排出抑制目標及びリサイクル目標などを設定いたしまして、ごみの減量化、リサイクル率の向上に努めてまいることとしております。

排出量の削減に向けましての対策といたしましては、まず家庭においてはごみになるものを買わない。買い物袋を持参する。過剰包装を拒否する。リターナブル瓶を積極的に利用する。生ごみの水切りを行うことや生ごみ処理容器や処理機の利用により、生ごみを減量化する取り組みを求めてまいります。また、事業所内、オフィスでは多くを占める紙ごみをまとめて古紙回収業者に引き渡していただくとか、スーパーや飲食店では業務用の生ごみ処理機の導入や牛乳パック、白色トレイの店頭回収、裸売りの推進、簡易包装の推進、買い物袋持参運動などに積極的に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。リサイクルの観点からは、現在各地域で取り組んでいただいております古紙等の集団回収が最も有効でありますことから、さらなる活動の広がりを期待しております。

なお、リサイクルするには汚れがネックとなりますので、瓶、缶、容器包装物を出すときのゆすぎの励行など、出し方のマナーアップを含めて、市民への協力を求めてまいります。

次に、広域化の問題点と今後の方向性についてでございますが、一般廃棄物処理施設の建設には莫大な費用がかかることと施設運営の効率化などから、広域連携が有効と思われれます。確

かに処理施設が市外になることで運搬コストが上がるとか、直接搬入が遠くなる点がありますが、今日求められております資源循環型社会の構築、地球環境の保全という観点からの課題にも、福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会を通して、共同で取り組みを推進していくことにしておりますので、今後広域連携の成果を上げていけるものと考えております。

なお、ごみ袋代金の値上げは、現時点においては考えておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今ご答弁いただきましたけれども、本市のごみの処理量の状況を見ますと、不燃ごみや粗大ごみは横ばい状況ですが、可燃ごみは少しずつですが、年々増加の傾向にあります。これまで排出抑制の取り組みとして上げられるのが、ごみ処理の有料化、これは平成4年に有料化をされておりますが、その後2年間ぐらいはごみの量が減ってますけれども、その後はまた増えてきております。この数字を見ましても、有料化すればごみが減るといった抑制策では効果がないことがはっきりと数字になってあらわれてると言えます。こうした傾向は、太宰府市だけではなくてですね、ごみを有料化した自治体、全国見ましてもほとんどの自治体で同様の傾向が出ております。負担の公平性ということもよく有料化の理由として言われるんですけども、余計出した人がそれなりの負担を負うのは当たり前だと。こういったことも確かに一理ありますけれども、逆にですね、お金を出しさえすれば、幾らでもごみを出していいんじゃないかと、こういったごみ減量とは矛盾した意識をですね、植えつけてしまうようなことになりはしないでしょうか。それと、根本的に負担の公平性と言うのならば、ごみを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなくて、ごみとなるものをつくっている生産者にごみ処理費用を負担させてこそ、公平性が図られるし、ごみを減量させる上で有効だと考えます。

また、環境省の調査などによりますと、家庭ごみを有料化した市町村で不法投棄、これが増加をした自治体が45%もあるなど、有料化でこういった別の問題も新たに出てきてるわけですね。有料化はごみ減量には効果がないということをまず申し上げた上で、再度お尋ねをいたしますが、料金改正の計画があるかどうかという問いに対してですね、現時点ではお考えでないと言われました。ということは、先々値上げをすることもあり得るということなんではないでしょうか。今回、福岡市が3月議会でごみ袋代にごみ処理手数料を上乗せをして、1枚45円にするという議案を3月に可決をしております、10月からこれは実施されるようです。春日市は、今議会で同様の内容の議案が出されております。これは後でわかったんですが、福岡市ではあわせて事業系可燃ごみの直接搬入の手数料も値上げがされてるんですね。これは太宰府市民にもかかわってくる問題です。結局広域化の影響といえますか、福岡市に合わせるという形で市民への負担が次々と出ている。本当に広域化の問題点としては、やっぱり負担増というのが一番あると思うんですけど、太宰府市は現在既にごみ手数料もごみ袋代に含んだところで1枚40円という高目の値段ということで、ごみ袋代が高いということはずっと市民の方々からも言

われておりましたけれども、広域化で中間処理をですね、広域で行うようになって、どうも近隣市と足並みをそろえていかないかと、そういう傾向が見られますので、今回便乗値上げはあるのかないのかをまずはっきりとお答えをいただきたいと思います。それと、先々値上げをするとすれば、どういう事態になれば値上げが必要だとお考えなのか、その辺をお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今いろいろ申し上げられましたが、一応福岡市が10月からごみの有料化に踏み切るということにつきましては、私どもも十分承知をしております。先ほどご案内しました福岡都市南部におきましては、福岡市をはじめとする近隣の市町で構成をされておりますが、そうしたものと太宰府市のごみ袋の値上げという部分は直結をしてまいりません。それで、私が申し上げておりますのは、現時点ではというのは、現時点におきましてはそういうふうな部分は考えてないということでございます。じゃあ、どういうときに値上げをするのかという部分は、先ほど申し上げております広域化の影響と、このごみ袋の値上げとの相関関係はございませんので、それについての検討は一切しておりません。現時点では、値上げを考えていないということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 現時点ではということですから、またそのうち値上げ、多分検討されてくるだろうというふうに思いますけれども、そもそも私はこのごみ処理の福岡市への委託、これはやっぱり間違いだったというふうに私は思っております。そもそも広域化したきっかけはですね、大野城太宰府環境処理センターの炉が老朽化をして建てかえが必要になった。けれども、国が広域行政を推進していることや将来的に財政的な不安があったこと、加えて福岡市の清掃工場に受け入れる余力があったということから、福岡市に委託をすることがすんなり決まったようですけども、ただ後になってわかったことですけども、10年後をめどに新たに中間処理施設を建設するというお話があると。そして、その計画は着々と具体化に向けてですね、話し合われているようです。福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会の会議録、これをですね、福岡市の議員に見せてもらいました。そしたらですね、このように書いてあります。平成16年11月の会議録分ですが、これにはですね、「平成28年度に都市圏南部での処理を開始するためには、来年度ハード事業の協定を結び、建設地を決定し、地元や議会に説明し、用地確定を行わないと間に合いません。施設建設は多額の費用を要しますので、今後とも各市町が足並みをそろえて進めてまいりたいと考えています」、このように会長が言われています。私はこの会議録を見ましてですね、結局安く上がるからと言って委託をしたけれども、最終的には委託した方が高つくんじゃないか、そういう結果が出るんじゃないかとつくづく感じました。それと同時に、新たな建設、大型焼却炉の建設に向けてですね、その費用がまた住民に転嫁されるのではないかと、そういう不安を強く持っています。しかし、この福岡市の委託はです

ね、住民が選択して決めたことではありません。大体ごみ処理は区域内処理というのが基本原則です。住民や議会の声も十分聞かないまま、そしてまた情報開示も当時は私は不十分だったと思っていますが、その結果ですね、先々また新たな負担を住民に押しつけられても、それは納得できるものではありません。ですから、今後料金値上げということが今以上に起こると、そういうことはですね、やはり市民の立場から、新たな負担については認められないということをお知らせはしっかりと申し上げておきたいと思っております。それで、新しく平成28年度をめぐって新施設を建設するというお話なんです、平成17年度中に議会に報告をすると、そういう予定のようではございますが、これはいつご報告をいただけるのでしょうか。

それから、福岡市へのごみの持ち込み状況を見ますと、太宰府市からは南部と臨海と西部、この3か所に分けて持ち込まれております。南部工場が太宰府市から一番近い春日市にあるんですが、その委託契約を結ぶ際も、南部を主にというお話だったというふうに聞いております。しかし、臨海や西部にも運ばれている。そのために都市高速代として年間632万円もの処理委託料とは別に運搬料が余計にかかっております。この搬入先についての見直し、これは前、予算決算特別委員会にも1度言っておりますが、その後の経過をお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今申し述べられております、平成28年度建設予定の都市圏南部の協議会での部分については、いつごろ具体的なものを報告されるのかということでございますが、現在4市1町で検討会議を進めておりますので、それが公表できる段階になりましたら、公表させていただきたいというふうに思っております。

それから、太宰府市、大野城市のごみの主力工場が南部という形になっておったということでございますが、福岡市との委託の中では、南部工場を都市圏南部の主力工場として位置づけ、大野城市、太宰府両市の可燃ごみの受け入れを行っておるということでございます。福岡市分も相当量焼却しておりますので、搬入効率から、南部工場の受け入れ容量を超えたごみの搬入先は、臨海工場などで受け入れておりますという形になっておまして、当初から基本としております南部工場をベースにしてという部分は、一切今のところ変わっていないということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 最初からそういうお話だったということですが、こちら側としてもね、何もただでお願いしてるわけじゃなくて、ちゃんと委託料を払ってるわけですから、ですからその点はですね、言われたことあるんですか、その協議会の中で、提案をしていただいたことがあるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今現状がどうかといいますとですね、基本としましては南部2で臨

海1でございます。それで、一応そういうふうな部分は委託の、平成15年11月から、福岡市の方で、大野城市、太宰府市のごみを受け入れをさせていただいておりますが、そうした部分の中では、そうした形の中で先ほど申し上げてる南部工場をベースとした形で進んでおるということでございますので、協議会等々の中でその運搬費の云々という話は太宰府市、大野城市の方からは出した経緯はございません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ですから、それは最初の話であって、その経過の中で変更ができるもんだったら変更してほしいぐらいのやはり要望は上げるべきじゃないですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これは大野城市と太宰府市とひとつ共同で福岡市にお願いしておりますので、そういうふうな今山路議員の方からご指摘ありました件につきましては、大野城市とも調整をさせていただいて、そういうことを言うべきであるという結論であれば申し上げますし、そうでないということであれば申し上げないという形になろうかと思っておりますので、そうした意見があったということではし時間をお願いして調整をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしく願いしておきます。

とにかく有料化して幾ら料金を上げてでもですね、一時的には減るかもしれないけれども、ごみ減量の根本的な解決にはなりません。むしろ不法投棄を増やすだけではないかというふうに思います。安易に有料化すればいいという考え方ではなくてですね、もっと別の方策をやっぴり考えていくべきです。私がまだ救いだと思うのはですね、先ほどの南部の協議会の会議録の中で、各市町のごみ減量が成功すれば、新工場を建設しないという選択肢もあると、こういうことが書かれてあります。ですから、今こそやっぱり各自治体が真剣にごみ減量に取り組み、先々新たな負担を負わなくて済む。ならば、行政としてやっぱり今からやるべきこと、やらなければならないことをしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、1つ目の回答でごみの減量政策について家庭向けと事業向けとリサイクルと3点言われましたけれども、これ一般廃棄物処理基本計画、私ももらっているんですけども、結局これを読めばわかるんです、今の内容が。ですから、私がお尋ねをしたいのは、こういう市民任せや事業者任せの対策ではなくて、行政として何をしようと思っているのか、そこをお尋ねしたかったんですが、再度答弁を求めます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 行政としましては、先ほど申し上げてますようなことを基本にいたしまして、この基本計画に沿いましたところで目標値、先ほど議員の方から目標値の話が出ま

したが、その目標値に向かって努力をしていくと。だから、そういうことに対する協力を求めていくという形になりますんで、そういう政策をすることが行政での施策の一環であるというふうにご理解を願えればというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 結局のところは何もないということですか。例えばね、事業者に対する排出抑制及び減量化の推進のところでは3点ほど書いてありますけれども、これを実効性あるものにするためにはどうすればいいか。私がこういうのをやったらどうかっていうのですね、例えば市内のスーパーや商店の人たちでごみの減量推進協議会とかというものをつくってもらってですね、まず事業者に率先して実行していただくとか、ごみ減量推進を目的とした条例をつくってですね、事業者の責任を明確にして、非協力的な事業者に対しては罰則、市の立入調査、指導権限を強化する等のね、そういった具体的な行政としてできること、そういうことがあるのかどうかということを今回お聞きしたかったんですけども、2回目のご答弁でも特になかったんで、平成13年度に策定されたですね、これの前の基本計画、それも私見せていただいたんですけども、その平成13年度の組合が出している計画書は、本当に具体的にですね、検討すべき施策が書かれてあります。それをなぜ実行されなかったのか。多分されていないと思うんですよ。なぜ計画があっても進まないのか。進まなかった問題点は何なのか、その辺を部長はどうお考えか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 一応先ほどから申し上げておりますように、ごみの廃棄物処理の基本計画というのは、お手元に配付されておりますような形でございます。それで、22ページにありますように、その排出抑制の目標、先ほど言われました9%でありますとか、リサイクル目標の24%というふうな部分の達成を、平成22年度までに達成をしていこうという形にしておるわけでございます。それに沿いまして、先ほどから私の方が答弁申し上げておりますような部分で、それぞれのところで役割を担っていただいて、そして前進をさせていこうということでございます。それで、そういう努力をするにもかかわらず、ごみの量が増えているということにつきましては、その努力の方法、あり方について問題があるのではないかとこのように思いますので、この平成17年度のこうした基本計画に沿いまして処理をしていくと並行しながら、その見直しする点があれば、先ほど出ております、より具体的になぜ記載ができないのか等々も含めましてですね、平成18年度の計画に向けてそのあたりについては整理すべきものは整理をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私の考え方をちょっと述べさせていただきますけれども、ごみの減量でかぎを握っているのは、事業系のごみだというふうに私は思います。やはりスーパーや店舗が

ですね、ごみ減量に力を入れれば、それが自然と家庭にも、やはり買い物に毎日行きますからね、波及するのではないかと、そういうことが期待できます。まず、事業者に対するごみ減量推進プランを考えるべきではないかと。そして、以前は行っていたというごみの組成分析、これを実施して、家庭系、事業系それぞれのどういうごみが、内容が出てくるのかという現状の把握、これは当然必要だろうというふうに思います。先進的な取り組みをしている広島市ではですね、ごみの組成を家庭系と事業系に分けて、さらにそれを細分化して現状を把握した上で、市民や事業者にも減量、リサイクルの提起をしているということです。可燃ごみについては事業系、家庭系も力を入れていかなければいけないんですけど、そのほかりサイクルの現状についてはですね、太宰府市は他市に比べると進んでいる方だと思います。それは大変評価できます。ただ、このリサイクルというのは、やればやるほど経費がかさむんですね。分別、資源化にきめ細かく取り組んでいるところでは、資源化貧乏になると嘆いている、そういう現状があります。この根本的な原因は何なのかといいますと、容器包装リサイクル法によって自治体に資源ごみの収集運搬、保管の費用を負担させているということにあり、問題点はこのリサイクル法の中で製造者や事業者の責任やコスト負担というのが明確になっていないということが大きな問題というふうに言われております。本来容器包装などは、やはり製造者がですね、ある程度の責任で負担をすべきだというふうに考えます。自治体負担というのを解消するためには、リサイクル法に事業者の責任、コスト負担を明確に明記させること、これがやはり必要だと思っておりますので、これはですね、ぜひ市長会などを通じまして国に要望というか、意見を上げてくださるようお願いをいたします。

その件とあわせて、市長にお尋ねをいたしますが、福岡都市圏南部環境行政推進協議会で議論されている内容は当然把握をされていると思いますが、この10年後の新施設の建設について話は進んでいるけれども、まだ確定をしているわけではない、私はそう受けとめております。そうした経緯を会議に出ておられる職員は知っているはずなのに、今日の答弁を聞いても、ごみ減量に向けての具体的な策もない。真剣に取り組もうという意気込みもちょっと感じられませんでした。市長、このまま流れるように話が進んでいいと思っておられるのかどうか。ごみ減量についての市長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 将来のごみの処理問題につきましては、非常にいろいろの問題点が今ご指摘のとおりでございます。ごみの減量化、あるいはリサイクル化等々それぞれ取り組んでおります。本市におきましては、ご承知のように、福岡都市圏、特に福岡市と一緒に委託をして処理いたしておるところでございますが、将来計画につきましては、今ご指摘のように、福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会におきまして将来の計画、またごみ減量に対する対策等々協議いたしております、具体的な形で現在事務段階でいろいろ今将来の問題点を検討しておる段階だと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大体が焼却中心ですね、最新大型焼却施設建設を推進しているのは国でありまして、広域化して大きい施設をつくれと。じゃないと補助金は出しませんよという、こういった地方自治体の財政を圧迫させるようなね、こういった国のごみ行政そのものが間違いだと思っんですけれども、それに踊らされることなく、必要か必要でないかの議論は今後その南部の協議会の中でですね、市長はじめ部長、課長、しっかりとしていただきたいと思っいます。

それとですね、ごみ減量化はやっぱり行政内部で知恵を出し合っって、もうちょっと具体的な施策を早急に打ち出してくださるようによ要求しておきます。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月28日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時17分

~~~~~

# 1 議 事 日 程 ( 5 日 目 )

[ 平成17年太宰府市議会第3回 ( 9 月 ) 定例会 ]

平成17年 9 月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- 日程第 1 推薦第 1 号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 2 認定第 1 号 平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 3 認定第 2 号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 4 認定第 3 号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 5 認定第 4 号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 6 認定第 5 号 平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 7 認定第 6 号 平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 8 認定第 7 号 平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第 9 認定第 8 号 平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について ( 決算特別委員会 )
- 日程第10 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について ( 各常任委員会 )
- 日程第11 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) について ( 各常任委員会 )
- 日程第12 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について ( 環境厚生常任委員会 )
- 日程第13 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) について ( 建設経済常任委員会 )
- 日程第14 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願 ( 環境厚生常任委員会 )  
( H16.12 月上程分 )
- 日程第15 請願第 3 号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願 ( 環境厚生常任委員会 )
- 日程第16 請願第 4 号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願 ( 総務文教常任委員会 )

日程第17 議員の派遣について

日程第18 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

|                    |      |                         |      |
|--------------------|------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎 | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦 | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信 | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉  | 健康福祉部長                  | 古川泰博 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 永田克人 | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋  | 総務課長                    | 松島健二 |
| 財政課長               | 井上義昭 | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| 市民課長               | 藤幸二郎 | まちづくり技術<br>開発課長         | 大江田洋 |
| 上下水道課長             | 宮原勝美 | 教務課長                    | 井上和雄 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 |
| 議事課長   | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  |
| 書記     | 満崎哲也 |
| 書記     | 花田敏浩 |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

議長（村山弘行議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員として推薦していました平島富彦氏が去る8月31日にご逝去されましたことに伴い、後任の委員を推薦するものです。

議会推薦の後任の委員として平島秀一氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員に平島秀一氏を推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第2から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第9、認定第8号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第9までを一括議題とします。

日程第2から日程第9までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概算説明を受けた後、9月20日及び21日の2日間にわたり、市長のほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査内容もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。

平成16年度市税収入の減少や地方交付税が大幅に削減される中、災害復旧事業の実施などにより大幅な財源不足が高じて、極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなど積極的に行い、一定の成果が上がったという報告がありました。

この決算審査に当たりまして、ご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対して、改めてお礼申し上げます。

各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、別途決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としても事務報告書並びに追加審査資料も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても厳しい財政状況が続いていることから、監査意見書でも危惧されているとおり市民サービスの低下や行政事業執行の制限、地域全体の活性化への影響が懸念されており、危機的財政状況から脱却するあらゆる方策を実施し、市民、職員が一丸となって財政の立て直しに取り組まれるよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。

なお、各会計とも金額につきましては、千円未満切り捨てて報告します。

まず、認定第1号「平成16年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額241億4,283万6,000円、歳出総額232億5,776万2,000円で、歳入歳出の形式収支は8億8,507万円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源3億7,551万1,000円を差し引いた実質収支についても5億956万1,000円の黒字となっております。

しかしながら、財政調整資金の積立金とその取り崩し額を差し引いた実質単年度収支額は2億5,161万4,000円の赤字となっております。

さらに、地方債の残高は年々増加しており、平成16年度末では251億7,032万1,000円であり、前年度に比べて3.92%の増となっております。

また、経常収支比率も98.7%で、財政健全化と言われる75%を大きく上回っており、財政構

造の硬直化はなお一層進み、極めて厳しい状況になっています。

執行部にあっては、この厳しい財政状況を深刻に受けとめ、財政の健全化に向けて一層の努力を強く要望いたすものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額50億3,283万2,000円、歳出総額50億1,495万7,000円で、歳入歳出差し引き1,787万5,000円の黒字決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額、さらに国民健康保険給付支払準備積立金を加えた実質単年度収支額のいずれも赤字となっています。

また、歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億957万5,000円で、0.9%の増となっております。

国民健康保険事業は、医療費や医療給付費の増加にもかかわらず、被保険者の加入増に伴う保険税収入には結びついていないことから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、事業の健全な運営に、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額58億5,995万1,000円、歳出総額58億5,570万3,000円で、歳入歳出差し引きでは424万8,000円の黒字となっております。また、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は黒字となっております。

歳出の大半を占める医療費は57億4,035万3,000円で、前年度と比較しますと4.5%の増となっています。

老人保健は、保険加入者の高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後も厳しい財政状況が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

さしたる質疑もなく、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額で30億5,248万5,000円、歳出総額30億2,107万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,140万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっている。また、積立金を差し引いた実質単年度収支も黒字となっております。

介護保険制度は、年々進む高齢化社会にあって対象者の増加等により保険給付費が増大してきている状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されることをお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額2,251万4,000円、歳出総額2,209万4,000円で、歳入歳出の形式収支額は41万9,000円の黒字となっていますが、実質単年度収支額は54万円の赤字となっています。

収入未済額は、8,714万8,000円で、前年度に比較して7.49%も増加しております。そのうち貸付金の回収率は8.88%で2.36ポイント下回っている状況であります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成16年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成16年度の決算額は、歳入総額7,911万9,000円、歳出総額7,911万9,000円で、歳入歳出差し引き0円となっております。

内容は、高雄公園用地購入借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成16年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成16年度の水道事業における経営成績は、総収益額10億1,169万2,000円、総費用額10億8,358万4,000円で、7,189万2,000円の純損失が生じております。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しております。資金繰り及び支払能力は、おおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

また、水源の確保については、本年6月から海水淡水化事業からの本格的な供給が開始されることや、大山ダム、五箇山ダムからの供給も予定されてることから、水の供給安定が確保されると考えられます。

しかしながら、水道料金の滞納分にかかわる収納対策も大きく変化していることから、今後の収入確保に対する努力をお願いするとともに、経済的かつ効果的な運営に努力されるようお願いいたします。

質疑を終わり、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 8 号「平成16年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成16年度の下水道事業における経営成績は、総収益額17億2,100万2,000円、総費用額16億6,554万4,000円で、5,545万8,000円の純利益が計上されております。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率は、ともに低下しているものの、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

しかしながら、設備投資や維持管理または企業債の償還など、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、使用料収入の増加を図り、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第 8 号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件については審査報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第 1 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 2 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 3 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 4 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 5 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 6 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 7 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第 8 号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第 1 号に対する討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変決算委員会では、委員の皆さん、また執行部におかれましても大変審査にご協力いただきました。

決算委員長として討論ができませんでしたので、私はここで討論をさせていただきます。

討論内容については、反対討論であります。

まず、第1は、平成16年度地方債49億4,590万円で災害復旧財源対策債、減税補てん債、臨時財政対策債に対し、国は地方交付税で補てんすべきですが、地方に借金を押しつけ、地方交付税をはじめ国の負担分を5億6,373万3,000円の減額を行っていて、その結果、福祉、教育、行政運営に対し、予算執行上、事業の縮小や市民負担が強められました。

一方、国は、防衛予算や大型公共事業には予算を増額し、地方には借金を押しつける結果が明らかになっておりますので、反対をいたします。

2点目は、公共用地先行取得事業債残高は44億3,750万円です。元利は保証されておりますが、文化財の毎年の買い上げに伴う固定資産税の減収は、累計で2億3,500万円以上になっていて、今後の買い上げ管理等が市民負担となる点にも反対をいたします。

3点目は、年々増加する債務負担行為額は、決算で73億円を超えていますので、見直す必要があります。特に清掃業務や警備業務など、業者に3年間もの営業を保証する行為は改善すべきで、この20年以上、同一業者が公共事業を継続しています。入札時には入札参加の業者を大幅に増やすなど行い、また単年度入札などを行って経費の削減を強く要求いたします。

4点目は、公的な団体補助金と任意の社会運動団体の補助金を区分し、適正な補助金支出をすべきです。再三改善を要求しておりますが、解放運動団体関係だけでも2,111万8,400円、平成16年度の補助金交付しています。この団体と比較して、他の団体と比較して納得できる補助金ではありませんので、見直しを要求し、この補助金について反対をいたします。

最後に、平成16年度決算では各課の職員は少ない予算の中で努力、執行いただき、評価する点も多くありますが、決算審査で歳入歳出の問題点もあり、賛成できないので反対討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 平成16年度決算認定に当たり、賛成の立場から討論いたします。

平成16年度の一般会計の決算を見ますと、単年度2億5,161万4,210円の赤字、また財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、平成15年度より4.9%上昇し98.7%となり、大変深刻な状況となっております。

今後、市の自主財源の大きな柱であります個人住民税については、近隣市町村に比べても高い高齢化率の進展により大幅な増加は期待できず、また三位一体の改革により交付税の減額はさらに進み、厳しい財政運営は避けられません。

このような状況の中で、平成16年度の決算認定に当たり、以下のような要望を述べ、賛成といたします。

まず、市が行う契約のすべてにおいてコスト意識を徹底させること。今行っている随意契約、指名競争入札をできるだけ減らし、競争性、透明性を持った一般競争入札へ移行すること。

2つ、補助金制度を抜本的に見直すこと。

3つ、地域コミュニティを推進させ、市民との協働のまちづくりを実現させること。このことにおいては、市民の理解を得るための情報公開、情報提供が不可欠であり、また今年度予算・決算特別委員会に提出されました施策評価は大変有効であり、今後施策評価の中に示されています実績値を把握し、精度を高めていくことが重要であるかと思えます。

さらに、この施策評価に当たり、第三者、市民などを交えた第三者の評価がさらに精度を高めていくことが不可欠ではないかと思えます。

歳入におきましては、市の目標人口としています7万2,000人を実現させるためにも、JR太宰府駅の早期実現は優先課題であり、このJR太宰府駅の実現へ向けて、市が徹底した取り組みをすることが肝要だと思います。さらに、若年世代の人口流入を図るために、子育て支援、また教育環境の整備をさせ、情報に敏感な若年者の流入を図ること。

さらに、観光におきましては、これまでの観光プランに加え、新たな太宰府市の歴史的景観などの資源を有効に活用した新たな観光プランを策定し、二、三時間で回れるコースの実現、そのようなシニア向けあるいは少人数向けの観光プランをつくりながら、税収増へ向けていくことが何より必要ではないかと思えます。また、これまでの短時間の滞在型を減らすためにも周遊型、それと交流の拠点として、大型の観光ホテルの誘致は大変税収増に期待が持てるものではないかと思えます。

以上のようなことを述べ、私の討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、反対の立場から討論をいたします。

平成16年度の国の動向を振り返ってみますと、年金保険料の引き上げをはじめとして、生活保護の給付削減、高齢者への増税、住民税均等割の増税など庶民に痛みを押しつける政策が小泉内閣によって次々と進められました。この負担増計画は、平成16年度から平成18年度までの3年間で、実に7兆円にも及びます。政府は、景気は回復したと言いますが、企業収益が改善をしているのは一部の大企業のみで、その高収益の要因の一つにリストラなどのコスト削減があります。デフレ不況とリストラの影響で家計収入自体が減少している中で負担増ですから、そうした悪影響が3年連続減収という市税収入状況にもあらわれていると思われま。

一方、三位一体改革で平成16年から平成18年度の3年間に地方向け国庫補助負担金をおおむね4兆円廃止、縮減することを中心に、地方交付税制度の縮減、税源移譲を含む税源配分の見直しを進めていくことが打ち出され、平成16年度は公立保育所運営費、義務教育費国庫負担金

の退職手当、児童手当等の一般財源化などが実施をされました。移行に伴い減額が生じた分は交付税で補うとされていますが、地方交付税の財政保障機能そのものが縮小されようとしている中で、その保障はありません。そもそも義務教育や公立保育所については、国が負担金として当然責任を負うべきものです。事業は投げ渡すが金を出さないというこうした流れは、国の責任放棄とも言え、とても改革の名に値するものではないということを述べておきたいと思います。

こうした国の悪政のしわ寄せが、様々な形で地方自治体に来ているわけですが、確かに国の方針に従って事業をしないと補助金が出ないとか、交付税に影響が出るとか、民間委託に関してはそうした傾向が強いと言えます。しかし、何でもかんでも民間委託をしていいのでしょうか。福祉や教育に関する事業については、市が責任を持って直営でしてほしいというのが大方の市民の声です。

平成16年度は、水城西小学校の給食が民営化をされました。今でこそ、小学校給食の民営化に対して大きな反対運動はありませんが、だからといって認めているわけではなく、多くの市民がこの不安を持っていることは忘れないでいただきたいと思います。

それから、補助金の適正化、見直しをと言いながら、一部の同和運動団体だけは優遇をし、補助金を投げ渡ししていることについて、この矛盾を市民に指摘をされたら説得できるだけの説明ができるのでしょうか。補助金の適正化をおっしゃるのなら、まず真っ先に改めるべきです。同和対策事業については、年数をかけて見直すというお考えがあることは、何度も説明を受けておりますけれども、やはりいつまでも聖域化をすべきではないと思います。

次に、子育て支援について、これは要望ですが、保育所待機児童数が毎年20人から30人、なかなか解消できないまま来ております。新規事業も当然大事ですし必要ですが、保育所入所は子育て支援策の中でも最も市民要望の高い施策です。平成16年度は大佐野保育所が新しくできたので、1年様子を見ていたとお答えでありましたが、新年度におきましては優先的に保育所入所の対応策を講じてくださるように要望をいたします。

施策の中で賛成できないものがありますので、決算については反対をいたしますけれども、厳しい財政状況の中で、職員の皆さんが努力をされていることは理解をしているつもりです。ただ、市の財政も大変ですが、市民の暮らしも本当に大変です。これからますます増税の影響を受け、厳しくなってくることが予想されますが、本当に生活が苦しくて、税金などを納められないという市民の方々に対する対応、これは十分に配慮をしてくださるように最後をお願いをいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は

起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、認定第 1 号は認定されました。

認定 賛成 17 名、反対 2 名 午前 10 時 32 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 2 号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 2 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 2 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 32 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 3 号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 32 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 4 号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 4 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 33 分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号に対する討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり決算委員会で審査をいただきましたが、討論ができませんでしたので、ここで反対討論をさせていただきます。

認定第5号「平成16年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」反対討論をいたします。

監査意見書でも指摘されており、償還金は年々減少し、滞納額は決算で8,714万8,609円となっています。回収率は、平成16年度は最低で8.8%。同和対策事業として大変利子の安い制度の中で、土地建物の取得貸付制度を設け事業を行ってききましたが、貸し付けを受けたが返済をしない状況が年々増加していて、その対応に毎年繰越金で収支を調整しています。議会でも再三指摘を受け、回収率向上を執行部は回答していましたが、一向に改善されません。今日まで法的な対応もとらず、このような予算執行決算は認められませんので、反対をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

認定 賛成18名、反対1名 午前10時35分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時35分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第8号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時36分

~~~~~

日程第10 議案第66号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第10、議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会及び環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、両委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第66号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」総務文教常任委員会所管分について、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は、本年3月をもって、文化財保存活用計画の策定が終了したために、附属機関である「太宰府市文化財保存活用計画策定委員会」を廃止する案です。

本議案については、委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託されました議案第66号「太宰府市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、地域福祉計画及び次世代育成支援計画の策定が完了したことに伴う委員会の廃止と、福祉有償運送の円滑な運営を図るために、運送許可申請に必要な事項について協議をするための機関として福祉有償運営協議会を設置することです。

福祉有償運送運営協議会については、協議会の委員数は8名で、1回の開催で終了する予定であること。運送許可申請の見通しは、現在のところNPO法人が1件であること。国の運営規則に沿った太宰府市の独自の運営指針を策定していくということを質疑において確認をいたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第66号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する総務文教常任委員長及び環境厚生常任委員長の報告は、原案可決です。  
両委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第11 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款1項4目友好都市交流関係費172万4,000円ですが、新たに友好都市を締結します宮城県多賀城市との調印式及び祝賀会開催にかかわる経費として計上しています。

10款5項7目原因者負担分文化財調査事業関連費の2,574万3,000円については、発掘箇所が西鉄二日市駅北側操車場ほか4件で、西鉄のほか4社からの負担金により調査を行うことを確認しております。

歳入の主なものについては、16款2項1目1節土地売り払い代金1,762万3,000円は、砂防ダム建設予定地の売却代金として補正されております。

9款1項1目1節の地方特例交付金は、1,506万7,000円、10款1項1目1節普通交付税は6,730万円減額補正されており、これらともに確定額であるということでした。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第67号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、6款農林水産業費で、昨年吉松地区でJR横断水路が詰まったためにアパートが冠水したことから水路を改良するための工事負担金、北谷地区の農業用ため池の護岸侵食に伴う整備費、8款土木費で、正尻・川久保線、国分寺交差点から200mほど行ったところの西鉄大牟田線のアンダーに設置しているポンプの交換費用、通古賀地区まちづくり交付金事業として、委託料の減額、工事請負費、そして落合浄水場を公園化するための公有財産購入費が計上されております。

歳入については、歳出財源としての国庫負担金、補助金、繰入金、市債が、それぞれ減額と増額の補正がされております。

また、第2表の地方債補正でも同様に歳出財源として補正されております。

審査において、JR横断水路改良工事負担金について、1m当たりの単価が100万円を超えておりますので、工事の内容を確認しております。単価が高くなる理由としては、推進工法により今あるパイプよりも大きなものを設置するもので、線路が陥没して列車が脱線しないように深夜の工事で薬剤を注入し、1日に何度も高さを測量しながら工事を進めることから単価が高くなるということでした。

アンダーに設置しているポンプの交換については、今までに2度冠水したとの説明がありましたので、市民の生活に支障を来さないように早く交換するよう要望しております。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第67号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第67号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、介護保険事業特別会計への繰出金の増、1,534万7,000円、議案第66号で報告しました福祉有償運送運営協議会の設置に伴う委員の報酬等の増、5万1,000円、国民年金未納者所得情報提供のためのシステム開発料の増、26万3,000円、児童扶養手当の増、584万5,000円、10月開始予定のファミリー・サポート・センター事業を市内の団体に委託することに変更したことに伴う減、199万7,000円が補正されており、歳入については、それに伴う補正となっております。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第67号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり議案第67号を原案とおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分

~~~~~

日程第12 議案第68号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案第68号は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第68号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、9月12日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,667万5,000円の追加補正がなされており、その内容は、介護保険法の改正に伴うものです。

質疑において委員から、施設等の居住費や食費が個人負担になることについて、利用者やその家族への説明方法を確認したところ、対象者には既に文書にて案内しており、また市の広報等で案内する予定にしているとのことでした。

質疑を終わり、討論では、今回の介護保険法改正は、高齢者やその家族に対する精神的、金銭的にも負担を負わせるような内容となっており、それに伴う補正予算には賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、大多数で議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 介護保険事業特別会計補正予算については、反対討論をいたします。

今回の補正は、介護保険法の改正により10月から実施をされる新たな施策のシステム改修に伴うものです。

在宅者との費用負担を公平にするという理由で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の居住費と食費、ショートステイの滞在費と食費、通所サービスの食費などを、入所者、利用者の負担とするものです。

居住費と食費の負担、いわゆるホテルコスト導入の問題点として、従来型個室の利用者を例にとりますと、居住費だけでも月5万円という負担増になりますが、これが負担をできなければ施設から在宅へ戻らざるを得なくなります。しかし、身内がいても現実には夫婦共働きでとて

も家では介護ができる状況ではないという家庭が増えており、行き場を失う高齢者も出てくる  
ことが予想されます。また、通所サービスにおいても食費を自己負担にし、利用を抑制するこ  
とは、在宅の高齢者の食事を乏しくするだけではなく、外出や入浴の機会を減らしてしまうな  
ど、高齢者の健康にも影響が出ることが予測されます。結果として、高齢者の人権を著しく侵  
害する事態を招きかねない改正だと思えます。

それから、食費、居住費を保険給付から対象外とすることに伴って、施設側に対する介護報  
酬が減額となりますが、これは介護に携わる労働者の環境に大きな悪影響を及ぼします。今で  
さえも介護労働者の低賃金、劣悪な雇用形態が問題視をされているのに、これで介護報酬が削  
減をされれば、介護の現場では混乱が起こり、労働者のみならず施設に入所されている高齢者  
の方々の処遇条件の低下にもつながりかねません。実際、2003年に介護報酬が引き下げられて  
から、利用者の死亡を含む介護事故が頻発をしているといった調査結果も出ております。

利用者にとっては大きな負担増となるために、政府は一応低所得者の負担軽減措置というの  
を設けてはおりますが、中身については極めて不十分なもので、かつ利用者本人が申請をし  
て、認定を受けることが必要という高齢者に対する配慮が全くない申請主義方式をとっていま  
す。

介護や療養を必要とする高齢者とその家族にとって、深刻な問題を抱えさせ、高齢者の尊厳  
を踏みにじる今回の介護保険法の改正については、高齢者の負担増と十分な対応策がとられて  
いないということで反対ですので、それにかかわる補正についても賛成できません。

以上で討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに  
賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時58分

~~~~~

日程第13 議案第69号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第
1号）について」を議題とします。

本案は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第69号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」につきまして、9月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主なものとして、営業外収益で、水道メーター検針のお知らせの裏面に広告を掲載したことによる収入増と、通古賀都市再生整備事業により、落合浄水場用地を公園として整備することに伴う用地の売却や施設の除去に関連する補正と、大佐野浄水場配水池2か所の耐震調査などが計上されておりました。

質疑において、委員から落合浄水場の用地は区画整理完了後に売却した方がよいのではないかとの質問に対して、区画整理により50%程度の減歩があり、公園の面積が2分の1になり、市は今のうちに広さ3,087㎡の公園用地を購入したいということから今回まとまったとのことでした。なお、現在ある井戸3本については湧水対策用としてそのまま残しておくとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時01分

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」及び日程第15、請願第3号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定に関する請願」を一括議題にしたいと思いません。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14と日程第15は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 昨年12月の本会議で、環境厚生常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」及び今回審査付託されました請願第3号「男女共同参画推進条例の制定に関する請願」につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

まず、請願第11号について報告いたします。

本請願は、昨年12月からこれまでの継続審査として協議してまいりましたが、今回付託された請願第3号と関連があるため、今後あわせて詳細に調査研究を行うためにも、引き続き継続審査とすべきではとの意見がありました。

よって、継続審査とすることで採決を行い、その結果委員全員一致で請願第11号を継続審査すべきものと決定しました。

次に、請願第3号について報告いたします。

本請願につきましては、請願第11号を継続審査とする理由と同様、継続審査すべきではとの意見と、請願内容に賛成したいとの意見がありましたが、継続審査すべきではとの意見が出されたため、まず本請願を継続審査とすることで採決を行いました。その結果、大多数賛成で、請願第3号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第11号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから、討論、採決を行います。

請願第11号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第11号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時04分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第3号について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 請願第3号については、賛成の立場から討論をいたします。

条例の制定については、私も平成13年12月議会で初めて一般質問で取り上げてからこの間早期制定を求めてきた一人でありますし、請願内容にあるように、条例に実効性を持たせる意味からも、第三者機関による苦情処理の救済制度は必要であるという点についても同じ考えを持っております。

なぜ条例制定を早くしてくださいと言うのかといえ、それはまだまだ男女性差別や女性ベッ視などの人権侵害がはびこっているからです。雇用の分野における賃金格差、子育てと仕事の両立支援の不十分さ、セクハラやDVなど身近なところで幾らでも是正をしなければならないことがあるからこそ、早く条例を制定して、例えば事業主に対しては、男性も女性も育児休業をとれるように配慮してくださいとか、セクハラなどの人権侵害を防止する手だてや、2次被害を起こさない対策をきちんと考えてくださいとか、家庭内にあっても暴力などで相手の人格を否定するような行為は許されないんですよと、そうした男女平等に関する啓発を力を入れてやってくださいということなんです。

そして、幾ら啓発をしても解決をしない問題の対応策として、苦情処理や救済をする機関はきちっと設置をしておくべきだと、それも行政内部の機関であれば、役所内部の問題や、行政がかかわる相談、苦情において公平、公正な判断ができるかが問われるので、第三者機関にすべきであるということが審議会答申でも述べられているのですけれども、これは人権問題を考えていく上で、ごく当たり前の主張だというふうに思います。

いずれにしても身近な救済機関というのは必要だと思いますし、今後の取り組みによって太

宰府市の姿勢が問われてきます。

条例の早期提案を執行部に要望をいたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第3号は、継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時08分

~~~~~

日程第16 請願第4号 教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第16、請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

請願第4号は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 請願第4号「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告します。

この請願について委員に意見を求めたところ、請願の内容が請願者に提出いただいた参考としての意見書案の内容に結びつかない点が見られるという意見や、教職員の待遇だけに目を向けるのではなく、家庭教育にももっと重点を置くべきではないかとの意見が出されました。

調整をいたしましたが、このような意見が出された後に、もう少し様々な情勢を見たいということで、継続審査をお願いしたいという意見が出されたので、本請願を継続審査とすることについて採決を行いました。

その結果、請願第4号については、大多数をもって継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただいまの委員長報告では、継続審査というご報告でしたけれども、三位一体改革による義務教育の国庫負担制度の廃止、税源移譲については、昨年の秋ごろに日本PTA全国協議会をはじめ多くの教育委員会、地方議会が、義務教育国庫負担制度の堅持を求めるとともに意見書を上げたことで、具体的な削減方法などが決まらないまま先送りをされていましたが、政府の方針としては、国庫負担金を廃止、縮小し、税源移譲をしていくという方向性に変わりはありません。

2005年度は、暫定的に削減した負担金と同じ額を税源移譲予定特例交付金として各都道府県に交付をするという措置がとられましたけれども、その後中央教育審議会での検討を経て、今年、2005年中に具体的な結論を出すというのが政府の意向です。

そういう国の動向について、委員の皆さんは理解の上で継続審査になったのでしょうか。

率直に申し上げまして、12月議会では時期を逸すると私は思いますが、そうした意見が出なかったのかどうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいまありましたが、毎年国に上げております。その結果、この教育予算に対する補助金が年々減額されておまして、教育に対する財政力豊かなところは充実した教育ができる、一方その財政力のないところでは格差ができるという内容もありますし、そういう状況で今日までずっと意見書を上げてまいりました。

私の個人的な意見ですが、直接この地方自治体にかかわりがあるというか、国に対する要望については、やはり意見書を上げるというのがどこの自治体でも行われているようですが、審議の中では少し、皆さん、お手元にあると思いますが、この請願の内容とそれから意見書と同時に審議をしていきました。委員からも定期的に請願内容と意見書内容が、ちょっとどうしてもかみ合わないところもあるということで、休憩を挟んで調整をいろいろしてまいりましたが、最終的には継続ということで、本日の新聞にも大変教育予算について大幅な国の補助金の減額が発表されておりますが、やはり12月には地方自治体に対する補助金の削減、これが大変大きな影響を受けますし、現在のところ国が責任を持っている教職員給与関係が県の予算になれば、相当地方自治体にも影響を受けることは事実です。

そういう内容がありまして、意見書案の修正もできますので、12月議会には所管の委員会でこの請願内容についても様々な意見の上で調整はしていきたいし、提出者のご協力もいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8 番渡邊美穂議員。

8 番（渡邊美穂議員） この「教育予算の拡充と全国の教育水準を守ることを求める意見書に関する請願」については賛成、そして継続審査については反対の立場から討論いたします。

この常任委員会の審議の際に、義務教育費などの税源移譲によりまして自治体の裁量権が増えるのはいいことであり、国の動向を見るためにも継続審議にすべきであるという意見が出ました。

場合によっては国の動きを見ることも必要です。しかし、小・中学校を実際に抱えているのは市町村です。これは、昨日の西日本新聞ですけれども、ここにもアンケートに答えた全国市町村長の83%が現状の国庫負担を要望しているというデータが出ています。昭和の時代にもこの義務教育費が一般財源化されまして、わずか2年で撤廃され、教育現場が混乱した経緯があります。同じことを繰り返し、再び子どもたちに影響を与えることは許されないと私は思います。

以前と比較いたしまして、子どもたちの問題行動の原因が多様化し、激増していることは皆さんご承知のとおりです。家庭の教育力が低下していることが指摘される中、県や市町村の、それこそ裁量によりまして30人以下学級を実現しているところでは、非行の減少など成果を上げているところが少なくありません。これは、現在の教職員数を国が保障していることがその理由の一つと言えます。全額税源移譲され、個人住民税で教育費を見ると、福岡県の場合は約40億円削減されます。逆に東京都は約2,000億円増額されます。したがって、福岡県では削減分の40億円、教職員数にすると四、五百名分になりますが、これをすべてカバーするかどうか、つまり現在の教職員数を維持するかどうかは県の裁量になり、30人以下学級の実現に向けては大きく後退することになります。それとは逆に、東京都では、例えば20人学級の実現など教育予算の大幅な増額も可能になるわけです。

先ほど申し上げましたこのアンケートの中におきましても、人口5万人未満の自治体で86%、5万人以上10万人未満の自治体で82%が現状の国庫負担を求めています。つまり、大都市ほど優遇されるという危機感を市町村が持っていると言えます。仮に福岡県の裁量で教職員数が減ることになれば、学校を抱える太宰府市はそのあおりを直接受けます。教職員数が減れば、当然ながら学級数を減らさなければなりません。市の裁量で現在の学級数を維持するかどうか、これを決定しなければならないわけですが、太宰府市の場合は、厳しい財政で苦しい決断を迫られることにもなりかねません。

私たち議会は、市民の声を代表しています。三位一体改革によって税源移譲され、自治体の裁量権が増すことは理解しますが、その財源を子どもたちの教育に関するところから引き出すことには反対です。子どもたちは日本全国どこにいても一定基準の教育を受ける権利を持っており、それは国が保障しなければなりません。さきに申し上げましたとおり、この税源移譲は地域によって教育水準格差を生む可能性があり、直接影響を受けるのは子どもたちです。市民の多くは子どもたちの教育の充実を望んでおられると、私は思います。国を見るのではなく、

国の結論が出る前に市民の声を国に伝えることが、市町村議会の役割であると私は思います。

以上のような理由から、この請願には賛成し、継続審議には反対し、討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この請願については、私も賛成の立場から討論をいたします。

今年度の文教予算を含む文部科学省予算を見ますと前年度比の5.4%、3,266億5,400万円減の5兆7,332億7,100万円で、3年連続削減をされております。これは、三位一体改革の政府与党合意に基づいて、義務教育費国庫負担金が4,250億円、そのほかに約230億円、合わせて4,469億円が削減をされたことが大きな要因です。

政府が進める三位一体改革は、地方分権の推進という看板とは裏腹に、地方への国の支出を削減することが本来のねらいであります。義務教育費国庫負担金については、2006年度までに8,500億円の削減を行うこととし、2005年度についてはその半分の4,250億円を削減し、同額を暫定措置の税源移譲予定特例交付金として都道府県に交付がされることになりました。

国庫補助負担金の制度であれば、国は必要経費の一定割合を法令に基づいて責任を持って自治体に財源を保障、支出をしなければなりませんけれども、これが税源移譲に切りかわれば、その後は地方交付税を縮小することによって、国の支出を抑えることができるわけです。なおかつ、国の言う税源移譲とは、所得税から個人住民税への移行ということであり、人口と所得の多少によって税収が異なりますから、当然地域間格差が出てくることは必然的です。

義務教育費が一般財源化され、しかも地方税と地方交付税が大幅に不足をする事態となれば、小・中学校の教員数が標準を下回る事態や、学校の統廃合、学校予算の削減など請願にあるように全国同水準の教育行政を維持することが困難になることは必至です。

私ども地方議会としては、やはり憲法第26条にうたわれた国民の教育権を保障すべきとの立場で、標準的な住民サービスを保障するために必要な財源措置や地方交付税の財源保障を求めて、早急に国に対して意見を上げるべきだと思います。

先ほど、質疑でも言いましたように、今後負担金をどういう内容、また、どういう方法で削減をするのかということについては、2006年度の予算編成に向けて、今既に中央教育審議会の中で検討、論議されている最中ですので、12月議会では遅いのではないかという意味からも、継続審査には賛成できません。

もし、意見書を上げる場合においては、請願者提出の意見書案では内容に不備があるようですので、そのときは修正を求めます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、請願第 4 号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成15名、反対 4 名 午前11時22分

~~~~~

日程第 1 7 議員の派遣について

議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第17、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第 1 8 閉会中の継続調査申し出について

議長 (村山弘行議員) 日程第18、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出があっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長 ( 村山弘行議員 ) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第 3 回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 村山弘行議員 ) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第 3 回定例会を閉会します。

閉会 午前11時23分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年11月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 山路一恵

会議録署名議員 小柳道枝